

# 教育委員会定例会事項書

令和2年3月9日(月)

13:30~ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 黒田委員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 議題

議案第72号 専決処分の承認について(令和元年度三重県一般会計補正予算(第9号))

## 4 報告題

報告 1 三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画(案)について

報告 2 第四期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」(案)について

報告 3 教職員の資質能力向上支援事業の令和元年度実施結果及び令和2年度概要について

報告 4 令和元年度第2回みえスタディ・チェックの結果について

報告 5 県立学校施設に係る長寿命化計画の最終案及び実施計画案について

報告 6 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(案)(教育委員会関係)について

報告 7 次期「三重県教育ビジョン」最終案について

報告 8 三重県特別支援教育推進基本計画の最終案について

報告 9 三重県文化財保存活用大綱の中間案について

報告 10 「第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)」【最終案】について

## 5 閉会宣言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日 時

令和2年2月13日(木)

開会 13時30分

閉会 14時16分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 大森委員

### 4 採択議案の件名

議案第69号 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第70号 職員の懲戒処分について

議案第71号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

該当なし

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



議案第72号

専決処分の承認について（令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号））

令和2年2月25日急施を要したため、別紙のとおり令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和2年3月9日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。





教委第17-1493号  
令和2年2月25日

三重県知事 鈴木英敬様

三重県教育委員会教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく  
教育委員会の意見について

令和2年2月25日付け総務第07-149号で照会のありました、令和2年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」については、原案に同意します。

事務担当

三重県教育委員会事務局

教育財務課 予算決算班

TEL 059-224-2943

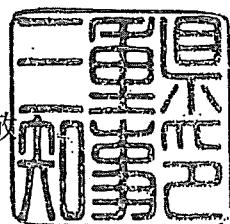
FAX 059-224-2319



総務第 07-149 号  
令和 2 年 2 月 25 日

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子 様

三重県知事 鈴木 英敬



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育  
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に定められた「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」について、令和 2 年定例会に提出する議案を作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部財政課 池中 (PHS 5302)

議案第 72号

令和元年度三重県一般会計補正予算(第9号)  
【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教 育 費	教 育 総 務 費	23,924,520	▲ 240,167	23,684,353
	小 学 校 費	54,217,917	▲ 140,964	54,076,953
	中 学 校 費	29,979,399	▲ 96,217	29,883,182
	高 等 学 校 費	35,942,714	▲ 146,290	35,796,424
	特別支援学校費	11,956,794	▲ 62,708	11,894,086
	社会教 育 費	523,326	▲ 105,206	418,120
	保 健 体 育 費	502,896	▲ 22,754	480,142
合 計		157,047,566	▲ 814,306	156,233,260

**歳出補正予算の主な内訳**

(単位:千円)

事 業 名	補正前の額	補正額	補正後の額	内 容
<b>教育総務費</b>				
教職員退職手当	14,952,218	▲ 252,031	14,700,187	退職手当の再算定による減額
高校生等教育費負担軽減事業費	3,896,672	▲ 59,598	3,837,074	高校生等奨学給付金等の実績見込の精査による減額
事務局人件費	2,413,423	93,947	2,507,370	人件費の再算定による増額
<b>小学校費</b>				
小学校人件費	52,334,032	▲ 94,334	52,239,698	人件費の再算定による減額
<b>中学校費</b>				
中学校人件費	28,898,031	▲ 59,386	28,838,645	人件費の再算定による減額
<b>高等学校費</b>				
校舎その他建築費	1,580,982	▲ 57,055	1,523,927	入札差金による委託料等の減額
高等学校人件費	28,308,402	▲ 54,843	28,253,559	人件費の再算定による減額
<b>特別支援学校費</b>				
特別支援学校人件費	10,080,090	▲ 24,605	10,055,485	人件費の再算定による減額
<b>社会教育費</b>				
受託発掘調査事業費	288,456	▲ 103,641	184,815	国及び中日本高速道路(株)からの受託事業の減による減額
<b>保健体育費</b>				
運動部活動支援事業費	147,380	▲ 21,782	125,598	全国・ブロック体育大会等の実績見込の精査による負担金、旅費等の減額
県立学校児童生徒等健康管理事業費	61,206	3,186	64,392	新型コロナウイルス感染症予防のための手指の消毒液購入等による増額

## 繰越明許費

(単位:千円)

事業名	内 容	金額	繰 越 理 由
<b>高等学校費</b> 校舎その他建築費	四日市南高等学校雨水対策工事	5,050	工法の検討に不測の日数を要したため。
<b>社会教育費</b> 鈴鹿青少年センター費	高圧受電設備改修工事	5,263	工事日程の調整及び機器の調達に不測の日数を要したため。
合 計		10,313	



報告1

三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画（案）について

三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画（案）について、別紙のとおり報告する。

令和2年3月9日提出

三重県教育委員会事務局  
教職員課長



# 三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画（案）について

令和2年3月9日  
教職員課

## 1. 障がい者雇用率について

県教育委員会では、平成31年3月に策定した「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」に基づき、障がい者雇用の推進に取り組んできたところですが、令和元年6月時点の障がい者雇用率は、法定雇用率2.40%に対し2.29%となりました。

【本県教育委員会における雇用率の推移】（各年6月1日現在）

年度	29年	30年	R1年
雇用率	1.98%	2.15%	2.29%
障がい者数	214.5人	232.0人	284.5人
法定雇用率を満たす 障がい者数との差	▲23.5人	▲26.0人	▲13.5人
法定雇用率	2.40%		

## 2. 三重県教育委員会障がい者活躍推進計画について

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年4月1日に施行されることに伴い、障がいのある職員が、その有する能力を有効に發揮して職業生活において活躍するための取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、国及び地方公共団体の任命権者は、国の障害者活躍推進計画作成指針に即して「障害者活躍推進計画」を作成することが必要となりました。

県教育委員会では、「障害者活躍推進計画」作成にあたり障がいのある教職員を新たに構成員として加えた「三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム」を設置し、これまでの推進方策の取組状況をふまえ、採用及び定着等に関する目標の設定、障がいのある職員一人ひとりに合った職務の選定・創出、職場環境の整備など計画の内容について協議を行いました。

また、推進チームでの協議に加え、計画の内容については障がい者団体及び職員団体からも多様な意見をいただきました。

これらの意見等をふまえ、推進方策を一部見直し、別紙のとおり「三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」をとりまとめたところです。

## 3. 採用について

令和2年1月採用については、非常勤職員（業務補助職員）13名（県立学校に4名、小中学校に8名、事務局に1名）を任用しました。

令和2年4月採用については、教員採用選考試験における障がい者特別選考において教員2名、身体障がい者及び精神障がい者を対象とした市町立小中学校職員採用選考試験において事務職員2名を採用する予定です。非常勤職員については、学校業務支援員（旧：業務補助職員）14名を募集し、現在2次選考を行っているところです。

#### 4. 今後の対応

次年度以降は、「三重県教育委員会障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりに注力して取り組むとともに、計画的な採用を進めるなど障がい者雇用を一層推進してまいります。

## 三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画（案）

平成 31 年 3 月に策定した「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」を一部見直し、「三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」とします

令和 2 年 3 月

- 三重県教育委員会は、平成 19 年度以降の障がい者雇用率の算定にあたり、「障がいのある教職員の状況調査」を実施してきました。しかしながら、障がい者手帳そのものを直接確認しなかったことや、これまでの調査方法を正しいと思い込み、疑うことなく実施してきたことなどの危機管理意識の不足、障がい者雇用制度の重要性の認識や関係法令の理解が不十分であったことから、その算定に誤りがあり、法定雇用率を充足していたとしていた平成 26 年度以降も法定雇用率を下回る状況でした。このことは、障がい者の雇用の機会を奪うことになるものでした。
- その後、所属長が職員から手帳の提示を受け確認することや、状況調査の様式に手帳を有する者が手帳の内容に基づき記入することを端的にわかりやすく明記するなど調査方法を見直し、再発防止を徹底してまいりました。
- さらに、障がい者が働きやすい職場環境づくりに取り組むため、「三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム」を設置し、障がい者に対する理解促進や、障がい者一人ひとりに応じた業務、勤務形態、相談体制等の職場定着の取組などについて協議を行い、関係法令や、障がいのある職員の勤務の状況・意見、障がいのある職員が勤務する所属として行っている対応の状況、既に退職した非常勤職員の退職するに至った理由、団体の意見をふまえ、平成 31 年 3 月に「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」（以下、「推進方策」という。）をとりまとめ、令和元年度はこの推進方策に沿って取組を進めてまいりました。
- こうした中、令和元年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正され、障がいのある職員が、その有する能力を有効に發揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障がい者活躍推進計画）」を作成することが義務付けられました。
- 三重県教育委員会は、国の障害者活躍推進計画作成指針に即し、採用及び定着等に関する目標の設定などを加えるとともに、これまでの実施状況についての検証結果を踏まえ、推進方策を一部見直し、県教育委員会における障がい者活躍推進計画（以下、「活躍推進計画」という。）とし、障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

## 1 基本的な考え方

本県では、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を平成30年10月1日に施行するなど、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しているところであり、このことをふまえ県教育委員会では、「共生社会の実現」、「障がい者が働きやすい環境整備」を基本的な考え方として障がい者の活躍推進に取り組みます。

### (1) 共生社会の実現

- ・ 障がい者雇用においては、障がい者が働くを通じて社会参加し、やりがいを持っていきいきと暮らしていくということを基本に据え、関係法令をふまえ、障がい者雇用を的確に推進し、障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組むことにより、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい共生社会の実現につなげていきます。

### (2) 障がい者が働きやすい環境整備

- ・ 管理職をはじめ、職員が共生社会実現の意義、障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫することなどにより、すべての職員が障がいの有無にかかわらずその個性と能力を発揮して働き続けられるよう、環境整備を進めます。
- ・ 募集、採用については、関係法令をふまえ、均等な機会を確保するとともに、対話を通じて障がい者の意向を確認しながら採用後に能力を発揮するために必要な改善を行うなど、合理的配慮を行います。

## 2 障がい者雇用を推進する体制整備

「障害者雇用推進者」を選任するとともに、活躍推進計画の実施状況の確認や検証を一元的に行う体制を整備します。

### 【障がい者雇用推進者の選任】

- ・ 県教育委員会副教育長を「障害者雇用推進者」として、障がい者雇用推進の責任者に選任しました。(令和元年9月に選任)

### 【三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム】

- ・ 従前からの障がい者にとって働きやすい職場環境づくりに取り組むことに加え、活躍推進計画の実施状況の確認や検証を一元的に行い、必要に応じ活躍推進計画を見直します。
- ・ 障がい者雇用推進チームの構成員は、副教育長、教職員担当次長、教職員課長、県立学校長、小中学校長、障がい者雇用推進監、子ども・福祉部障がい福祉課長、国の機関等、民間企業及び教育機関、障がいのある教職員とします。

### 3 障がい者雇用を推進するための方策

#### (1) 障がい者に対する理解

教育委員会や学校において、共生社会実現の意義、障がい者に対する理解の重要性についての認識を深める取組を行います。

##### 【所属長を対象とした研修会の実施】

- ・ 全ての所属長に活躍推進計画を配布し、県教育委員会の基本的な考え方や具体的な取組を共有します。
- ・ 新任管理職研修において、障がいの社会モデルの考え方や障がい者雇用に関する法令、障がい者雇用制度の内容を理解するため、障がい当事者および関係部局の協力を得て、研修を実施します。
- ・ 三重労働局・公共職業安定所（ハローワーク）などの専門機関の協力を得て、障がい種別ごとの特性、基本的な配慮事項などについて、新たに障がいのある職員が配属された所属長やサポーターを対象に年度の早い段階で研修会を実施します。

##### 【職場における理解促進】

- ・ 所属長は、障がいのある職員と定期的に話し合いを行い、障がいの状況や必要な配慮事項を把握します。また、本人の意向もふまえ、職員会議などで他の職員と障がいについての情報を共有します。精神障がいや内部障がいなどは、周囲に分かりにくいという特性に留意します。
- ・ 所属長は、職員会議や校内研修を活用するなど、所属職員の障がい者に対する理解が一層進むよう取り組みます。

##### 【児童生徒や保護者の理解促進】

- ・ 各学校の状況に応じ、児童生徒には授業や総合的な学習の時間、特別活動などを活用し、保護者には保護者会やPTA活動を活用し、障がい者に対する理解促進の取組を進めます。
- ・ 各学校が実施している具体的な取組事例を、プロセスも含めとりまとめ、共有することで各学校において一層理解が進むよう取り組みます。

##### 【各学校の取組の共有】

- ・ 各学校における障がいのある職員に関する情報共有の状況や配慮事項などを共有し、今後の取組に生かします。

##### 【教員志望の学生への取組】

- ・ 教員志望の学生を対象とした説明会に、障がいのある教員を講師に招き、業務内容や職場環境などを分かりやすく伝えます。

## (2) 障がいのある職員一人ひとりに応じた業務

障がいのある職員が、その個性と能力を発揮し働くことができるよう、一人ひとりが置かれている状況をふまえた業務内容や業務の進め方、業務分担などを工夫します。

### 【職場での能力の発揮】

- ・ 障がいのある職員が担当する業務を特定の業務に固定したり限定したりせずに、一人ひとりの適性に応じて能力が発揮できるよう、各職場でコミュニケーションを図り、本人の意思を確認しながら、担当業務の見直し、ＩＣＴ機器の活用など業務の進め方の工夫、複数職員による協力・対応を行います。
- ・ 精神障がい者は服薬などの配慮が必要な場合があることや、知的障がい者は見通しを持ちやすい仕事が適している場合があることなどさまざまなケースがあることに加え、「得意なことを伸ばす」「成長できる」といった観点もふまえ、本人の状況に応じて業務を工夫します。
- ・ 配属当初には、必要に応じて専門機関のアドバイスも得て取り組みます。

### 【業務への参画意識】

- ・ 非常勤職員については、児童生徒の学習を支えるチームの一員として、授業準備のサポートや学習プリントの印刷を行うなど、仕事の目的を明確にしてやりがいが感じられるよう業務を構築します。

### 【各学校の取組の共有】

- ・ 障がいのある職員が置かれている状況に応じて業務分担などを工夫した各学校の取組事例を共有し、今後の取組に生かします。

### (3) サポート体制の整備

障がいのある職員が職場に定着し、長く働き続けるため、相談や話がしやすい環境の整備や外部専門機関のアドバイスを受ける取組など、サポート体制を整備します。

#### 【共に働きやすい職場づくり】

- 各所属長は、日常的な意見交換や日々の業務報告、座席配置の工夫など、相談や話がしやすい環境を整備し、障がいの有無にかかわらず共に働きやすい職場づくりに取り組みます。

#### 【職場での相談体制】

- 障がいのある職員が担当する業務の実施や他の職員との連携をスムーズにするため、職員をサポーターとして位置付け、困ったときに迷わず相談できる体制を整備します。(教育委員会事務局及び5名以上の障がいのある職員が在籍する公立学校には「障害者職業生活相談員」を配置します。)
- サポーターは、非常勤職員の適切な業務量の確保、優先順位の指示、業務変更時のフォローなども担当します。

#### 【非常勤職員への採用当初での説明とアドバイス】

- 障がい者を非常勤職員として採用した場合には、採用当初に、各所属長から業務内容や服務規程、今後の任用などについて説明するとともに、三重労働局・公共職業安定所（ハローワーク）などの協力を得て、業務内容や不安な事項について専門家からアドバイスを受けます。また、必要に応じて三重障害者職業センターから、障がい者雇用に関するノウハウ（マニュアル、事例集等）についての情報提供を受けます。

#### 【相談窓口の設置】

- 県教育委員会に障がい者雇用に関する相談窓口を設置しています。このことについて引き続き周知を行うとともに、障がいのある職員等が相談しやすい体制の整備に取り組みます。
- 県教育委員会に、新たに障がい者雇用トータルサポーターを配置し、障がいのある職員にとって相談しやすい環境を整備するとともに、所属長をはじめとする周囲の職員に対して、障がい者を雇用するにあたっての専門的な助言等を行う体制を整備します。

#### 【意見交換会の実施】

- 障がいのある職員の意見交換会、サポーターや所属長の意見交換会に加え、状況に応じ、障がいのある職員、サポーター、所属長の意見交換会を実施し、各学校での取組や課題を共有し、今後の取組に生かします。

- ・ 障がいのある職員の意見交換会については、必要に応じ障がい種別ごとに行うなど、同じ状況にある職員とのコミュニケーションにより、「働くうえでの工夫」や「障がいの状況についての周囲への発信方法」などについて新たな気づきが生まれるきっかけとなるよう取り組みます。
- ・ 意見交換会の内容については、参加者のプライバシーに留意しつつ、職員が参考にできるよう各学校に共有します。

**【施設等の整備】**

- ・ 障がいの状況など、障がい者の置かれている状況をふまえ、エレベーター、スロープ、多目的トイレの設置など施設や設備面での必要な整備を検討します。
- ・ 市町等教育委員会が、国の補助金等を活用し、公立小中学校等のバリアフリー化を促進する際には、必要な助言や情報提供を行います。

**(4) 障がいのある職員一人ひとりに応じた働き方**

障がいのある職員がその能力を発揮し、継続して働くことができるよう、勤務時間や勤務形態を工夫します。また、障がいの状況に応じ、職場等における介助や通勤への必要な対応について検討します。

**【円滑な業務を行うための体調の維持】**

- ・ 業務を円滑に進めるための体調が維持できるよう、通院のための業務割振りを工夫するとともに、服薬の時間確保や体調不良時における休息、休暇の取得が行いやすい職場づくりに努めます。

**【柔軟な勤務形態の検討】**

- ・ 1日の勤務時間の短縮や、1週間の勤務日数の削減、始業時刻の繰上げ・繰下げなど、障がい者が置かれている状況に応じた勤務制度について、検討を進めます。
- ・ 非常勤職員（学校業務支援員）について、障がいの状況や体調等に応じて、本人の申し出に基づき、基本的な勤務形態より短い勤務日数や勤務時間を設定できるようにします。
- ・ I C Tなどを活用した在宅での業務など、障がい者が置かれている状況に応じた多様な働き方について、検討を進めます。

**【職場等における介助や通勤への必要な対応の検討】**

- ・ 障がいのある職員が学校で安心して働くことができるよう、本人の意向を確認しながら、障がいの状況に応じ、職場等における介助や通勤への必要な対応などについて検討を進めます。

#### 4 教員の雇用拡充

教員をめざす障がい者が多数、本県の教員採用試験に応募するよう、広報活動や受験資格の見直し、新たな形態での任用の検討など、教員の雇用拡充に向けた取組を行います。

##### 【広報活動】

- ・ 広報するにあたっては、音声読み上げ機能の活用や、UDフォントの使用など多様な障がい者に対応できるよう取り組みます。
- ・ 障がいのある教員が学校で働いている姿をホームページやリーフレットで紹介します。
- ・ 採用担当者が大学を訪問する際、障がいのある教員が働く様子や職場環境などをわかりやすく伝えます。
- ・ 高校生に、障がいのある教員が働く様子や職場環境などをわかりやすく伝え、教員をめざすきっかけづくりをします。

##### 【受験資格の見直し】

- ・ 令和元年度実施の教員採用選考から「介助者なしに職務を遂行できる」という項目を削除しました。介助者の必要な採用者には、県教育委員会が介助者を確保するとともに、具体的な介助の方法や職務遂行上の配慮について聴き取りながら対応します。
- ・ 「障がい者を対象とした特別選考」以外に、教職経験者を対象とするなどの特別選考の申込資格を併せて満たす場合は、該当する他の特別選考の試験項目による受験（一部試験の免除）を可能としました。このことについて引き続き周知を行い、受験者確保に取り組みます。

##### 【特別選考の採用予定数の明示】

- ・ 令和元年度実施の教員採用選考試験から、障がい者を対象とした特別選考の採用予定数を明示し、受験者確保に取り組みます。

##### 【新たな形態での任用】

- ・ フルタイムでの勤務が困難な場合は、非常勤講師等の短時間の勤務形態での任用が行えるよう取り組みます。
- ・ 知識や経験を生かし、学校で働く意欲のある障がい者について、教育職員免許状を有していない場合は、臨時免許状を発行するなど、一定期間教員として任用することを検討します。
- ・ 臨時免許状を発行して任用した教員について、任用期間に応じて免許状取得に必要な単位数を減じることができる制度を活用した免許状取得を促進し、正規採用への受験につなげます。

## 5 募集・採用の留意事項

募集・採用に当たっては、以下の取扱いに留意して取り組みます。

### 【留意事項】

以下の取扱いを行いません。

- ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

## 6 障がい者雇用を推進するための方策の実施状況の確認

障がい者雇用を推進するための方策が各所属で適切に行われるよう、以下の取組により実施状況を確認します。

### 【各所属からの報告】

- ・ 県教育委員会は、障がいのある職員が新たに配属された所属から、早い段階で勤務の状況を確認します。特に必要な職員には、本人の意向を踏まえ、所属長やサポーターと連携して、担当業務の見直しや、業務の進め方の工夫、体調不良時の休息時間確保など必要な方策を協議し対応します。
- ・ 配属から6か月経過した時点で、所属長からその後の職員の状況や障がい者雇用を推進するための方策にかかる取組状況について文書で報告を受けます。

### 【取組の検証】

- ・ 県教育委員会は、各所属からの報告や、意見交換会での意見に基づき、障がい者雇用推進チームにおいて検証を行い、次年度以降の取組に生かします。

## 7 教育委員会における障がい者雇用等に関する目標

### (1) 障がい者雇用率の状況

#### 【本県教育委員会における雇用率の推移】(各年6月1日現在)

年度	29年	30年	R1年
雇用率	1.98%	2.15%	2.29%
障がい者数	214.5人	232.0人	284.5人
法定雇用率を満たす 障がい者数との差	▲23.5人	▲26.0人	▲13.5人

## (2) 採用に関する目標

当面は、法定雇用率を達成する令和2年度から令和3年度までを実施期間としますが、その後は国の動向や、県教育委員会の状況をふまえ、新たに目標及び実施期間を設定します。

### 【実雇用率】

- |              |                     |                    |
|--------------|---------------------|--------------------|
| ○ 令和2年6月1日時点 | 2.40%               | (令和元年6月1日時点 2.29%) |
| ○ 令和3年6月1日時点 | 2.50% <sup>※1</sup> |                    |

※1 都道府県教育委員会の法定雇用率2.40%は、令和3年4月より前に0.1%引き上げられ2.50%となる見込み。さらに令和5年4月1日までに法定雇用率の見直しを検討することとされている。

## (3) 定着率<sup>※2</sup>の状況

	職名	30年		R1年	
		6か月後	1年後	6か月後	1年後
常勤	教員	100%	100%	100%	100%
	小中事務	100%	100%	100%	100%
非常勤	業務補助職員	84.4%	78.1%	96.8%	90.3%
	実習助手	85.7%	85.7%	100%	100%

※2 当該年度中に新たに採用された障がいのある職員のうち6か月経過時点及び1年経過時点で継続して勤務している職員の割合

## (4) 定着に関する目標

### 【定着率】

- 令和2年度及び令和3年度採用
  - ・常勤職員・非常勤職員の6か月経過時点及び1年経過時点の定着率100%<sup>※3</sup>
  - ※3 ステップアップなど本人の積極的な意向による転職等は含まない。

### 【定着状況の確認】

- 新たに障がいのある職員が配属された所属から、4月時点及び6か月経過時点の職員の状況を確認し、特に必要な職員には、本人の意向を踏まえ、所属長やサポーターと連携して、担当業務の見直しや、業務の進め方の工夫、体調不良時の休息時間確保など必要な方策を協議し対応します。

## 8 その他の取組

障がい者の活躍の場の拡大に向け、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（優先調達推進法）に基づく物品・役務の調達の拡大に努めます。

### 【優先調達推進法の取組】

- 「障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度」等に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

## 報告 2

### 第四期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」(案)について

第四期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」(案)について、別紙のとおり報告する。

令和2年3月9日提出

三重県教育委員会事務局  
教職員課長



## 第四期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援

### アクションプラン」(案)について

令和2年3月9日

教職員課

#### 1 計画策定の趣旨

第四期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」(以下「第四期計画」という。)は、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)により策定が義務づけられている「特定事業主行動計画」として策定するもので、対象となるのは三重県教育委員会事務局及び県立学校の職員です。

三重県教育委員会では、『子どもは社会の希望、未来の力であり、次世代を担う子どもが健やかに育つ社会の構築が、何よりも優先されるべき時代の要請である』との認識のもと、職員一人ひとりが、次世代育成支援に対する認識を深め、かつ積極的に関わることにより、子どもを希望どおり生みやすく、育てやすい勤務環境の整備を図り、職業生活と家庭生活の両立を支援するため、平成17年3月に第一期(平成17~21年度)、平成22年3月に第二期(平成22~26年度)、平成27年3月には、第三期(平成27~令和元年度)の特定事業主行動計画(以下「第三期計画」という。)を策定し、次世代育成支援に関する取組を進めてきました。

都道府県行動計画については、「三重県次世代育成支援行動計画」と相互に関連する「少子化対策計画」、「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」と一体化した計画「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」として、策定を進めています。

第四期計画の策定にあたっては、第三期計画の成果と課題を検証し、国から示された「行動計画策定指針」や「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を踏まえて策定することとします。

#### 【参考】

##### ○ 次世代育成支援対策推進法

平成15年7月16日に公布、施行されましたが、行動計画に係る条項については、平成17年4月1日から施行され、この条項の施行から10年間の時限立法です。

平成26年4月23日に法の有効期限を10年延長するなどの改正法が公布、施行され、令和7年3月31日までの時限立法となっています。

##### ○ 特定事業主行動計画

特定事業主行動計画は、都道府県行動計画、市町村行動計画、一般事業主行動計画とともに、次世代法に規定されている4つの行動計画の1つです。

次世代法では、「国及び地方公共団体の機関の長等」は、職員を雇用する立場の事業主(特定事業主)と位置づけられており、行動計画(特定事業主行動計画)を策定することが義務づけられています。

## 2 第三期計画の成果と課題等

### (1) 数値目標の達成状況

第三期計画の進捗状況を客観的に把握するために、3つの数値目標を設定して、取組を進めてきました。

数値目標3項目の結果は、男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇（5日間以上）の取得率については、平成27年度から平成30年度までの平均取得率は72.4%（第二期は75.4%）となり、目標の85%を下回りました。所属別では、県立学校の平均取得率が71.8%、教育委員会事務局の平均取得率が82.1%となりました。

また、男性職員の育児休業等（部分休業を含む）の取得率については、同期間の平均取得率は7.3%（第二期は4.6%）となり、目標の14%を下回りました。所属別では、県立学校の平均取得率が6.2%、教育委員会事務局の平均取得率が24.6%となりました。

さらに、「職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数」についても、同期間の平均取得日数は12.7日（第二期は12.6日）となり、目標の15日を下回りました。所属別では、県立学校の平均取得日数が12.9日、教育委員会事務局の平均取得日数が10.8日となりました。

#### 【第三期計画期間中の数値目標達成状況】

	第一期 (H17~21) 平均 (H21目標)	第二期 (H22~26) 平均 (H26目標)	H27	H28	H29	H30	H27~30 平均	R 1 目標
① 男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇（5日間以上）の取得率（%）	37.9 (50.0)	75.4 (80.0)	73.6	72.3	74.3	69.4	72.4	85.0%
② 男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得率（%）	3.5 (5.0)	4.6 (10.0)	8.8	7.4	6.9	6.1	7.3	14.0%
③ 職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数（暦年）	12.5 (15)	12.6 (15)	12.6	11.7	13.3	13.2	12.7	15日以上

### (2) 計画期間中の制度拡充

育児休業等制度の拡充（対象となる子を、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等にも拡大、H29）や家族看護休暇の拡充（子の傷病等に、子が受ける機能回復訓練又は子の出産も含む、H29）、早出遅出勤務制度の拡充（対象となる子を、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等にも拡大）、学校等行事休暇取得要件の拡充（対象となる子を、高校等を卒業又は修了するまでの子に拡大、H29）など、子育て支援に関する制度の充実により、職員がそれぞれの希望に応じた多様な勤務形態を選択することが可能になりました。

### (3) 計画期間中の意識の変化

こうした取組を進めていく中で、職員の育児休業等の取得が進みにくい理由や育児休業等を取得する際に悩んだことなどについて、職員の意識を確認するため、職員にアンケートを実施しました。

アンケート結果によると、「あなたは、育児休業（部分休業を含む）を取得できる状況となった場合、取得しますか。」という問に対する回答として、男女とも「取得したい」が増加しましたが、特に男性は大幅に増加しました。一方、「取得するつもりはない」は男女とも減少しましたが、特に男性は大幅に減少しました。これらのことから、男女とも育児休業取得に対する意識が変化してきていると考えられます。

また、「あなたが、育児休業（部分休業を含む）を取得できなかったまたはしたくない理由は、何ですか。」という問に対する回答として、「自分以外に育児をする人がいるため」、「配偶者が主に育児をするものと考えるため」を選択した男性が減少し、女性が増加したことから、男性職員の育児参加意識は向上しつつあると考えられます。

#### 【参考】

##### ◆ 令和元年度次世代育成支援アンケート

対象：県教育委員会事務局及び県立学校の正規職員 4,390人

調査期間：令和2年1月10日から同月20日まで

回答率：68.7%（回答者数は3,015人）（H26は65.9%）

○あなたは、育児休業（部分休業を含む）を取得できる状況となった場合、取得しますか。

取得したい

男性 H26 : 26.4% → R1 : 44.1%

女性 H26 : 75.3% → R1 : 84.5%

取得するつもりはない

男性 H26 : 32.6% → R1 : 19.2%

女性 H26 : 2.2% → R1 : 1.7%

○あなたが、育児休業（部分休業を含む）を取得できなかったまたはしたくない理由は、何ですか。（複数選択可）

自分以外に育児をする人がいるため

男性 H26 : 62.4% → R1 : 34.9%

女性 H26 : 23.1% → R1 : 29.6%

配偶者が主に育児をするものと考えるため

男性 H26 : 12.6% → R1 : 8.3%

女性 H26 : 0.0% → R1 : 7.8%

#### (4) 課題等

平成30年度終了時点では3項目の数値目標をいずれも達成することができていません。

アンケートの結果から、男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得が進みにくい理由として、周囲の職員に迷惑がかかると考えていること、業務が多忙であることなど、取得する職員の不安が大きく、平成26年度から職員の意識が変化するほどは職場環境を改善することができなかつたことが分かりました。これらのことから、より一層、職員の意識改革や職場の雰囲気づくりに努めていく必要があります。

#### 【参考】

##### ◆ 令和元年度次世代育成支援アンケート

○男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得が進みにくい理由は、何だと思いますか。

(複数選択可)

周囲の職員に迷惑がかかると考えるため H26 : 71.5% → R1 : 72.3%

復職後、職務についていけるか心配であるため H26 : 19.6% → R1 : 17.7%

○あなたが、育児休業（部分休業を含む）を取得できなかつたまたはしたくない理由は、何ですか。（複数選択可）

職場に迷惑をかけるのを避けるため H26 : 66.9% → R1 : 60.7%

職場が休暇を取得しにくい雰囲気であるため H26 : 18.1% → R1 : 19.9%

○年次有給休暇の取得が進みにくい理由は、何だと思いますか。（複数選択可）

業務が多忙であるため H26 : 80.8% → R1 : 79.8%

周囲の職員に迷惑がかかると考えるため H26 : 61.2% → R1 : 54.8%

休暇取得後、他の日にしわよせがくると考えるため H26 : 51.0% → R1 : 54.8%

部活動指導業務があるため H26 : 46.6% → R1 : 46.7%

### 3 第四期計画（案）の概要

第四期計画（案）は、第三期計画の4つの基本方針を継承するとともに、引き続き『仕事も子育てもみんなで応援！』を合言葉に、「仕事」にも「子育て」にもがんばる職員を、みんなで応援する職場づくりを目指します。

また、前述の成果や課題等を受けて、今後もこれまでの取組を継続しつつ、より一層の職員の意識改革や職場の雰囲気づくりに努めていくため、第三期計画の12項目の取組をさらに充実させて進めていきます。

なお、計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

#### （1）第四期計画（案）の構成

##### 第1章 総 論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画期間
- 3 計画の推進体制

##### 第2章 基本方針

- 1 子どもを生みやすい、育てやすい勤務環境を整備します
- 2 次世代育成を支援する職場風土をつくります
- 3 次世代育成を支援する地域社会の取組に積極的に参画します
- 4 取組を通じて子どもたちに次世代育成の大切さを伝えます

##### 第3章 次世代育成支援の取組

- 1 妊娠中の職員や出産後の職員に対する配慮
- 2 男性の子育て目的の休暇等の取得促進
- 3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等
- 4 時間外勤務（時間外労働）の削減
- 5 休暇の取得促進
- 6 次世代育成を支援する意識の醸成
- 7 子育て期の女性職員の活躍推進に向けた取組
- 8 その他勤務環境の整備に関する取組
- 9 子育てバリアフリーに関する取組
- 10 子育てに関する地域活動への参画
- 11 子どもと触れ合う機会の充実
- 12 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

## (2) 第三期計画からの主な改正点

アンケートの結果、育児休業等を取得する職員と周囲の職員の意識は変わっておらず、職場全体でサポートしあう環境や、体制づくりがさらに必要なことから、以下のように改正しました。

- ① 第3章1「妊娠中の職員や出産後の職員に対する配慮」 【計画15~17頁】
  - ・ 妊娠中の職員が、安心して産前産後休暇に入ることができるように、代替職員の確保に努めるとともに、職場全体でサポートしていく体制をつくることとしていたところに、妊娠中の職員の意識として、職員が職場への負担を考えて、育児休業等の取得を躊躇することができないようにと付け加えました。
- ② 第3章2「男性の子育て目的の休暇等の取得促進」 【計画18~21頁】
  - ・ 子どもが生まれた男性職員とその所属長に対し、教育長メッセージを送付し、育児休業等の取得を促進することを追加しました。
  - ・ 父親となる男性職員が職場への負担を考えて、育児休業等の取得を躊躇することができなく、安心して育児休業等に入ることができるよう、代替職員の早期確保に努める等、職場全体でサポートしていく体制をつくる旨を追加しました。
- ③ 第3章3「育児休業等を取得しやすい環境の整備等」 【計画21~25頁】
  - ・ 職員が安心して育児休業制度等を利用できるよう、日頃から職場全体でサポートしあえる環境づくりに努めるとしていましたところに、職員の意識として、職場への負担を考えて、育児休業等の取得を躊躇することができないようにと付け加えました。
- ④ 第3章4「時間外勤務（時間外労働）の削減」 【計画26~31頁】
  - ・ 働き方改革に向けた国の制度改革に基づく時間外勤務（時間外労働）の上限設定を踏まえた取組を追加しました。
- ⑤ 第3章5「休暇の取得促進」 【計画32~34頁】
  - ・ 学校閉校日の設定の推進による休暇取得を奨励する旨を追加しました。
- ⑥ 第3章6「次世代育成を支援する意識の醸成」 【計画35~37頁】
  - ・ 県立学校長会及び教育委員会事務局運営調整会議等で、「子育て支援アクションプラン」の周知を行うことを追加しました。
  - ・ 各職場内で、「子育て支援アクションプラン」を紹介し、情報共有を図り、活用することを追加しました。

### (3) 数値目標

#### ① 男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇（5日間以上）の取得率

男性職員の育児参加休暇、家族看護休暇、学校等行事休暇及び年次有給休暇で5日間以上の取得100%とします。（第三期計画では85%）

#### ② 男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得率

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、男性の育児休業取得率の目標値が、2020年の13%から2025年は30%に引き上げられました。

また、三重県教育委員会の令和元年度次世代育成支援アンケート結果において、育児休業（部分休業を含む）の取得を希望する男性職員の割合が平成26年度に実施したアンケート結果から増加していることを勘案し、30%とします。（第三期計画では14%）

#### ③ 職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数

業務が多忙であることや、休みにくい職場の雰囲気などの課題の解消に向け、抜本的な業務削減に加え、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を進めることとし、15日以上とします。（第三期計画では15日以上）



別 冊

第四期 特定事業主行動計画  
「子育て支援アクションプラン」(案)  
～仕事も子育てもみんなで応援！～

令和2年3月

三重県教育委員会

# 目 次

## 第1章 総 論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	10
3 計画の推進体制	10

## 第2章 基本方針

1 子どもを生みやすい、育てやすい勤務環境を整備します	12
2 次世代育成を支援する職場風土をつくります	12
3 次世代育成を支援する地域社会の取組に積極的に参画します	13
4 取組を通じて子どもたちに次世代育成の大切さを伝えます	13

## 第3章 次世代育成支援の取組

1 妊娠中の職員や出産後の職員に対する配慮	15
2 男性の子育て目的の休暇等の取得促進	18
3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等	21
4 時間外勤務（時間外労働）の削減	26
5 休暇の取得促進	32
6 次世代育成を支援する意識の醸成	35
7 子育て期の女性職員の活躍推進に向けた取組	38
8 その他勤務環境の整備に関する取組	39
9 子育てバリアフリーに関する取組	41
10 子育てに関する地域活動への参画	42
11 子どもと触れ合う機会の充実	44
12 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上	45
13 数値目標の設定	46

## 第1章 総 論

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) これまでの経緯

我が国の女性一人が生む子どもの平均数（以下「合計特殊出生率」といいます。）は、平成17年には1.26となり、過去最低を更新しました。平成30年には1.42（三重県は1.54）と徐々に回復しているものの、依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続しています。

このような状況を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に平成27年3月31日までの时限立法として「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」といいます。）が施行されました。（行動計画に関する条項は平成17年4月1日施行。）この法律は、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な事項を定めています。

国では、次世代法に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだものの、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させていくため、平成26年4月に次世代法の有効期限を10年延長するなどの改正が行われました。

三重県では、次世代法に基づく「都道府県行動計画」として、平成17年3月に「三重県次世代育成支援行動計画」（平成17～21年度）を、平成22年3月に「第二期三重県次世代育成支援行動計画」（平成22～26年度）を策定しました。

そして平成27年3月には、「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の改定、少子化対策計画の策定、子ども・子育て支援法に基づく「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定により、各計画を一本化した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を目指し、様々な取組を行ってきました。

特に同プランの重点的な取組の一つである「男性の育児参画の推進」を図

るために、6月を「みえの育児男子推進月間」と位置づけ、「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」、「みえの育児男子親子キャンプ」などのイベント事業を実施するなど、「みえの育児男子プロジェクト」として男性の育児参画を進めるとともに、「イクボス伝道師」を養成するなど、企業等におけるイクボス推進の取組を実施しました。

また、同様に重点的な取組の一つである「企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援」のため、働き方改革を進める企業の登録・表彰の実施による優れた取組事例の共有など、企業のワーク・ライフ・バランスの取組を進め、加えて、マタニティ・ハラスマント、パタニティ・ハラスマントのない職場づくりのため、人事労務担当者向け事例マニュアル及び労働者向けリーフレットを作成し、企業等へ配布・説明を行い、働く女性が安心して妊娠・出産し、男女がともに子育てをしながら仕事を継続できる職場づくりを支援しました。

三重県教育委員会においても、『子どもは社会の希望、未来の力であり、次世代を担う子どもが健やかに育つ社会の構築が、何よりも優先されるべき時代の要請である』との認識のもと、わたしたち職員一人ひとりが、次世代育成支援に対する認識を深め、かつ積極的に関わることにより、子どもを希望どおり生みやすく、育てやすい勤務環境の整備を図り、職業生活と家庭生活の両立を支援するため、次世代法に基づく「特定事業主行動計画」として、平成17年3月に第一期の特定事業主行動計画（以下「第一期計画」といいます。）である「子育て支援アクションプラン」（平成17～21年度）を、平成22年3月には、第二期の特定事業主行動計画（以下「第二期計画」といいます。）となる「子育て支援アクションプラン」（平成22～26年度）を、平成27年3月には、第三期の特定事業主行動計画（以下「第三期計画」といいます。）となる「子育て支援アクションプラン」（平成27～令和元年度）を策定し、子どもを生みやすく、かつ育てやすい勤務環境の整備や次世代育成を支援する職場風土の醸成などに取り組んできました。

## (2) 第三期計画の成果と今後の課題

三重県教育委員会では、第三期計画の進捗状況を客観的に把握するために、3つの数値目標を設定して、取組を進めてきました。それぞれの目標達成状況は、以下の表のとおりです。

		H27	H28	H29	H30	平均	目標
①男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇(5日間以上)の取得率	学校	71.8%	71.3%	74.0%	70.0%	71.8%	
	事務局	100.0%	85.7%	80.0%	62.5%	82.1%	
	総合	73.6%	72.3%	74.3%	69.4%	72.4%	85.0%
②男性職員の育児休業等(部分休業を含む)の取得率 ※下段( )内は男性職員育児休業取得者数	学校	7.1% (6人)	8.0% (7人)	5.2% (5人)	4.4% (4人)	6.2% (5.5人)	
	事務局	33.3% (2人)	0.0% (0人)	40.0% (2人)	25.0% (2人)	24.6% (1.5人)	
	総合	8.8% (8人)	7.4% (7人)	6.9% (7人)	6.1% (6人)	7.3% (7.0人)	14.0%
③職員1人あたりの年次有給休暇の平均取得日数(暦年)	学校	12.8日	11.8日	13.5日	13.4日	12.9日	
	事務局	10.9日	10.7日	10.8日	10.6日	10.8日	
	総合	12.6日	11.7日	13.3日	13.2日	12.7日	15日以上

### 【参考：第二期計画期間の実績】

		H22	H23	H24	H25	H26	平均	目標
①男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇(5日間以上)の取得率	学校	73.5%	71.1%	76.5%	81.6%	75.3%	75.6%	
	事務局	33.3%	60.0%	100.0%	100.0%	75.0%	73.7%	
	総合	72.1%	70.4%	77.0%	82.3%	75.3%	75.4%	80%
②男性職員の育児休業等(部分休業を含む)の取得率 ※下段( )内は男性職員育児休業取得者数	学校	2.4% (2人)	7.9% (6人)	7.1% (6人)	3.9% (3人)	1.2% (1人)	4.5% (3.6人)	
	事務局	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	25.0% (1人)	5.0% (0.2人)	
	総合	2.3% (2人)	7.4% (6人)	6.9% (6人)	3.8% (3人)	2.4% (2人)	4.6% (3.8人)	10.0%
③職員1人あたりの年次有給休暇の平均取得日数(暦年)	学校	12.7日	13.3日	13.1日	12.5日	12.5日	12.8日	
	事務局	12.6日	12.1日	10.7日	10.8日	11.2日	11.5日	
	総合	12.3日	13.2日	12.9日	12.4日	12.4日	12.6日	15日以上

【参考：第一期計画期間の実績】

		H17	H18	H19	H20	H21	平均	目標
①男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇（5日間以上）の取得率	学校	—	41.9%	48.7%	31.7%	23.0%	36.3%	
	事務局	—	85.7%	100.0%	0.0%	50.0%	58.9%	
	総合	—	45.2%	51.2%	31.0%	24.2%	37.9%	50%
②男性職員の育児休業等（部分休業を含む）の取得率 ※下段（）内は男性職員育児休業取得者数	学校	0.0% (0人)	7.0% (6人)	5.1% (4人)	2.4% (2人)	2.3% (2人)	3.4% (2.8人)	
	事務局	20.0% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	4.0% (0.2人)	
	総合	1.3% (1人)	6.5% (6人)	4.9% (4人)	2.4% (2人)	2.2% (2人)	3.5% (3.0人)	5.0%
③職員1人あたりの年次有給休暇の平均取得日数（暦年）	学校	12.4日	12.9日	12.8日	12.2日	13.7日	12.8日	
	事務局	10.1日	10.8日	10.4日	11.8日	10.2日	10.7日	
	総合	12.3日	12.8日	12.6日	12.2日	12.4日	12.5日	15日以上

第三期計画の期間中に取り組んだ内容として、まず、育児休業等制度の拡充（対象となる子を、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等にも拡大）や家族看護休暇の拡充（子の傷病等に、子が受けられる機能回復訓練又は子の出産も含む）、早出遅出勤務制度の拡充（対象となる子を、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等にも拡大）、学校等行事休暇取得要件の拡充（対象となる子を、高校等を卒業又は修了するまでの子に拡大）など、子育て支援に関する制度の充実が挙げられます。

その結果として、職員それぞれのライフスタイルに応じた多様な勤務形態を選択することが可能になりました。

また、平成28年3月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、三重県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン」を策定しました。計画の方針の一つに「女性が活躍できる職場環境の整備」を掲げ、子育てや介護等の理解や支援、総勤務時間の縮減など、ワーク・ライフ・バランスの充実を図り、男女が共に働きやすい職場環境の整備に取り組むこととしています。

しかし、男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇（5日間以上）の取得率については、平成27年度から平成30年度までの平均取得率は72.4%（第二期は75.4%）となり、目標の85%を下回りました。

所属別では、県立学校の平均取得率が71.8%、教育委員会事務局の平

均取得率が82.1%となりました。

また、男性職員の育児休業等（部分休業を含む）の取得率については、同期間の平均取得率は7.3%（第二期は4.6%）となり、目標の14%を下回りました。

所属別では、県立学校の平均取得率が6.2%、教育委員会事務局の平均取得率が24.6%となりました。

さらに、「職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数」についても、同期間の平均取得日数は12.7日（第二期は12.6日）となり、目標の15日を下回りました。

所属別では、県立学校の平均取得日数が12.9日、教育委員会事務局の平均取得日数が10.8日となりました。

このような現状を踏まえ実施した「令和元年度次世代育成支援アンケート」では、「育児休業（部分休業を含む）を取得できる状況となった場合、取得しますか」という質問に対する男女別の回答は、

○ 男性

- |            |               |
|------------|---------------|
| 取得したい      | 44.1% (26.4%) |
| 取得するつもりはない | 19.2% (32.6%) |
| わからない      | 36.3% (22.3%) |

○ 女性

- |            |               |
|------------|---------------|
| 取得したい      | 84.5% (75.3%) |
| 取得するつもりはない | 1.7% (2.2%)   |
| わからない      | 12.3% (7.2%)  |

〔※ 本アンケートの回答者数を分母とした比率です。（以下同様）〕

〔※ ( )内の数値は平成26年度アンケート結果の数値。〕

となっており、男女とも「取得したい」が増加しましたが、特に男性は大幅に増加しました。一方、「取得するつもりはない」は男女とも減少しましたが、特に男性は大幅に減少しました。これらのことから、男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得率が目標には届かないものの、男女とも意識が変化してきていると考えられます。

なお、「男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得が進みにくい理由は、何だと思いますか」という質問に対する男女別の回答においては、

○ 男性	
周囲の職員に迷惑がかかると考えるため	75.0% (74.5%)
配偶者が育児休業（部分休業を含む）を取得するため	43.0% (39.7%)
育児は女性がするものという意識があるため	16.8% (11.3%)
○ 女性	
周囲の職員に迷惑がかかると考えるため	68.7% (66.6%)
配偶者が育児休業（部分休業を含む）を取得するため	59.2% (59.4%)
育児は女性がするものという意識があるため	53.6% (34.7%)

[※ 上位 3 項目  
※ ( ) 内の数値は平成 26 年度アンケート結果の数値。]

となっており、「周囲の職員に迷惑がかかると考えるため」が男女ともに突出していることから、多くの職員が周囲の職員のことを気にしなければならない状況、職場環境に置かれているものと考えられます。

また、「育児は女性がするものという意識がある」が男女ともに大きく増加しており、特に女性では、半数以上が、周囲の環境にまだまだそういう意識が残っていると感じているようです。

また、同アンケートにおいて、年次有給休暇の取得が進みにくい理由は、何だと思いますか」という質問に対する所属別の回答は、

○ 県立学校	
業務が多忙であるため	79.1% (80.1%)
周囲の職員に迷惑がかかると考えるため	56.0% (62.5%)
休暇取得後、他の日にしわよせがくると考えるため	54.0% (50.3%)
○ 事務局	
業務が多忙であるため	89.3% (91.0%)
休暇取得後、他の日にしわよせがくると考えるため	65.9% (61.8%)
周囲の職員に迷惑がかかると考えるため	37.6% (43.2%)

[※ 上位 3 項目  
※ ( ) 内の数値は平成 26 年度アンケート結果の数値。]

となっており、上位項目全ての数値に大きな増減がなく、項目別順位にも変化がないことから、こちらも「職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数」が、ほぼ横ばいのまま推移している状況を裏付ける結果となりました。

なお、同アンケートでは567人の自由意見があり、その概要は、

- ① 環境整備、意識改革、業務分掌等のマネジメント等を求める意見等  
256件
- ② 定数増や人事異動の配慮等を求める意見等  
179件
- ③ 休暇、手当等の制度の充実等を求める意見等  
102件
- ④ 取得者へのサポート等を求める意見等  
36件
- ⑤ その他  
155件

となっていますが、例えば休暇等について、さらなる制度の充実を求める意見がある一方で、業務が多忙であることや周囲や職場の状況、雰囲気から、既存の制度が活用しづらいため、業務多忙を解消すべきであるとの意見や、休暇等取得者に対してだけでなく周囲の職員に対しても配慮を求める意見が多くあるなど、1つの事項を捉えても、それぞれの環境、状況や職員の考え方により、多様な意見があることがわかりました。

以上のことから、今後もこれまでの取組を継続しつつ、男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得率と職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数の向上に向けて、諸制度の周知を図るとともに、より一層の職員の意識改革や職場の雰囲気づくりに努めていく必要があります。

### **(3) 第四期計画の策定**

教育委員会は、次世代法に定められた特定事業主であり、特定事業主は、その責務として、特定事業主行動計画を策定するとともに、次世代育成支援対策を実施するよう努めていく必要があります。

第四期特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」（以下「第四期計画」といいます。）は、この次世代法に基づく「特定事業主行動計画」とし

て、三重県教育委員会が策定するものです。

第四期計画の策定にあたっては、第三期計画の成果と課題等を検証するとともに、国から示された「行動計画策定指針」や「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を踏まえて策定することとします。

第四期計画は、第三期計画の4つの基本方針を継承するとともに、引き続き『仕事も子育てもみんなで応援！』を合言葉に、「仕事」にも「子育て」にもがんばる職員を、みんなで応援する職場づくりを目指します。

また、前述の成果や課題等を受けて、今後もこれまでの取組を継続しつつ、より一層の職員の意識改革や職場の雰囲気づくりに努めていくため、第三期計画の12項目の取組をさらに充実させて進めていきます。

特に、第四期計画を策定するために実施した次世代育成支援対策アンケート調査の結果を踏まえ、次の視点を考慮しつつ、取組を進めていくこととします。

- 制度面の取組については、制度の充実を図るとともに、制度の実効性を高めていくことが重要であること。
- 業務の多忙解消や職場の雰囲気等の醸成が重要であること。また、取得を希望する職員自身の不安を解消する取組が重要であること。
- 休暇等の取得については、職員の希望に即した環境を整えていくことが重要であり、数値目標の設定及び達成に向けた取組については、十分な配慮が必要であること。

## 第四期三重県教育委員会特定事業主行動計画 「子育て支援アクションプラン」

### 基本方針

1 子どもを生みやすい、育てやすい勤務環境を整備します

2 次世代育成を支援する職場風土をつくります

3 次世代育成を支援する地域社会の取組に積極的に参画します

4 取組を通じて子どもたちに次世代育成の大切さを伝えます

### 具体的な取組

- 1 妊娠中の職員や出産後の職員に対する配慮
- 2 男性の子育て目的の休暇等の取得促進
- 3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等
- 4 時間外勤務（時間外労働）の削減
- 5 休暇の取得促進
- 6 次世代育成を支援する意識の醸成
- 7 子育て期の女性職員の活躍推進に向けた取組
- 8 その他勤務環境の整備に関する取組
- 9 子育てバリアフリーに関する取組
- 10 子育てに関する地域活動への参画
- 11 子どもと触れ合う機会の充実
- 12 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

## 2 計画期間

次世代法は、令和7年3月31日までの時限立法ですが、この第四期計画の計画期間は、第一期計画、第二期計画、第三期計画と同様に、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

また、本計画は必要に応じて見直すこととします。

## 3 計画の推進体制

### (1) 次世代育成支援推進委員会の設置

次世代育成支援対策を着実かつ効果的に推進するため、県立学校長会及び県立学校事務職員協会から選出された管理職員並びに教育委員会事務局関係所属の管理職員を構成員とした「次世代育成支援推進委員会」（以下「委員会」といいます。）を設置します。

「委員会」は、各所属を通じて第四期計画の周知徹底を図ります。

本計画の推進にあたっては、毎年度、各項目のうち重点的な取組を決定し、全ての所属において確実に実行していく仕組みを整えます。

また、本計画をより効果的に推進していくため、必要に応じて労使がともに議論・検討し、取組を進めていくこととします。

### (2) 次世代育成支援対策にかかる担当の配置

第四期計画の計画的な推進、定期的な見直し、「委員会」の運営のほか、次世代育成支援対策にかかる業務を着実に進めるため、次世代育成支援推進担当を教育委員会事務局教職員課に配置します。

### (3) 実施状況の把握及び計画の見直し

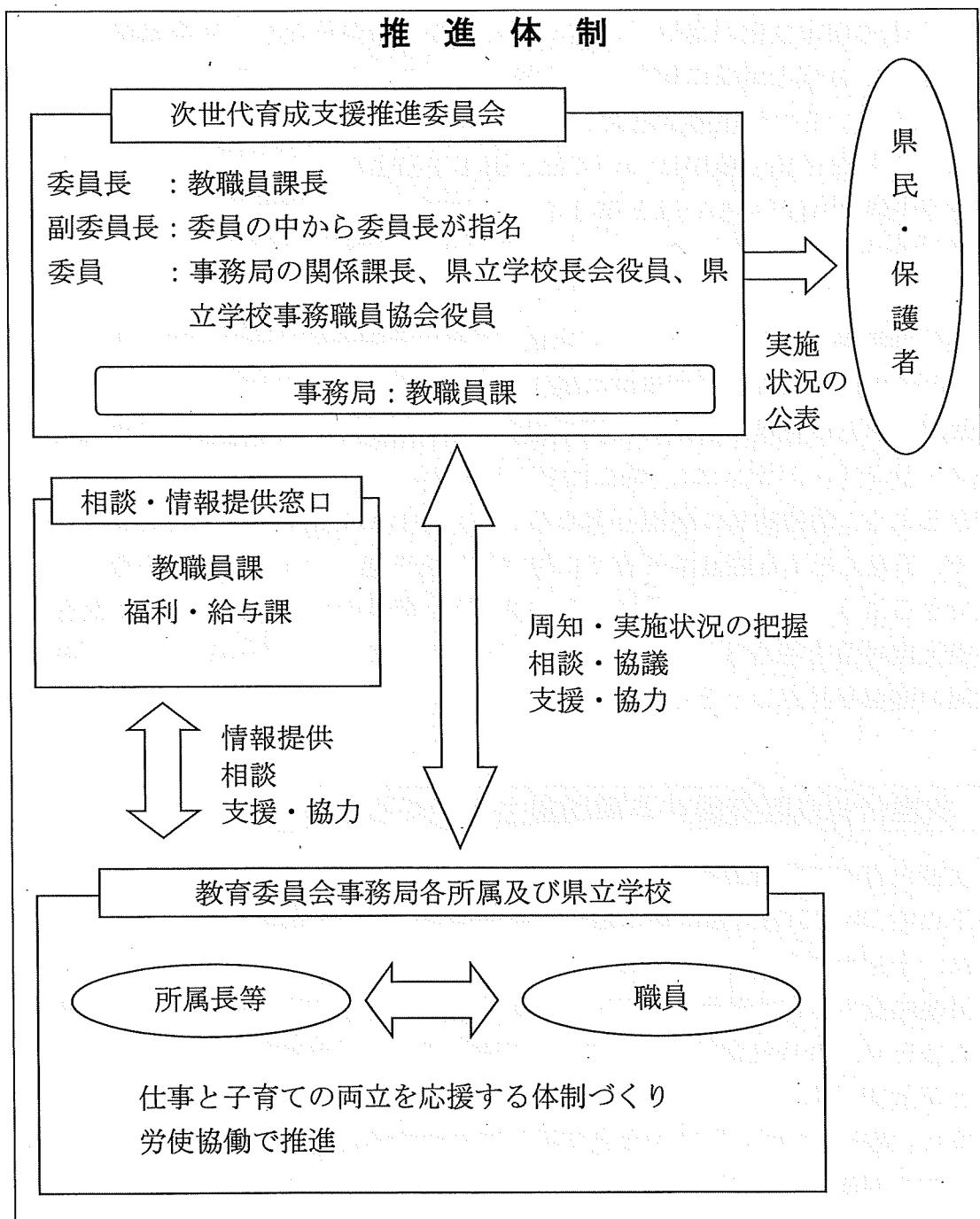
第四期計画の実施状況については、年度ごとに各所属における取組の実施状況を把握・点検し、ホームページへの掲載等により公表するものとします。

また、「委員会」は、その結果等を踏まえるとともに、職員の意見に十分留意しながら、その後の対策の実施や必要な計画の見直し等を図ることとします。

### (4) 相談体制の充実

次世代育成支援に関する相談・情報提供窓口を、教育委員会事務局教職員課及び福利・給与課に設置します。

また、各所属において、職員間のコミュニケーションを促進し、子育てを経験した先輩職員が、子育て中の職員や子育てを希望する職員の相談にいつでも気軽に応じることのできる職場環境づくりを進めます。



## 第2章 基本方針

### 1 子どもを生みやすい、育てやすい勤務環境を整備します

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大しています。

また、第2子出生確率については、第1子出生後に妻の子育ての不安や悩み・育児負担感が大きいほど第2子出生が起きにくく傾向がある一方、夫の育児参加が多いほど第2子出生確率が高いという傾向があります。

三重県教育委員会においては、従来から男女共同参画社会の実現に向け、性別による固定的な役割分担意識の解消を図る取組等を進めていますが、こうした取組をさらに推進するために男性職員も女性職員も、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、特に仕事と家庭のバランスのとれた働き方を実現できるよう、勤務環境の整備を進めることができます。そこで、子育てをする職員が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育てを両立できるようにするという視点を特に重視し、職員のニーズを踏まえた次世代育成支援対策を進めることにより、子どもを生みやすく、かつ育てやすい勤務環境の整備を図ることとします。

### 2 次世代育成を支援する職場風土をつくります

次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等を必要とするものであるため、単に子育て期にある職員の勤務環境について改善を図っていくのみでは、十分な効果が期待できません。

男性職員も、女性職員も、子育て中の職員も、そうでない職員も含め、職員一人ひとりが次世代育成を自分自身の問題と捉え、「当事者」として行動することが大切です。

また、組織をあげて次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし、日頃から計画的に業務を遂行し、業務の共有化や改善を行うとともに、周囲の職員に対して思いやりをもち、職員の協力協働を進めていく必要があります。

その結果として、業務の効率化を図ることができるだけでなく、仕事も子育てもしやすい働き方が実現できると考えます。

このため、「子どもは社会の宝」であり、「社会全体で子どもを育てていく」というささえあいの地域社会づくりが重要である」という意識を組織全体で共有し、仕事優先の風土（例えば、子どもの学校行事の参観等よりも仕事を優先すべきというような職場の雰囲気）を是正する「働き方の見直し」を中心課題として、家族との時間や社会参加の時間を大切にする職場風土の形成と、職員全員による協力体制の構築を図る取組を積極的に進めることとします。

### 3 次世代育成を支援する地域社会の取組に積極的に参画します

近年、核家族化、地域社会の変化等、子育てを巡る環境が大きく変化したため、家庭のみでは子育てを担いきれなくなってきており、さらには児童虐待等が深刻な問題となり、親族や近隣等身近な地域社会での助け合いのネットワークに対する期待が高まりつつあります。

このため、かつて家庭や地域・集落が担っていた次世代の育成を支援する機能を、地域や社会の力を借りて、現代社会にふさわしい形で再構築とともに、子育てを社会全体で支援していく「新たなささえあいと連帯による子育て支援」の体制をつくりあげていくことが求められており、三重県でも、これまで子育てを応援する企業や団体によるネットワークの拡充等に、地域の多様な主体との協働により取り組んでいるところです。

三重県教育委員会の職員は、同時に地域社会の構成員であり、地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されています。地域において、子育てしやすい環境づくりが進められる中で、三重県教育委員会に期待されている責任と役割を自覚し、自主的かつ積極的な取組を進めていくこととします。

### 4 取組を通じて子どもたちに次世代育成の大切さを伝えます

次世代育成について論じるとき、教育委員会の職場には、決して見逃してはならない重要な特徴があります。それは、「仕事そのものが、次世代を担う子どもたちの教育を担っており、その子どもたちが今、目の前ですくすくと育つことがある」という点です。

三重県教育委員会は、こうした教育現場としての特徴を確実に受けとめ、日々の教育活動はもちろんのこと、男性職員も女性職員も子育てに一生懸命な

生き方、それを職場全体で支える姿を示すことによって、次世代育成の大切さを子どもたちに実感として伝えることを目指します。また、このような職場としての取組を保護者や県民の方々に積極的に発信することによって、次世代育成支援に対する理解の促進を図り、本計画の理念が家庭教育まで浸透するよう努めます。

自分たちの取り組む姿が、各家庭や将来子どもたちが大人になった時のロールモデルとなるよう、教職員一人ひとりが志を持って、次世代育成支援の取組に積極的に参画するものとします。

### 第3章 次世代育成支援の取組

※ 各所属の取組のうち、特に留意してほしい項目については、主体別に示します。

- 所属長等 ..... 各課(所)長、各県立学校長
- 周囲の職員 ..... 各班長(課長)、各県立学校教頭、同事務長  
等を含む)
- 子育てを行う職員 ..... 子育て中(子育てを行う予定)の職員(非常勤職員等を含む)

#### 1 妊娠中の職員や出産後の職員に対する配慮

母性の保護や健康管理の観点から、妊娠中及び出産後の職員が安心して職務を遂行できるよう、また、女性職員が妊娠や出産を機に、仕事と子育ての二者を一を迫られるような状況の解消に向けて、次のこと取り組みます。

##### (1) 子育て支援及び母性保護等に係る制度の周知徹底

職員一人ひとりの認識や理解を深め、母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の職員だけでなく、全ての職員に対して、次の制度等についてわかりやすく周知します。

- ア 妊娠中の通勤緩和
- イ 妊娠障害休暇
- ウ 産前産後休暇
- エ 育児休業
- オ 家族看護休暇
- カ 育児時間、部分休業
- キ 予防注射、健康診断等のための休暇
- ク 母性保護のための休息時間
- ケ 妊産婦にかかる危険有害業務の就業制限
- コ 妊産婦にかかる深夜勤務及び時間外勤務の制限
- サ 妊産婦の健康管理に関する措置
- シ 育児のための早出遅出勤務制度
- ス 育児のための短時間勤務制度
- また、あわせて、出産費用の給付等の経済的な支援措置について  
【教職員課及び福利

## (2) 子育て支援及び母性保護等に係る制度の充実

子育て支援及び母性保護等に係る休暇等の制度については、国、他の都道府県、他の任命権者、あるいは民間企業等との均衡に配慮しつつ、職員ニーズを踏まえた実効性のあるものとなるよう、内容の充実、手続きの簡素化等に努めます。

【教職員課】

## (3) 妊娠初期からの休暇取得促進

所属長等

子育て支援及び母性保護等に係る休暇等の制度について、全ての職員に周知し、所属の理解を図りながら、職場の雰囲気づくりに努めるとともに、妊娠中の職員の体調に最大限配慮し、妊娠の初期段階から、年次有給休暇を含めた休暇制度の利用促進を図ります。

周囲の職員

妊娠中の職員の休暇取得や業務負担への配慮について、協力してください。  
【各所属】

【教職員課】

## (4) 妊娠中の職員に対する労働軽減措置の実施

県立高等学校の体育教諭及び実習助手（農業のみ）、特別支援学校の教諭・宿舎指導員・養護教諭・実習助手が妊娠した場合、妊娠57日目以降、必

に応じて職員の補充による労働軽減措置を行います。

なお、対象職員の拡充については、引き続き検討を進めます。

【教職員課】

業務分担等への配慮

中及び出産後の職員に対しては、本人の健康や安全に留意し、業務分減を図る、時間外勤務の命令を控える、重量物を持つような仕事はさきの必要な配慮を行います。

妊娠中の職員が職場への負担を考えて、育児休業等を取得することなく、安心して産前産後休暇に入ることができるよう、代休期間確保に努めるとともに、休暇中の業務分担を早期に決定し、業務の機会を設定する等、業務の引継を職場全体でサポートしています。

### **周囲の職員**

職場に妊娠中の職員がいたら、妊娠に伴う精神的な不安や肉体的な負担の軽減を図るため、声かけをしたり、自らの経験について当該職員へ話す等、相談にのってください。

また、妊娠中及び出産後の職員の休暇取得や業務軽減について、協力してください。

### **子育てを行う職員**

母親になることがわかつたら、早めに所属長へ報告してください。  
なお、自身の考えを整理し、所属長等と相談をしやすくするためのツールとして、「子育てのための休暇取得プログラム」を策定していますので、積極的に活用するようしてください。

また、仕事と子育ての両立について、一人で抱え込んで悩まずに、周りの先輩職員に相談しましょう。

### **【各所属】**

#### **(6) 各種設備の整備充実**

妊娠中及び出産後の職員が安心して勤務できるよう、多機能トイレ、休憩できるスペース又は男女別休憩室等を、職員のニーズに合わせて庁舎内あるいは職場内に確保するように努めます。 【学校経理・施設課及び各所属】

#### **(7) 駐車スペースの確保**

妊娠中及び出産後の職員が自家用車で通勤している場合には、当該職員の駐車スペースを、できるだけ近いところに確保します。 【各所属】

#### **(8) 全職場での施設内禁煙の徹底**

妊娠中の職員への悪影響を防止する観点から、教育委員会全職場での施設内禁煙の徹底を図ります。 【各所属】

## 2 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

子どもが生まれて父親となる職員が、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支え、子育てに主体的に関わることができるよう、次のことに取り組みます。

また、育児休業を取得する男性職員に対するキャリア形成支援を行うとともに、育児休業中の職員への支援、円滑な職場復帰に向けた支援等を行います。

なお、第2章基本方針にもあるとおり、教育現場としての特徴を受け止め、男性職員も女性職員も子育てに一生懸命な生き方、それを職場全体で支える姿を示すことにより、次世代育成の大切さを子どもたちに実感として伝えていく必要があることから、意識の醸成や職場の雰囲気づくりに積極的に取り組むものとします。

### (1) 特別休暇等制度の周知徹底

子どもの出生時における男性職員の特別休暇（男性の育児参加休暇、育児時間や家族看護休暇等）等の制度について周知徹底を図ります。

【教職員課】

#### 所属長等

職員から父親となる報告を受けたら、男性職員が取得できる休暇等の制度について周知します。

所属の理解を図りながら職場の雰囲気づくりに努め、業務分担や時間外勤務（時間外労働）に配慮します。

#### 子育てを行う職員

父親となることがわかつたら、「子育てのための休暇取得プログラム」を活用し、育児休業等の取得期間等を含め、早めに所属長へ報告してください。

【各所属】

### (2) 年次有給休暇も含めた5日間以上の休暇取得の働きかけ

父親となる男性職員に対し、出産予定日のおよそ2週間前までに、配偶者の出産等の期間（出産予定日の前後各8週間程度の期間）に合計5日間以上の休暇（特別休暇または年休、あるいはその組み合わせ）を取得する「子育てのための休暇取得プログラム」を作成するよう働きかけ、子どもの出生時における男性職員の休暇取得を促します。

【教職員課】

### **所属長等**

男性職員が、計画どおりに休暇を取得できるように、「子育てのための休暇取得プログラム」をもとに、十分に話し合い、事務分担の見直しや情報の共有化等、体制を整えるように努めます。

### **子育てを行う職員**

父親となることがわかつたら、早めに所属長へ報告してください。

なお、自身の考えを整理し、所属長等と相談をしやすくするためのツールとして、「子育てのための休暇取得プログラム」を策定していますので、積極的に活用するようにしてください。

### **【各所属】**

## **(3) 子育て期にある男性職員の休暇取得の促進**

### **所属長等**

子育て期においては、男性職員も女性職員も育児に携わることから、「子育て期は休暇が多くて当然」という職場の共通認識を形成し、こうした時期にある男性職員の休暇取得を促進します。

なお、1日単位の休暇だけでなく、半日単位、時間単位の休暇取得も同様に奨励します。

### **子育てを行う職員**

子育て期にある男性職員は、積極的かつ計画的に、子育てのための特別休暇や年次有給休暇等を取得しましょう。

### **【各所属】**

#### **(4) 父親となる男性職員に対する育児休業等取得の働きかけ**

育児に関する休業制度等（育児休業、部分休業、育児時間や育児短時間勤務制度等）について、父親となる男性職員に対し、取得を働きかけていきます。

子どもが生まれた男性職員とその所属長に対し、教育長メッセージを送付し、育児休業等の取得を促進します。

また、特に、配偶者の産後8週間の期間を「重点的育児休業等取得期間」と位置づけ、男性職員の1か月以上の育児休業等の取得を促進します。

さらに、三重県教育委員会における男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組等をまとめたリーフレット等を作成し、各所属を通じて配付するなど、育児休業等の取得を考えている男性職員が、家族や周囲の理解を得やすいように支援していきます。

【教職員課】

##### **所属長等**

父親となる男性職員がいたら、「子育てのための休暇取得プログラム」を作成するよう働きかけます。

また、父親となる男性職員が職場への負担を考えて、育児休業等を取得することを躊躇することなく、安心して育児休業等に入ることができるように、代替職員の早期確保に努めるとともに、休業中の業務分担を早期に決定し、業務引継のための機会を設定する等、業務の引継を職場全体でサポートしていく体制をつくります。

##### **子育てを行う職員**

父親となる男性職員は、「子育てのための休暇取得プログラム」を有効に活用し、積極的かつ計画的に、育児休業等を取得しましょう。

【各所属】

#### **(5) 子育て期にある男性職員への協力支援の雰囲気づくり**

##### **所属長等**

職員本人の了承のもと、子どもの出生を全職員に報告する等、子育て期にある男性職員に対する協力支援の雰囲気づくりを進めます。

##### **周囲の職員**

子育て期にある男性職員の休暇取得について、積極的に協力してください。

【各所属】

### 3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

育児休業や部分休業、特別養子縁組の監護期間のための休暇や育児短時間勤務等、育児に関する休業制度等の取得について、取得したい職員が取得しやすくするための環境を整備し、その円滑な取得の促進等を図るため、次のこと取り組みます。

特に、共働きの夫婦にとっては、男性が育児休業等を取得することにより、男性の主体的な子育てへの参加意識が高まるとともに、女性の継続的な勤務の促進にもつながることが期待できます。また、男性が育児休業等を取得することは、仕事と家庭の両立を進めていくための意識啓発や職場の雰囲気づくりにも効果的です。

#### (1) 育児に関する休業制度等の周知徹底及び意識啓発

育児に関する休業制度等の円滑な取得を促進するため、育児休業Q&Aや育児短時間勤務制度Q&A等の関係資料を作成のうえ、各所属に配付とともにデスクネットや電子掲示板等に掲載する等、様々な機会をとらえて育児に関する休業制度等の周知徹底を図ります。

また、あわせて、育児休業手当金の給付等の経済的な支援措置についても周知します。

【教職員課及び福利・給与課】

さらに、育児休業等経験者の体験談をまとめる等、職員に情報提供を行い、職員の意識啓発を図ります。

- ア 職員夫婦が育児休業等を取得した事例
- イ 男性職員が育児休業等を取得した事例
- ウ 女性職員が育児休業等を取得した事例
- エ 特別養子縁組の監護期間のための休暇を取得した事例

【教職員課】

#### 所属長等

育児に関する休業制度等について、女性職員だけでなく、男性職員に対しても積極的に周知を行い、制度の利用を働きかけます。

職員から制度に関する相談や質問があれば、適切に対応します。

### **周囲の職員**

職場に育児に関する休業制度等の取得を考えている職員がいたら、自らの経験を話す等、相談にのってください。

### **子育てを行う職員**

積極的に情報収集を行うとともに、制度を理解し、それぞれの状況に応じて、制度を有効に活用しましょう。

仕事と子育ての両立に対する不安については、周りの先輩職員に相談しましょう。

**【各所属】**

## **(2) 育児に関する休業制度等の充実**

育児に関する休業制度等については、国、他の都道府県、他の任命権者、あるいは民間企業等との均衡に配慮しつつ、例えば子どもが小学生になると利用できる制度が少なくなり、働き方を見直さざるを得ない、いわゆる「小1の壁」の解消など、時代に応じて職員ニーズを踏まえた実効性のあるものとなるよう、内容の充実、手続きの簡素化に努めます。

**【教職員課】**

## **(3) 産前産後休暇、育児休業中等の代替要員の確保**

### **所属長等**

産前産後休暇、育児休業の取得に際しては、業務に支障の出ないよう、臨時的任用等により代替要員を確保するとともに、業務分担や体制の見直しを検討する等して、職員が安心して産前産後休暇や育児休業を取得することができるようになります。

育児短時間勤務に関しても、業務に支障の出ないよう、必要に応じて代替要員の確保に努めます。

また、職員が職場への負担を考えて、育児休業等を取得することを躊躇することがないよう、日頃から職場全体でサポートしあえる環境づくりに努め、職員が安心して育児に関する休業制度等を利用できるようにします。

**【各所属】**

なお、近年、代替要員として任用する講師の確保が特に困難さを増していることから、所属長等の講師確保に向けた取組を支援します。

**【教職員課】**

### **子育てを行う職員**

育児休業等の取得や、延長を考えている場合は、早めに所属長へ相談してください。

【各所属】

### **(4) 育児休業中の職員への配慮**

育児休業中の職員が、孤独に感じたり、職務能力の維持について不安に陥ったりすることのないよう、次のことに取り組みます。

#### **ア 育児休業中の職員に対する各種情報の送付等**

##### **所属長等**

育児休業中の職員に対して、最近の職場の状況等を知らせるため、あらかじめ担当職員を決めるとともに、休業中の職員が気軽に職場に連絡を取りやすいように配慮します。

情報を送付する場合は、できる限り当該職員の希望に沿った形での情報の送付に配慮します。

##### **周囲の職員**

職場の一体感を高め、円滑に職場復帰できるように、育児休業中の職員の希望に応じて、職場の状況等に関する情報を積極的に提供するようにしましょう。

【各所属】

#### **イ 自宅における研修受講等の仕組みの充実**

インターネットを活用したeラーニング研修システム「ネットDE研修」の充実に努めるとともに、研修受講を希望する休業中の教員の利用機会の提供を行います。 【研修企画・支援課及び研修推進課】

##### **所属長等**

育児休業中の職員に対して、「ネットDE研修」の活用について、情報提供します。

### **子育てを行う職員**

育児休業中の職員は、自らの職場復帰に備え、「ネットDE研修」等も有効に活用してください。

【各所属】

## **(5) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援**

育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、次のことに取り組みます。

### **ア メールマガジンの配信**

県教育委員会の動向や次世代育成支援等に関する情報を紹介したメールマガジンを希望者に配信します。 【教職員課】

### **イ 職場復帰を支援する研修等の仕組みの検討**

円滑な職場復帰の支援のため、復帰後の研修を含めた、復帰プログラムについて引き続き検討を行います。

【教職員課、研修企画・支援課及び研修推進課】

### **ウ 職場復帰を応援する職場のサポート等**

#### **所属長等**

復職時において、復帰後の職務に関し、休業中の変更点について説明する等OJTを行う、引継ぎをスムーズに行うよう配慮する等、適切なサポートを行います。

また、復帰直後は、子どもの急な発熱等への対応のため休暇を取得する機会が多くなることも予想されるため、所属内で十分に話し合い、必要に応じて業務分掌を見直す、日頃から職員の担当業務の進捗状況や書類の所在について、情報の共有化を図る等、円滑な復帰を支援します。

#### **周囲の職員**

復帰した職員が、円滑に職場復帰できるよう、所属内で話し合いを行い、積極的に協力してください。

また、育児休業等の経験者は、自らの経験を話す等、相談にのってください。

#### **子育てを行う職員**

仕事と子育ての両立について、一人で抱え込んで悩まずに、周りの先輩職員に相談しましょう。

【各所属】

## **(6) 保護者の理解を得る取組の推進**

男性職員も女性職員も子育てをする姿や、それを職場全体で支える姿を示すことによって、次世代育成の大切さを子どもたちに実感として伝えることを目指すとともに、このような職場としての取組について保護者のさらなる理解を得るため、学校と保護者等との役割分担にも配慮しつつ、PTAの会合等の場やホームページ等を活用する等して、保護者に積極的に発信するよう努めます。

**【各所属】**

## 4 時間外勤務（時間外労働）の削減

子育て期にある職員が、意欲を持って職務に従事しつつ、子育てにも積極的に取り組めるようにするには、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要です。そのためには、時間外勤務（時間外労働）の削減が不可欠との認識に立つとともに、時間外勤務（時間外労働）の上限等を定めた制度の趣旨を職員一人ひとりが理解した上で、次のこと取り組みます。

なお、教育長、副教育長、各次長は、教育委員会全体の業務のスクラップアンドビルトを勘案し、業務の重点化と業務削減・プロセス改善を推進する等により、また、各所属長は、職場内の時間外勤務（時間外労働）の状況をきめ細かに把握し、業務の効率化や支えあう風土づくり等により、時間外勤務（時間外労働）の削減に向けたマネジメントを行います。

### （1）「教職員の総勤務時間の縮減に係る指針」の実効ある運用

学校現場における総勤務時間の縮減を図るため、校長による基本的スタンスを示した「教職員の総勤務時間の縮減に係る指針」を各学校に毎年度周知徹底するとともに、下記の取組を進めます。

また、令和2年4月から、教員の時間外労働時間の上限が定められることから、上限が遵守されるよう、抜本的な業務削減等に取り組みます。

ア 教職員の時間外労働時間数、休暇取得日数、満足度等を把握する調査の実施

イ 変形労働時間制度や休暇制度の積極的な活用依頼

ウ 長期休業中等に会議や研修を入れない期間を設定し、その期間を活用した学校閉校日の設定の推進など、休暇を取得しやすくするための方策の実施

エ 各県立学校長が作成する「学校マネジメントシート」への「総勤務時間の縮減」に係る目標や目標達成のためにすべての公立学校が取り組む「定時退校日の設定」、「部活動休養日の設定」、「会議時間の短縮」の記載依頼、総勤務時間縮減に関する優良事例等の紹介による学校全体での推進の働きかけ 等

【教職員課】

オ 教職員の意識啓発を図るとともに、退校時の声かけ等を行うことにより、教職員が退校しやすい雰囲気づくりに努めます。

カ 様々な事業等の中で、専門的知識経験を有する人材や、資格や経験のある教員OBなどの外部人材を活用することで、教職員の業務量を軽減します。

キ 積極的に勤務時間に関する制度（変形労働時間制等）を活用することで、教職員の業務を平準化します。

ク 時間外勤務を命じる場合には、原則として、必要最低限度の時間数を事前に命令するものとし、また事後確認の徹底を図ります。

【オ～ク 各県立学校】

ケ 業務遂行やマネジメントに有効な研修等の紹介を行います。

【教職員課】

なお、子育て目的の休暇等の取得を促進する環境を醸成するため、事務局各所属は各所属への依頼、照会等を安易に増加させず、毎年実施してきたものを見直して極力削減するよう努めます。 【事務局各所属】

## (2) 教育委員会事務局における時間外勤務（時間外労働）の削減

教育委員会事務局における時間外勤務（時間外労働）の削減に向け、時間外勤務（時間外労働）の上限等を踏まえつつ、事務局全体の削減目標を設定し、削減に向けた方針を明確にします。

具体的には、

ア 一定期間毎に時間外勤務（時間外労働）の多い所属の管理職員からヒアリングを行い、注意喚起を行うとともに、問題解決のために講ずべき措置がある場合は、速やかに対処するよう努めます。

また、必要に応じて所属間の応援体制を検討します。

【教職員課】

イ 時間外勤務を命じる場合には、原則として、必要最低限度の時間数を事前に命令するものとし、また事後確認の徹底を図ります。

【事務局各所属】

ウ 業務遂行やマネジメントに有効な研修や優良事例の紹介等を行います。

【教職員課】

エ サービス残業ホットラインを活用し、サービス残業の防止に努めます。

【教職員課】

オ 組織マネジメントシートを活用し、業務の重点化と業務削減・プロセス改善等の推進を図ります。

【教職員課及び事務局各所属】

### (3) 業務の効率化の推進

仕事と育児の両立を支援するため、業務内容や業務遂行体制を見直し、業務の効率化を推進します。

#### 所属長等

職員が計画的に業務を進めていくことができるようマネジメントに努め、必要な措置を講じます。

また、常に問題意識をもって、組織全体として業務そのものの必要性を見極め、効率的な業務運営に努めます。

#### 全職員

職員一人ひとりが業務そのものの必要性等を点検するとともに、業務の効率化のさらなる推進を図ります。

具体的には、

ア 会議・研修・打ち合わせについては、可能な限りＩＣＴを活用することとします。

また、会議については、新規のものはもとより既存のものについても、目的・効果・必要性を精査したうえで開催するものとし、参加人数を最小限にします。また、資料の簡素化や事前配付等により合理的な運営を工夫し、勤務時間内に終了するよう簡素・効率化に努めます。

なお、やむを得ず会議が勤務時間外に及んだ場合には、保育所の送迎等の事情を有する職員の途中退席について最大限配慮します。

また、週休日と休日にはさまれた日における会議の開催は、連続休暇取得促進の観点からも可能な限り避けるものとします。 【各所属】

イ 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアルを作成し、業務の視覚化を図ります。 【各所属】

ウ 調査・照会は、既存資料及び他調査と重複する部分がないか確認したうえで必要事項のみ行うものとし、無駄な調査・回答は行いません。そして、可能な限り電子化します。また、職員が計画的に業務を遂行できるよう、調査・照会時間を十分に確保します。 【各所属、特に事務局】

#### (4) 支えあう職場風土づくり

仕事と育児の両立を支援するため、所属内で業務内容や進捗について常に共有しながら業務を進めます。

また、職場内の積極的な対話によりコミュニケーションを高め、応援体制の充実など支えあう職場風土づくりに努めます。 【各所属】

#### (5) 時間外勤務制限等に係る制度の周知

小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員については、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき、深夜勤務及び時間外勤務が制限されており、管理職員及び該当職員にこの制度の周知徹底を図り、実効ある運用の確保に努めます。

【教職員課及び各所属】

## (6) 時間外勤務を命じるにあたっての職員の健康への配慮

### 所属長等

過重労働による健康障害を防止する観点から、時間外勤務を命じる場合には、職員の健康状態に最大限配慮し、業務の緊急性・必要性のほか、職場内における協力体制等についても十分考慮のうえ、やむを得ない場合にのみ時間外勤務を命じるものとします。

なお、命じる時間外勤務は、原則として午後10時以降の深夜勤務に及ばないように努めます。

また、週休日及び休日に勤務を命じる必要がある場合には、原則、その週休日の振替、代休日の指定は、勤務を命じる必要がある日の属する週において行い、職員の勤務時間が週38時間45分となるように努めます。やむを得ない場合には、できるだけ近接した日に週休日の振替、代休日の指定を行い、職員の健康管理に十分配慮し、必ず週休日の振替等を取得できるようにします。

【各所属】

## (7) 事務局におけるノー残業デーの徹底

教育委員会事務局において、所属長が声かけをする等、ノー残業デーの趣旨の徹底を図るとともに、所属ごとにノー残業デーを設定するなど、柔軟な取組を進めます。

【事務局各所属】

## (8) 行事の精選等

各種行事について、目的・効果・必要性等により、さらなる精選を図りつつ、年間を通して計画的な運営を工夫し、必要であれば実施時期を見直す等の改善策を講じます。

【各所属】

## (9) 部活動指導業務の適正な推進

県立学校における部活動指導の実施にあたっては、生徒の実態や発達段階を考慮し、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な部活動運営を踏まえた部活動を推進し、生徒及び教職員に過重の負担とならないよう努めるとともに、土日のどちらかを部活動の休養日とする等、十分に心身の休養を図ることができるよう、各学校の実情に応じた創意工夫をさらに図るものとします。

【各県立学校】

## **(10) 保護者、県民の理解を得る取組の推進**

職員の時間外勤務（時間外労働）の削減、休暇取得等についての保護者、県民のさらなる理解を得るために、学校と保護者等との役割分担にも配慮しつつ、次世代育成や職員の健康への配慮の必要性を、PTAの会合等の場やホームページ等を活用する等して、保護者、県民に積極的に発信するよう努めます。

【各所属】

## **(11) 地域や家庭の教育力の活用**

子どもたちの豊かな成長につなげるため、学校・家庭・地域の連携の推進、放課後子ども教室等、地域住民を主体とする体験活動の機会の確保、総合型地域スポーツクラブの育成支援といった県事業の進展に合わせ、地域や家庭の教育力の活用の推進を図ります。

【各所属】

## **(12) 勤務時間の弾力的な運用に向けた検討**

子育てを行う職員が、それぞれの事情に応じた勤務を行えるよう、育児のための勤務時間の弾力的な運用について、国、他の都道府県、他の任命権者、あるいは民間企業等との均衡に配慮しつつ、労使合意のもと、職員ニーズを踏まえた実効性のあるものとなるよう、検討を進めます。

【教職員課】

## 5 休暇の取得促進

職員の育児に係る心身のゆとりの確保という観点から、職員の休暇の取得促進について、次のことに取り組みます。

### (1) 休暇取得促進強化期間の設定

年に1回、各所属で業務の実情を踏まえ、「休暇取得促進強化期間」を設定のうえ、年次有給休暇等の取得促進を図ることとします。

#### 所属長等

強化期間中は、所属職員に対して電子メールの活用等による休暇取得の呼びかけ等を行い、休暇取得に対する職員の意識向上に努めます。

【各所属】

### (2) 計画的な年次有給休暇等の取得促進

職員が、年初において年次有給休暇等の計画表を作成したり、一定期間ごと（月ごと、四半期ごと等）の年次有給休暇等の計画表を作成したり、年次有給休暇等の取得目標日数を設定したりする等の取組を進めるとともに、それぞれの職員が自分の休暇予定日を事前にスケジュール表に入力する等して周囲の職員に早期に周知するよう努め、職場全体として、計画的な年次有給休暇等の取得促進を図ります。

【各所属】

また、次のような具体的な取組を進めます。

ア 年次有給休暇と他の休暇等を合わせ、各職員が年に1回は5日間程度の連続した休暇を取得できるよう配慮するなど、心身のリフレッシュができる休暇取得の促進を図ります。

また、これとあわせて計画表を活用し、連休を意図的に作り出し、より一層の心身のゆとりを確保するため、週休日と組み合わせて月曜日・金曜日に休暇を取得する「ハッピーマンデー、ハッピーフライデー」を奨励します。

イ 職員や家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における休暇の取得、また、子どもの予防接種実施日や入学式、卒業式、授業参観日等の学校行事における休暇取得の促進を図ります。

ウ 半日や数時間の休暇でも一定の疲労回復が期待できることや、休暇取得にあたって職員が感じがちな「気兼ね」を緩和する一手段ともなること等から、1日単位の休暇取得が困難な場合には、半日単位、時間単位での休暇取得を奨励します。 【ア～ウ 各所属】

エ 長期休業中に設定される「三重県教育委員会が主催する会議や研修等を実施しない期間」を活用した学校閉校日の設定の推進による休暇取得を奨励します。

オ 人事評価制度や過重労働勤務に係る面談時等に休暇取得の確認等を行い、休暇取得の促進を図ります。

【エ～オ 各県立学校】

カ 一定期間毎に休暇取得率の低い所属の管理職員からヒアリングを行い、注意喚起を行うとともに、問題解決のために講すべき措置がある場合は、速やかに対処するよう努めます。

キ 組織マネジメントシートを活用し、年次有給休暇の取得の促進を図ります。

【カ～キ 教職員課及び事務局各所属】

### (3) 休暇を取得しやすい環境づくり

#### 所属長等

業務予定ができる限り早期に職員に周知し、業務の計画的な執行を図ることや職場の応援体制を構築すること、又は休暇の積極的な取得を呼びかけること等により、職員が休暇を計画的かつ積極的に取得しやすい環境づくりに努めます。また、休暇取得日数の少ない職員に対し、個別に事情を聞く等、休暇取得を阻害する問題の解決を図ります。 【各所属】

また、次のような具体的な取組を進めます。

ア ゴールデンウィークやお盆期間、年末年始における休暇取得を促進するため、期間中及び期間前後の会議等の自粛に努めます。

イ 育児時間、家族看護休暇等の特別休暇についても、職員への周知を行うとともに、職場における協力体制の構築を図るなど、円滑に取得できる環境の整備に努めます。

【ア～イ 各所属】

ウ アに掲げる取組に加え、長期休業中においても、「三重県教育委員会が主催する会議や研修等を実施しない期間」を設定し、教職員の休暇取得促進を支援します。

【教職員課及び事務局各所属】

#### (4) 副務者の役割の徹底

子どもの突発的な病気の際等にも職員が安心して休暇を取得できるよう、「副務者」が業務を確実に把握するとともに、定例・恒常的業務については「主務者」、「副務者」が不在の場合にも他の職員が対応できるよう事務処理マニュアルの作成等に努めます。

また、事務局においては、新たに設置される「係長」を中心に、各業務に複数の職員が関与するなど、チームで業務を進める体制づくりに努めます。

【各所属】

## 6 次世代育成を支援する意識の醸成

男性も女性も子育てしやすい働き方を実現するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要であり、そのためには職員の意識改革が重要です。

これまでの仕事優先の環境や、性別による固定的な役割分担意識等を是正し、職員一人ひとりが子育て等に関する意識を高めるため、次のこと取り組みます。

### (1) 研修会の実施等による仕事と家庭の両立に関する意識の高揚

若い世代の親としての成長をバックアップするとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義・重要性、仕事と家庭それぞれを大切にするライフスタイルを、管理職員を含む全ての職員に理解し実践してもらえるように、組織全体として意識啓発を図ります。

具体的には、

ア 県立学校長会及び運営調整会議等で、「子育て支援アクションプラン」の周知を行います。【教職員課】

イ 管理職員を含む全職員を対象にした次世代育成を支援する研修会を開催します。

ウ 初任者研修、新任管理職研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ等において、次世代育成を支援する研修講座の受講を選択できるようにします。

【イ～ウ 教職員課、研修企画・支援課及び研修推進課】

エ 各職場内で、「子育て支援アクションプラン」を紹介し、情報共有を図り、活用します。

オ 各職場における研修についても積極的に取り組みます。

カ 家庭の日（※注）の意義を再確認し、周知徹底を図ります。

キ 休日等における家庭での行事参加を促進します。

【エ～キ 各所属】

※注) 家庭の日

三重県では、人が生まれ育つ基礎的な生活の場である家庭を大切にし、温かい愛情を確認し互いに触れ合う機会を充実させるため、毎月第3日曜日を家庭の日と位置づけ、家庭の大切さを再認識する取組を進めています。

**(2) 研修会等への参加促進**

**所属長等**

職員に、子育て、男女共同参画又は仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座等を紹介し、積極的な参加を呼びかける等、職員個人の意識高揚を図ります。 【各所属】

**(3) 職場内の理解・協力と意識の統一**

「子どもは社会全体で育てるもの」という考え方に対し、子育ての重要性を職場全体の共通理解とし、職員同士で協力し、配慮しあう雰囲気づくりに努めます。

具体的には、

ア 次世代育成の重要性や育児に関する休業制度等の趣旨等に対する職員の理解を深めることにより、職場全体で協力し合う意識を醸成し、休暇、育児休業等を取得しやすい職場づくりを推進します。特に少人数職種や不妊治療を行う職員に対して休暇が取得しにくくならないよう配慮します。

イ 管理職員が率先して定時退勤する、職員同士で声かけを行う等により、定時退勤しやすい職場の雰囲気づくりに努め、仕事と家庭の両方を大切にする生活スタイルを職員が理解し実践します。

また、ひとり親家庭や核家族の共働き家庭等、子育ての状況はそれぞれ異なることに配慮します。

ウ 職員がボランティア休暇を取得する等して、地域での社会活動に積極的に参加することに対する職場の理解を深めます。

【各所属】

#### (4) 職員間のコミュニケーションの活発化

##### **所属長等**

職場で子育ての先輩から話を聞き、悩みを相談できる仕組みづくりを行う等、子育てについて職員同士が気楽に対話できる職場風土の形成に努めます。また、自らのリーダーシップにより、職員が相談しやすい雰囲気づくりを行います。

##### **周囲の職員**

子育て中の職員に対して、積極的に声をかけるようにしましょう。

##### **子育てを行う職員**

仕事と子育ての両立について、一人で抱え込んで悩まずに、周りの先輩職員に相談しましょう。

##### **【各所属】**

#### (5) 次世代育成支援の積極的な実践

職員一人ひとりが、次世代育成支援や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めようとする意識を常に持って、自らの担当業務に取り組みます。

##### **所属長**

次世代育成支援を学校経営の改革方針や組織マネジメントシートの重点項目の一つとして位置づけ、積極的な実践を図ります。

##### **【各所属】**

## 7 子育て期の女性職員の活躍推進に向けた取組

次世代育成支援対策を進めていくためには、男性職員も女性職員もいきいきと働き、ともに活躍する職場づくりが必要であり、特に、子育て期の女性職員の活躍推進に向けた取組を進めていく必要があることから、次のことに取り組みます。

意欲・能力を持った女性職員が様々な職務を経験できるよう配慮するとともに、育児など女性職員の状況に配慮した人事配置を行っていきます。

育児休業を取得する女性職員等に対するキャリア形成支援を行うとともに、育児休業中の職員への支援、円滑な職場復帰に向けた支援等を行います。

女性職員の活躍推進や仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発や研修等を実施します。

また、女性職員の相談に乗り、助言するメンター制度の導入について、研究・検討を行っていきます。

### 所属長

子育て期の女性職員等に対して、面談等にて今後のキャリアデザインについて確認を行います。

また、研修等を通じ、女性職員の活躍推進や仕事と生活の調和の推進に向けた知識を習得し、マネジメントに生かします。

### 子育てを行う職員

研修に積極的に参加したり、周りの先輩職員に相談する等、自身のキャリアデザインに向き合って考える時間を持ちましょう。

【各所属】

## 8 その他勤務環境の整備に関する取組

その他の勤務環境の整備として、次のこと取り組みます。

### (1) 人事異動における配慮

勤務公署を異にする異動を命ずる場合には、それにより職員が子どもの養育に困難を来すことのないよう、職員からの異動ヒアリングの内容を踏まえつつ、できる限りの配慮を行います。

また、同一職場に子育て中の職員が集中することを避ける等、職員の年齢バランスにも配慮します。

【教職員課】

#### 所属長

定期人事異動に伴う異動希望ヒアリングの際に、次世代育成の観点にも配慮し、十分な聞き取りを行います。

#### 子育てを行う職員

子育てに関する考慮や配慮が必要と考えられる事柄や育児休業や育児短時間勤務等を希望する場合は、早めに所属長と相談してください。

【各所属】

### (2) 人事評価への反映

管理職員の評価にあたっては、仕事と生活の調和の推進に資するような業務運営や良好な職場環境づくりに取り組む姿勢を重視します。(イクボスの推進)

【教職員課及び各所属】

#### 所属長

子育て中の同僚を支援するなど、自らの目標にとどまらず、他職員の目標達成をサポートすることで、組織目標達成に貢献していることも評価の対象とします。

【各所属】

### (3) テレワーク等の推進に向けた検討

テレワークについて、先進事例等を参考に研究・検討を行います。

【教職員課及び各所属】

#### (4) 不妊治療に関する制度の周知及び配慮

不妊治療に関する病気休暇や助成金の制度等について、職員への周知を行います。

【教職員課及び福利・給与課】

##### **所属長等**

男性職員、女性職員とも、不妊治療のため休暇を取得することについて、職場での理解、サポートを進めます。

#### (5) 宿舎の貸与における配慮

宿舎の貸与にあたっては、子育てをしている職員の入居希望や家族構成等を考慮し、子育てと仕事の両立に配慮します。 【福利・給与課】

#### (6) 公共サービスの情報提供

##### **所属長等**

職場近隣の託児施設、保育施設等の情報収集に努め、職員への情報提供を行います。

【各所属】

## 9 子育てバリアフリーに関する取組

妊産婦や子どもを連れた人が安心して訪問できるよう、次のこと取り組みます。

### (1) 子育てに配慮した施設整備の推進

妊産婦や子どもを連れた人等が安心して施設を利用できるよう、手すり、スロープの設置や段差の解消等、施設のバリアフリー化に努めます。

また、必要に応じ、改築等の機会にあわせて、妊産婦や子どもを連れた人が安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置、授乳室や保育室の確保に努めます。

【学校経理・施設課及び各所属】

### (2) ソフト面でのバリアフリー化の推進

子どもを連れた人が気兼ねなく訪問できるよう、職場全員で親切な応対を心がける等、ソフト面でのバリアフリー化を推進します。

【各所属】

### (3) 施設内での一層の安全確保

所属長等

子どもを連れた人が安心して訪問し、安全に施設を利用できるよう、定期的な巡回による危険箇所の把握や改善等、施設・設備等の安全管理を徹底します。

【各所属】

### (4) 各種行事における託児コーナーの設置等

行事を開催する際には、託児コーナーを設置する等、子どもを連れた人のできる限りの配慮を行います。

【各所属】

## 10 子育てに関する地域活動への参画

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るとともに、職員が自らの知識、特技等を活かし、子育て等に関する地域活動へ積極的に参加することを促すため、次のことに取り組みます。

### (1) 子育て家庭が生涯学習、スポーツ・文化活動等に親しめる環境づくり

県立の社会教育施設や公共施設等において、子どもと一緒に楽しめるようなイベントの開催や協力に努めます。

【社会教育・文化財保護課及び各所属】

### (2) 子育てに関する地域活動等へ参加しやすい環境の整備

子育て活動に役立つ知識や特技等を活かし、職員が地域の子育て活動や各種学習会の講師、ボランティアリーダー等として参加しやすい環境の整備に取り組みます。

ア 職員の知識や特技等の人材バンクへの登録

イ 地域における体験活動、奉仕活動等の情報の提供、紹介

【各所属】

### (3) 子どもが参加する多様な地域活動等への県立学校施設等の支援

【所属長等】

親子や子どもが参加する地域の行事、活動に対し、学校運営に支障のない範囲で、施設や設備、運動場等敷地の提供に努めます。

【各県立学校】

### (4) 地域活動に参加しやすい職場の雰囲気づくり

【所属長等】

職員が各種学習会の講師、ボランティアリーダー等として積極的に地域活動、スポーツ・文化活動に参加できるような職場の雰囲気づくりに努めます。

ア 地域の子育て支援活動等へ参加するための休暇取得（ボランティア休暇等）の推進

イ 子育て支援活動に関する職員相互の理解と意識の統一

【各所属】

### (5) 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るために、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を促進するとともに、出張等に際して自動車の運転を行う者に対する交通安全意識の向上等に努めます。

【教職員課及び各所属】

### (6) 安全で安心して子どもを育てられる環境づくり

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主防犯活動や少年非行防止の活動等への職員の積極的な参加を促進します。

【各所属】

## 11 子どもと触れ合う機会の充実

保護者でもある職員が、子どもに関わる行事に積極的に参加する等子どもと触れ合う機会を充実させ、心豊かな子どもを育むとともに、子育てに取り組むことの意義や充実感等について理解を深めるため、次のことに取り組みます。

### (1) 福利厚生事業を通じた親子の触れ合いの充実

福利厚生事業に、親子での積極的な参加を呼びかけ、子どもと触れ合う機会の提供に努めます。 【福利・給与課】

### (2) 子どもの学校行事等への参加の促進

所属長等

職員の子どもの運動会や文化祭、保護者会等の学校行事や地域の行事が開催される際には、特別休暇（学校等行事休暇）や年次有給休暇等を取得して、積極的に参加するよう、常日頃から職員への働きかけを行います。

【各所属】

### (3) 職場体験デーの実施

子どもが親の働く職場を訪問する「職場体験デー」を設け、子どもが親の職業に対する理解を深める機会とともに、職場の側も、職員が子育てに携わる一人の親であることの理解を深める機会とします。

【教職員課】

## 12 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

職員の家庭教育への理解と参加の促進を図るため、次のこと取り組みます。

### (1) 家庭教育や子育てに関する情報提供や情報交換、相談体制の充実

#### 所属長等

子どもを取り巻く環境やニーズ、課題、子育てやしつけなど家庭教育に関する情報提供や学習会、語り合う機会を設け、職員の家庭教育への理解と参加の促進を図るとともに、家庭教育に関する職員の個別の課題に対応するため、家庭教育に関する相談窓口の周知や相談体制の充実に努めます。

【各所属】

### (2) 家庭教育講座等への参加促進等

#### 所属長等

職員が子育て等について学習するための研修会等に積極的に参加できるよう、休暇の取得等について配慮します。

また、子育て中の職員が子どもと一緒に活動や行事等に参加しやすい職場の雰囲気を作り、子どもと触れ合う時間を充分に取れるように配慮します。

【各所属】

### (3) 食卓からの子育て「食育」の推進

望ましい食事・食習慣は、子どもの健やかな成長の第一歩です。

学校における「食育」の推進を通じて、子どもに対して、その発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行い、子どもが自ら食について考えるよう「食育」を推進します。

【小中学校教育課、保健体育課及び研修推進課】

## 13 数値目標の設定

第四期計画の進捗状況を客観的に把握するため、令和6年度までに達成しようとする目標を次のとおり定め、職員の仕事と子育ての両立という視点から、必要な勤務環境の整備やその他次世代育成支援対策を推進します。

### (1) 「男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇の取得率」

職場の意識改革や男性が育児に参加しやすい職場環境づくりに資するため、男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇（配偶者の産前産後各8週間の期間中に特別休暇（※注）と年次有給休暇をあわせた5日間以上の休暇）の目標取得率を100%とします。

※注）特別休暇（有給）

#### ① 男性の育児参加休暇

男性職員が出産に係る子又は上の子（小学校就学前）の養育をする場合、妻の産前産後8週間の期間に、5日の範囲内で取得できる。（1日、半日又は1時間単位での取得可）

#### ② 家族看護休暇

男性職員が妻の出産や子の傷病等（子の出産を含む）に伴い、入院の付き添い等を行うための休暇として、4日（中学校就学前の子に対しては4日（当該子が2人以上の場合は8日）を加算できる）の範囲内で取得できる。（1日、半日又は1時間単位での取得可）

#### ③ 学校等行事休暇

高等学校を卒業し、又は修了するまでの子を対象に、学校・保育施設等が実施する行事で、当該子に係るものに参加する場合に、当該子1人につき暦年で1日取得できる。（1日、半日又は1時間単位での取得可）

#### 【算定方法】

当該年度に妻が出産した男性職員の人数を分母とし、妻の産前産後各8週間の期間中に特別休暇（※注）と年次有給休暇をあわせた5日間以上の休暇を取得した男性職員の人数を分子として算定。

## (2) 「男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得率」

職場の意識改革や育児休業を取得しやすい職場環境づくりに資するため、  
男性職員の育児休業（部分休業を含む）の目標取得率を30%とします。

### 【参考指標】

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（国）による令和7年目標は30%

「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（三重県）による令和6年度目標は  
13%

### 【算定方法】

当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得可能となった男性職員の人数を分母とし、  
当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した男性職員の人数を分子として算定。

## (3) 「職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数」

職員の育児に係る心身のゆとりの確保及び休暇を取得しやすい職場環境づくりに資するため、職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とします。



### 報告 3

#### 教職員の資質能力向上支援事業の令和元年度実施結果及び令和 2 年度概要について

教職員の資質能力向上支援事業の令和元年度実施結果及び令和 2 年度概要について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 3 月 9 日提出

三重県教育委員会事務局  
教職員課長



## 教職員の資質能力向上支援事業の令和元年度実施結果及び令和2年度概要について

### 1 要旨

教職員の資質能力向上支援事業による指導が不適切である教員への対応として、令和元年度指導改善研修を受講した教員の研修後の措置並びに令和2年度指導改善研修の対象となる教員の認定及び措置を決定しました。

### 2 内容

#### (1) 令和元年度実施結果

令和元年度に指導改善研修を受講した教員1名（小学校1名）の研修後の措置について、1月27日開催の三重県指導改善研修審査委員会（弁護士、大学教授等8名で構成）でご審議いただきました。

その意見をもとに、1月30日開催の三重県指導改善研修判定委員会において、当該1名について審査し、以下のとおり研修後の措置を決定しました。

- ・指導が不適切である教員の認定を解除し、1年間の経過観察を伴う勤務（校長による経過観察のもと勤務すること）に復帰させる。

##### 【状況】

- ・当該教員は、学習指導、社会性、教育公務員としての資質において一定の研修の成果がみられ、指導が不適切である教員の認定を解除するものの、生徒指導に課題が残っていることから、上記の措置としました。

#### (2) 令和2年度概要

令和2年度指導改善研修の対象となる教員として、市町等教育委員会から報告がありました教員1名（小学校1名）について、1月20日開催の三重県指導改善研修審査委員会でご審議いただきました。

その意見をもとに、1月30日開催の三重県指導改善研修判定委員会において、当該教員について審査し、指導が不適切である教員に認定し、校外指導改善研修を受講させる措置を決定しました。

### 3 今後の対応

指導が不適切である教員の認定を解除した教員については、市町等教育委員会及び所属校の校長と連携し、円滑な復帰を支援します。

また、新たに指導が不適切である教員に認定した教員については、その課題に応じた研修プログラムを作成のうえ、令和2年4月から翌年3月までの1年間、総合教育センターにおいて校外指導改善研修を実施します。

## 指導が不適切である教員への対応

### 1 経緯

三重県教育委員会では、独自の施策として、平成15年度に「指導力不足教員の対応に関する要綱」等を整備し、指導が不適切である教員（指導力不足等教員）の指導力向上を支援する取組を始めました。

平成19年の教育公務員特例法の改正により、指導改善研修の実施が法的に位置づけられ、平成20年2月には国が「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」を策定しました。これらを踏まえ、所要の規則を制定するとともに、平成21年3月に新たに「指導が不適切である教員の対応に関する要綱」を制定し、同法に基づく制度としました。

### 2 制度の概要

#### (1) 指導が不適切である教員の定義

学習指導・生徒指導・学級経営にかかる指導力や教育公務員としての資質に課題を持つ者で、児童生徒に対する教育への期待に応えられないため、支援その他の措置を要する教員

#### (2) 認定手続き

校長は、度重なる指導によっても改善が見られず、なお指導が不適切であると考えられる場合には、具体的指導・観察記録等を作成し、当該教員からの聴き取りその他の事実確認を行ったうえで、県教育委員会（小中学校は市町等教育委員会）へ報告します。

県教育委員会は、県立学校長や市町等教育委員会からの報告及び本人への聴き取りをもとに、弁護士、精神科の医師、学識経験者などで構成する「指導改善研修審査委員会」の意見を聴き、指導が不適切である教員の認定を行うほか、精神的な疾病が疑われる場合は受診の必要性の認定を行い、研修の実施や受診の指導を行います。

#### (3) 指導改善研修及び研修後の措置

研修は、所属校及び総合教育センター等において、1年以内（原則1年）の期間を定めて実施します。

研修の結果をもとに、指導改善研修審査委員会の意見を聴き、現場復帰（平常勤務、経過観察を伴う勤務、指導を伴う勤務）、研修期間の延長（原則として1年間）、教員以外の他職種への配置換え、退職の勧告、分限処分のいずれかの措置をとります。

## 報告 4

### 令和元年度第2回みえスタディ・チェックの結果について

令和元年度第2回みえスタディ・チェックの結果について、別紙のとおり報告する。

令和2年3月9日提出

三重県教育委員会事務局  
学力向上推進プロジェクトチーム担当課長



## 令和元年度第2回みえスタディ・チェックの概要

### 1 目的

- ・児童生徒が自らの学習内容の定着状況を確認し、目標を持って主体的に学習に取り組む意欲を育む。
- ・学習指導要領の趣旨や内容に基づき、児童生徒の学習内容の定着状況を把握し、授業改善及び個に応じた指導の充実等、各学校が組織的かつ継続的なPDCAサイクルを確立し、子どもたちの学ぶ意欲や学力の向上のための取組を促進する。

### 2 実施日及び対象学年、対象教科、実施校数

実施日	実施基準日：1月22日（水） ※上記実施日を含め、冬季休業日終了後から2月14日（金）までの期間に実施
対象学年	小学校第5学年、中学校第2学年
対象教科	国語、算数・数学
実施校数	小学校 第5学年 347校／*347校 (100%) 中学校 第2学年 144校／*151校 (95.4%) ※対象児童生徒数0人の学校を除く

### 3 各教科の平均正答率及び改善状況等

#### (1) 教科別の平均正答率

##### 《結果》

小中学校ともにいずれの教科も過去からの改善が図られています。

小学校第5学年	今回の県平均正答率	過去の県平均正答率	改善状況
国語	60.9%	60.6%	+0.3
算数	56.2%	50.0%	+6.2

中学校第2学年	今回の県平均正答率	過去の県平均正答率	改善状況
国語	62.1%	60.9%	+1.2
数学	48.0%	46.4%	+1.6

※中学校数学の過去の県平均正答率は、同一過去問のない1(2)を除く

#### (2) 教科別の改善された問題数（全問題に占める改善された問題数の割合）

小学校第5学年	改善された問題数（割合）
国語	7/17問 (41.2%)
算数	9/16問 (56.3%)

中学校第2学年	改善された問題数（割合）
国語	10/17問 (58.8%)
数学	11/19問 (57.9%)

※1(2)を除く

### (3) 問題別の改善状況

#### ① 第1回(4月実施)と同一・同趣旨の問題

##### 《結果》

小学校第5学年と中学校第2学年が本年4月に受けたみえスタディ・チェックの問題のうち、課題が見られた問題を出題しました。小学校では、いずれの問題も改善が図られ、特に、算数の割合、図形の基礎に係る問題については、3割以上改善が図られています。

小学校 第5学年	設問番号と問題概要	県平均正答率		改善状況
		今回	過去	
国語	1一(1)：「健康」を漢字で書く	67.5%	63.9%	+ 3.6
	1二(1)：主語を選ぶ	58.8%	40.3%	+ 18.5
	1二(2)：主語・述語(書き)	60.1%	38.1%	+ 22.0
算数	1(3)：えんとつは電柱の何倍か求める	85.2%	50.3%	+ 34.9
	2(1)：180°より大きい角の大きさ	67.5%	28.9%	+ 38.6
	5(1)：折れ線グラフの読み取り	61.8%	49.2%	+ 12.6
	5(2)：当てはまる市を選んだわけ	21.4%	6.7%	+ 14.7
	5(3)：グラフからわかること	66.6%	52.6%	+ 14.0

中学校 第2学年	設問番号と問題概要	県平均正答率		改善状況
		今回	過去	
国語	1三：主語を選ぶ	35.2%	37.0%	- 1.8
数学	1(1)： $2 + 8 \times (-6)$ の計算をする	80.7%	76.0%	+ 4.7
	2(1)：扇形の弧の長さを求める	28.3%	28.8%	- 0.5
	2(4)：反比例のグラフから式を求める	34.3%	38.0%	- 3.7
	5(1)：適切な代表値を選ぶ	48.5%	43.0%	+ 5.5
	5(2)：相対度数を求める式を書く	49.1%	54.0%	- 4.9
	5(3)：度数分布多角形の特徴を基にした理由の説明	30.0%	26.9%	+ 3.1

#### ② 平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査と同一・同趣旨の問題

##### 《結果》

小学校第6学年、中学校第3学年が受けた全国学力・学習状況調査（以下、全国学調という）と同じ問題で正答率を比較すると、小学校国語、中学校国語・数学はいずれの問題も改善が図られていますが、小学校算数では、示された式が何を表しているのかについて説明することなどの問題において、改善が十分ではありません。

小学校 第5学年	設問番号と問題概要	県平均正答率		改善状況
		今回	過去	
国語	1一(3)：「関心」を漢字で書く	36.3%	33.7%	+ 2.6
算数	1(1)： $8 + 0.5 \times 2$ の計算をする	63.0%	66.0%	- 3.0
	3(1)：ひき算のきまりを使って、差を求める	73.9%	83.2%	- 9.3
	3(2)：わり算のきまりを使った計算の仕方を書く	33.1%	29.6%	+ 3.5
	3(3)：わり算のきまりを使って、正しい数を選び、計算する	70.5%	75.0%	- 4.5
	3(4)：答えがリボンの何m分の代金かを選ぶ	50.3%	44.3%	+ 6.0
	4(1)：台形を選ぶ	87.1%	92.5%	- 5.4
	4(2)：2つの合同な台形を組み合せた形を選ぶ	59.5%	59.9%	- 0.4
	4(3)： $20 - 4$ の式がどの部分を表しているかを書く	26.3%	40.1%	- 13.8
中学校 第2学年	設問番号と問題概要	県平均正答率		改善状況
国語	1六：封筒の書き方	59.1%	53.4%	+ 5.7
数学	4(1)：「…は…の関数である」という形の表現(H29全国学調)	26.4%	19.0%	+ 7.4

### ③ その他の問題で過去からの改善が図られていない問題

#### 《結果》

過去に実施したみえスタディ・チェックや全国学調と同じ問題で正答率を比較すると、改善が図られていない問題があります。

国語では、文章の構成について説明したものを選択する問題で、改善が図られていません。

算数・数学では、面積や体積に関する問題で、改善が図られていません。

小学校 第5学年	設問番号と問題概要	県平均正答率		改善状況
		今回	過去	
国語	1-(2) : 「相談」を漢字で書く	57.4%	61.2%	-3.8
	2- : 動画を見る目的を選ぶ (適切な言葉遣い)	75.3%	75.5%	-0.2
	2- : スピーチメモのよさを捉える	59.4%	68.9%	-9.5
	2- : 炎と話し合いを踏まえて文の内容を直す	40.9%	48.8%	-7.9
	3-ア : どちらの詩について書かれた感想か選ぶ	83.1%	83.9%	-0.8
	3-イ : どちらの詩について書かれた感想か選ぶ	85.1%	85.7%	-0.6
	3- : 詩のよさを理由とともに記述する	34.4%	37.8%	-3.4
	4- : 話題が変わる段落を選ぶ	49.6%	57.1%	-7.5
	4- (1) : 文章のまとめの空欄に当てはまる内容を選ぶ	75.6%	88.4%	-12.8
	4- (2) : 文章のまとめの空欄に当てはまる内容を選ぶ	51.8%	57.6%	-5.8
算数	1(1) : $8 + 0.5 \times 2$ の計算	63.0%	66.0%	-3.0
	1(2) : $12 \div 0.8$ で求められる問題を選ぶ	24.5%	27.6%	-3.1
	3(1) : ひき算のきまりを使って、差を求める	73.9%	83.2%	-9.3
	3(3) : わり算のきまりを使って、正しい数を選び、計算する	70.5%	75.0%	-4.5
	4(1) : 台形を選ぶ	87.1%	92.5%	-5.4
	4(2) : 2つの合同な台形を組み合わせた形を選ぶ	59.5%	59.9%	-0.4
	4(3) : $20 - 4$ の式がどの部分を表しているかを書く	26.3%	40.1%	-13.8

中学校 第2学年	設問番号と問題概要	県平均正答率		改善状況
		今回	過去	
国語	1-1 : 「批評」を読む	82.1%	87.7%	-5.6
	1-3 : 主語を選ぶ	35.2%	37.0%	-1.8
	1-4 : 文を書き直した意図を選ぶ (文の成分の照合)	63.9%	67.4%	-3.5
	2- : 文章とグラフの関係を考え、内容を捉える	43.1%	44.8%	-1.7
	2-2 : 文章を読み、言葉の表す効果を選ぶ	62.0%	63.2%	-1.2
	4- : 文章の構成を選ぶ	79.4%	88.7%	-9.3
	4-2 : 二つの分の内容をふまえ、一文にする	60.8%	61.9%	-1.1
数学	1(3) : 中央の整数の3倍になることを文字式で表す	51.5%	55.6%	-4.1
	2(1) : 扇形の弧の長さを求める	28.3%	28.8%	-0.5
	2(2) : 垂線の作図の方法を選ぶ	45.4%	46.5%	-1.1
	2(3) : 円柱と球の体積の関係を選ぶ	36.7%	52.9%	-16.2
	2(4) : 反比例のグラフから式を求める	34.3%	38.0%	-3.7
	3(1) : 仮定を読み取る	51.9%	53.7%	-1.8
	3(2) : 三角形の合同の証明を書く	56.6%	62.8%	-6.2
	5(2) : 相対度数を求める式を書く	49.1%	54.0%	-4.9

#### <割合に関する問題の各学年の正答状況>

校種 学年	設問番号と問題概要	県平均正答率		改善状況
		今回	過去	
小学校 第5学年	1(2) : $12 \div 0.8$ で求められる問題を選ぶ	24.5%	27.6%	-3.1
	1(3) : えんとつは電柱の何倍か求める	85.2%	50.3%	+34.9
	2(3) : 2つのシートののこみぐい	52.0%	49.4%	+2.6
中学校 第2学年	1(2) : 比例式をつくる (割合)	51.5%	-	-

## 【参考】中学校第2学年における割合の問題について

割合に関する問題については、小学校・中学校を通じて課題があります。特に、「基準量を求めるために除法が用いられること」については定着率が低い傾向が見られます。数量の関係を捉えた上で、中学校で学習する一次方程式や比例式を活用しながら、基準量を文字で表すことによって問題を解くこともできるというメッセージを込めて、平成31年度第1回の割合に関する問題を改変して出題しました。

### ＜平成31年度第1回みえスタディ・チェック中2数学＞

- 1 (3) あるスーパーでは、今日、牛乳を  $a$  円で売っています。これは、普段の値段の 90% にあたります。普段の牛乳の値段を、 $a$  を用いた式で表しなさい。

正 答 :  $\frac{10}{9}a$  と解答しているもの 反応率 : 8.3%

主な誤答 :  $\frac{9}{10}a$  と解答しているもの 反応率 : 25.5%

このことから、基準量（普段の値段）を求める場合に、「比較量 ÷ 割合」で求めることができていない、求める量が基準量であることが読み取ることができていないことが考えられます。

※反応率とは、解答類型ごとの生徒の解答割合を示します。

### ＜令和元年度第2回みえスタディ・チェック中2数学＞

- 1 (2) あるスーパーでは、今日、牛乳を  $a$  円で売っています。これは、普段の値段の 90% にあたります。普段の牛乳の値段を  $x$  円とすると、次の比例式が成り立ちます。

$$a : x = \boxed{\text{ア}} : \boxed{\text{イ}}$$

上の比例式の  $\boxed{\text{ア}}$ ,  $\boxed{\text{イ}}$  には、下の 5 つの数のいずれかが入ります。 $\boxed{\text{ア}}$  と  $\boxed{\text{イ}}$  に入る数をそれぞれ書きなさい。

0.9    10    90    100    110

正 答 : ア 90 イ 100 と解答しているもの 反応率 : 51.5%  
主な誤答 : ア 100 イ 90 と解答しているもの 反応率 : 6.5%

このことから、半数以上の生徒が、今日の値段  $a$  円が 90% にあたる数量、普段の牛乳の値段  $x$  円が 100% にあたる数量と捉えることができていることがわかります。この比例式から方程式を解くことで、基準量(普段の牛乳の値段  $x$  円)を、文字式を用いて表すことができるようになります。しかし、半数近くの生徒は、正答できていない状況を踏まえ、今後も割合の問題は課題として捉え、継続して改善を図っていく必要があります。

#### (4) 授業改善に向け着目したい問題の状況

##### <小学校国語> 第5学年 [4]二 (1) (2) (読むこと)

【問題の概要】文章のまとめの空欄に当てはまる内容を選択する

わたしは、花の色について調べようと思い、『花の色のふしぎ』という本を読みました。花の色のもとになっている色素は、大きく三つのグループに分けることができます。  
あ この三つの色素が組み合わさって、わたしたちには多くの花の色にみえているのです。  
わたしは、花の色は最初からついているのだと思っていました。しかし、この文章を読んで、そうではないことを知りました。  
花の色は、い のです。

##### 正答の反応率

(1) あに当てはまる内容として適切なものを選択する

正答【解答類型1】選択肢ア「三つのグループとは、アントシアニン類、カロチノイド類、フラボン類です。」を選択しているもの 反応率：75.6%

(2) いに当てはまる内容として適切なものを選択する

正答【解答類型1】選択肢エ「はじめからついているのではなく、花の芽が大きくなるにつれて、しだいにできてくる」を選択しているもの 反応率：51.8%

##### <つまずき>

- 段落相互の関係に着目して文章を読むことに課題があると考えられます。

##### <改善に向けて>

- 叙述を基に、考え方とその事例、結論とその理由など、段落相互の関係に着目して文章を読むように指導することが大切です。その際、指示する語句や接続する語句等に着目することで、段落相互の関係や文と文との関係が理解しやすくなります。
- 文章の内容を端的に説明するといった要約をする際には、内容の中心となる語や文を選んで要約できるようにすることが大切です。

##### <中学校国語> 第2学年 [2]三 (書くこと、読むこと)

【問題の概要】誤った意味で言葉を解釈してしまう人がいる理由を要約する

##### 正答と主な誤答例の反応率

###### 正答の条件

①以下のa、bのうち、一つ以上の内容を適切に取り上げて書いている。

- a 「してはならないこと」という意味を表す際に、現在は「無用」以外の表現を用いるようになっている。  
b 「無用」という言葉に「してはならないこと」という意味での使い方があること自体が、分かりにくくなっている。

②以下のa、bのうち、一つ以上の内容を適切に取り上げて書いている。

- a 「天地無用」には、「逆にする」に当たる内容が省略されている。  
b 「逆にすること」が省略されていることに気付かないと、「天地無用」の「無用」の意味を、「してはならないこと」以外の意味で捉えてしまう。

正 答【解答類型1】条件①、②を満たして解答しているもの 反応率：20.3%

主な誤答例【解答類型2】条件①を満たし、条件②を満たさないで解答しているもの 反応率：22.3%

##### <つまずき>

- 目的に応じて、文章の内容の一部を読み取ることはできていますが、文章の構成や展開を踏まえ、必要な内容を全て選択し整理して書くことに課題があります。

##### <改善に向けて>

- 説明的な文章において、書き手は読み手の理解を促すために、文章の構成や展開の工夫をしています。文章の内容を的確に読み取るには、段落ごとの内容を押さえただけでなく、段落相互の関係や文章全体における役割を捉えられるように指導します。
- 図表などが示されている文章を読む場合は、文章と図表などの関連を捉えたり、書き手の意図とその効果について考えたりするように指導することが大切です。その際、「書くこと」の学習と関連付けて指導することが有効です。

## ＜小学校算数＞ 第5学年 [1] (2) (数と計算、数量関係)

【問題の概要】  $12 \div 0.8$  で求められる問題をすべて選ぶ

### 選択肢

- ア 赤いテープの長さは 12cm です。白いテープの長さは、赤いテープの長さの 0.8 倍です。  
白いテープの長さは何 cm ですか。
- イ 長さが 12m のリボンを 0.8m ずつ切っていきます。0.8m のリボンは何本できますか。
- ウ 0.8L で板を 12 m<sup>2</sup> ねることができるベンキがあります。  
このベンキ 1 L では、板を何 m<sup>2</sup> ねることができますか。
- エ 1 m の重さが 12kg の鉄のぼうがあります。この鉄のぼう 0.8m の重さは何 kg ですか。

### 正答と主な誤答例の反応率

正 答【解答類型1】選択肢イ、ウを選択	反応率：24.5%
主な誤答例【解答類型2、3、5】複数解答の中に選択肢ウを含めていない	反応率：42.7%
【解答類型4、5】複数解答の中に選択肢エを含めている	反応率：30.1%

### ＜つまずき＞

- ・選択肢ウを解答に含めていない児童が 40% 以上います。「もとにする量」を求める場合、わり算を使うことを捉えられていないことが考えられます。また、「もとにする量」を求める場合、「わる数が 1 より小さい場合でもわり算を使うこと」を理解していないと考えられます。
- ・選択肢エを解答に含めた児童が約 30% 近くいます。「比べられる量」を求めるときは、かけ算を使うことを捉えられていないことが考えられます。

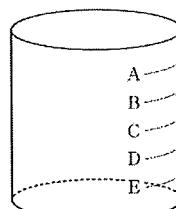
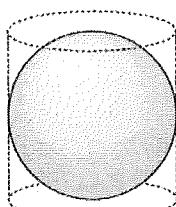
### ＜改善に向けて＞

- ・問題場面を図や数直線の図などに表し、数量の関係を正しく捉えて立式する学習活動を設定し、かけ算やわり算の意味を確認する活動を進めていきます。
- ・かけ算やわり算の意味を確認する活動の際、テープの図と数直線を合わせた図などを活用し、それぞれの図を比較することで、「もとにする量」「比べられる量」「割合や倍」のどれを求めるのかを確認し、求める量を口を使って表します。例えば選択肢ウの場合、「□ (1 L でねれる面積) × 0.8 (使うベンキの量) = 12 (ねれる面積)」のようにかけ算の式に表して考えさせることが大切です。

## ＜中学校数学＞ 第2学年 [2] (3) (図形)

【問題の概要】 球と円柱の体積を比較し、正しいものを選択する

円柱の容器にぴったり  
に入る球があります。円  
柱の容器に球の体積と  
同じ量の水を入れる  
と、どの目盛りまで水  
が入りますか。



### 選択肢

- ア 目盛り A
- イ 目盛り B
- ウ 目盛り C
- エ 目盛り D
- オ 目盛り E

### 正答と主な誤答例の反応率

正 答【解答類型1】イと解答しているもの	反応率：36.7%
誤 答【解答類型9】イ以外を解答しているのもの	反応率：62.1%

### ＜つまずき＞

- ・誤答例として、「ウ 目盛り C」、「ア 目盛り A」の選択が想定されます。見取図から体積の量感を捉えることができなかったことが考えられます。また、円柱と球の体積の関係を体積の公式から導くことができなかったことも考えられます。

### ＜改善に向けて＞

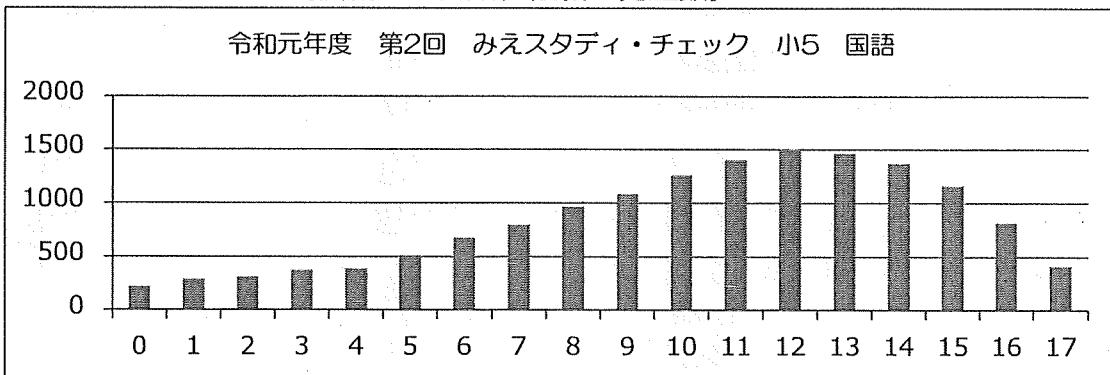
- ・授業の際、体積の量感を具体的な操作等を通して実感を伴って理解できるようにするこ  
とが大切です。模型を用いたり、実験による測定を行ったりして確かめるなどの場面を  
設定し、半球体の容器に入った水を、それがぴったり入る円柱の容器に移す活動を取り  
入れることが考えられます。
- ・底面の直径と高さが等しい円柱、その円柱にぴったり入る球、底面が円柱の底面と合同  
で高さが円柱の高さと等しい円錐のそれぞれの体積の比が、3 : 2 : 1 になっているこ  
とを実験や公式から捉え、理解を深められるようにすることが大切です。

## 令和元年度第2回みえスタディ・チェックの結果（小学校国語）

### 1 平均正答率、平均無解答率及び領域別平均正答率

	平均正答率 (平均正答数)	平均 無解答率	領域別平均正答率			
			話す・聞く	書く	読む	言語文化等
第5学年	60.9% (17問中10.4問)	7.99%	58.6%	37.6%	67.3%	53.4%

### 2 正答数別分布グラフ（横軸：正答数、縦軸：児童数）



### 3 各問題の正答率・無解答率

問題番号	問題概要	問題形式	正答率	過去正答率	改善状況	無解答率
1	一(1) 漢字の書き「けんこう（健康）」	短答	67.5%	63.9%	+3.6	4.48%
	一(2) 漢字の書き「そうだん（相談）」	短答	57.4%	61.2%	-3.8	4.04%
	一(3) 漢字の書き「かんしんをもったこと（関心）」	短答	36.3%	33.7%	+2.6	4.56%
	二(1) 文の主語を選択する（複文）	選択	58.8%	40.3%	+18.5	2.36%
	二(2) 主語と述語のつながりが合うように文を直す	短答	60.1%	38.1%	+22.0	3.73%
	三 接続語を使って二文に分ける	短答	40.5%	19.5%	+21.0	8.04%
2	一 動画を見る目的を選択する（適切な言葉遣い）	選択	75.3%	75.5%	-0.2	2.17%
	二 スピーチメモのよさを捉える	短答	59.4%	68.9%	-9.5	11.07%
	三 メモと話し合いを踏まえてスピーチ内容を直す	記述	40.9%	48.8%	-7.9	11.01%
3	一ア どちらの詩について書かれた感想か選択する	選択	83.1%	83.9%	-0.8	7.03%
	一イ	選択	85.1%	85.7%	-0.6	7.08%
	一ウ	選択	79.8%	78.7%	+1.1	9.01%
	一エ	選択	79.2%	76.5%	+2.7	8.61%
	二 詩のよさを理由とともに記述する	記述	34.4%	37.8%	-3.4	15.31%
4	一 話題が変わる段落を選択する	選択	49.6%	57.1%	-7.5	11.07%
	二(1) 文章のまとめの空欄に当てはまる内容を選択する	選択	75.6%	88.4%	-12.8	12.71%
	二(2)	選択	51.8%	57.6%	-5.8	13.63%

**【成果】**・「主語と述語のつながりが合うように文を直す問題」や「接続語を使って二文に分ける問題」で、改善が図られました。

**【課題】**・「説明的な文章を読んで、文章のまとめの空欄に当てはまる内容を選択する問題」で、改善が図られていません。

## 4 課題が見られる問題、課題の改善に向けた指導のポイント

### (1) 課題が見られる問題

4二(1)(2)の設問 (正答率: 75.6%、51.8%)

4

森さんの学級では、植物について調べたことを発表することになりました。森さんは、花の色について発表しようと思い、次の、【科学読み物】を読みました。これをよく読んで、あとの問い合わせに答えましょう。(1)から(4)は、だん落の番号を表します。)

【科学読み物】

- [3] だん落
- [4] だん落
- [5] だん落
- [6] だん落
- [ア] ウイ

一 森さんは、この文章の話題がどうで変わったことに気がつきました。話題が変わるのは、どこのだん落ですか。新しい話題が示されただん落として最も適切なものを、次のアからエまでのなかから一つ選んで、その記号を書きましょう。

(佐藤有恒「花の色のふしき」による。)

二 森さんは、この文章を読んで分かったことを学級のみんなに発表するために、発表原こうを書きました。次の【森さんの発表原こう】をよく読んで、あとの(1)と(2)の問い合わせに答えましょう。

【森さんの発表原こう】

わたしは、花の色について調べようと思い、『花の色のふしき』という本を読みました。花の色のもとになっている色素は、大きく三つのグループに分けることができます。

あ

この三つの色素が組み合わさって、わたしたちは多くの花の色にみえているのです。わたしは、花の色は最初からついているのだと思っていました。しかし、この文章を読んで、そうではないことを知りました。

花の色は、□い□のです。

(1) 「森さんの発表原こう」の□あ□に当てはまる内容として最も適切なものを、次のアからエまでのなかから一つ選んで、その記号を書きましょう。

ア 三つのグループとは、アントシアニン類、カロチノイド類、フラボン類です。

イ アントシアニン類という色素があると、花の色は黄色になります。

ウ わたしたちが美しいと感じる花の色は、カロチノイド類という色素でできています。

エ 三つのグループの色素のうち、フラボン類という色素をふくむ花が多いです。

(2) 「森さんの発表原こう」の□い□に当てはまる内容として最も適切なものを、次のアからエまでのなかから一つ選んで、その記号を書きましょう。

ア 三つのグループの色素が組み合わさって、わたしたちには多くの花の色にみえている  
イ 五ミリくらいのちいさなつぼみのころから、赤や黄色などのあざやかな色がついている  
ウ つぼみのときは色がついていないけれど、花が開いてから、さまざまな色に変化する  
エ はじめからついているのではなく、花の芽が大きくなるにつれて、しだいにできてくる

## (2) 解答類型別正答率・誤答率

問題番号	解 答 類 型		正答	正答率 誤答率
4	二 (1)	1 ア と解答しているもの	◎	75.6%
		9 上記以外の解答		11.7%
		0 無解答		12.7%
	二 (2)	1 エ と解答しているもの	◎	51.8%
		9 上記以外の解答		34.6%
		0 無解答		13.6%

## (3) 課題の改善に向けた指導のポイント

＜類型9＞段落相互の関係に着目しながら読むことができるよう指導する

【第1学年及び第2学年】C 読むこと

- (1) イ 時間的な順序や事柄の順序などを考えながら内容の大体を読むこと。  
工 文章の中の大事な言葉や文を書き抜くこと。

【第3学年及び第4学年】C 読むこと

- (1) イ 目的に応じて、中心となる語や文をとらえて段落相互の関係や事実と意見との関係を考え、文章を読むこと。  
工 目的や必要に応じて、文章の要点や細かい点に注意しながら読み、文章などを引用したり要約したりすること。

指導に当たっては、考え方とその事例、結論とその理由など、段落相互の関係に着目させることが大切です。これらの関係に着目しながら、書き手の考え方がどのような理由によって説明されているのか、どのような事例によって具体化されているのかなどを、叙述を基に正確にとらえていく必要があります。その際、主語と述語との関係、修飾と被修飾との関係、指示する語句と接続する語句の関係、段落の役割などとの関連を図ることで指導の効果を高めることができます。

#### (4) 課題に対応したワークシート

（小学校四年生）

読むこと

聞くこと

### 文章の構成を考えながら読む

年 組 番 名前

次の説明文を読んで、おとの間に練習を行なへ。

#### 上手に泳ぐために

水泳の練習にはじめました。まだやくはせ、山本に泳ぎ方をいたしました。一生けん命泳じても、なかなか前に進まなかったり、ましくかれてしまったから練習がなかなか出来ませんでした。それで、今日山本に泳ぐための方法について教えてもらいました。

まず、水につかるといふ点はもちろんです。口から呼吸をしたり吸ひこむことができます。しかし、肺の中には肺がまだよく出来ておらず、肺にだんだんと肺が大きくなるまでは、体が大きくなると同時に肺も大きくなります。この状態では、一度の呼吸で多くの酸素を吸いこむことができます。

しかし、「吸ふたあくべ」といへます。ならへんからかむかむとおもひます。それは、肺に入れたばかりの空気が肺へかかるおもひで、肺の中へいきなまへます。肺に入れたばかりの空気は、おもひの下あたりに吸へます。そのため、胸の上の上半身は泳ぎやすくなります。おもひの下あたりは、体や足が泳ぐときに必要な筋肉が泳ぎ、肺に入れたばかりの空気は、上半身はあまりつかないのです。体や足が泳ぐときに必要な筋肉が泳ぎ、肺に入れたばかりの空気は、体全体が泳ぎます。

次に、出づらつらかだかへんが大切です。水から脱出して体を一回転にして、水平にだすところへ入ります。これは、出づらつらかだかへんのときに、体を向いて泳ぎ、頭を上げて泳ぎます。しかし、頭を上げて泳ぎたときに、頭を向いて泳ぎ、頭を上げて泳ぎます。

最後に、泳ぐ方にかかる基本的な原則です。

最後に、機会が泳ぎ方を覚えるのに大切な基本的な原則です。これは、「クロール」を例に挙げて、泳ぐときに注意する所です。

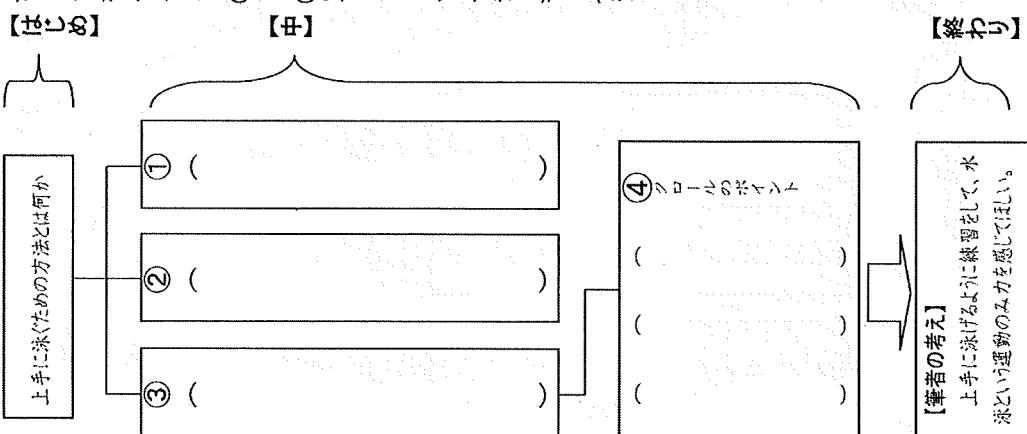
「四肢をかぶらせ、手の握りです。手首に角度をつけて、腕の力をつかむから、水の中に入れます。指の間はひじで、手もとに機会に水をかぶせます。大さなホールを手前に握る手と手をつなぎます。そして、

スがハのホクターの位置から左側を出ます。左側の位置で、水の位置が左側になります。  
 ハハの左側を出ます。左側の位置で、水の位置が左側になります。  
 ハハの左側を出ます。左側の位置で、水の位置が左側になります。  
 ハハの左側を出ます。左側の位置で、水の位置が左側になります。  
 ハハの左側を出ます。左側の位置で、水の位置が左側になります。  
 ハハの左側を出ます。左側の位置で、水の位置が左側になります。  
 ハハの左側を出ます。左側の位置で、水の位置が左側になります。  
 ハハの左側を出ます。左側の位置で、水の位置が左側になります。

水泳は、身体全体から力を出し、それを水に伝えることで、水泳が可能になります。  
 水泳は、身体全体から力を出し、それを水に伝えることで、水泳が可能になります。  
 水泳は、身体全体から力を出し、それを水に伝えることで、水泳が可能になります。  
 水泳は、身体全体から力を出し、それを水に伝えることで、水泳が可能になります。

**【山手】** 山手は、水の流れを防ぐための器具です。山手は、水の流れを防ぐための器具です。

1. 山手の構成について、①から④( )に記入せよ。



2. 説明文の「手」を説明して、どのように手を使おうか――手を使わざるを得ない。

**【山手】** 強烈な風の吹き方によって手を使わなければいけないが、物静かに風に逆らって手を使おう。

水泳の技術で身体からだに入れる力が出来たり、かばり水槽のときでも、水の中にいる時も出来たり。

1) 両足を踏みこむ。手力の腕の動きがたり、足の伸ばしやかがたり、片足を立てたり

2) 手の握り手足に人をひきこむ。水かき入りなどもやめた。

3) 両足を踏みこむ。手力の腕の動きがたり、足の伸ばしやかがたり、片足を立てたり

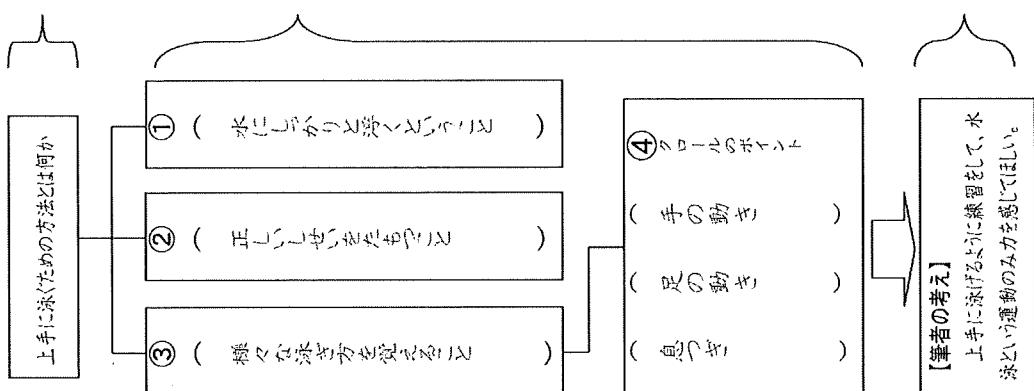
4) 腹筋の腰の動きがたり、足の伸ばしやかがたり、手の握り手足に人をひきこむ。水かき入りなどもやめた。

5) 両足を踏みこむ。腰の腰筋の腰の動きがたり、足の伸ばしやかがたり、手の握り手足に人をひきこむ。水かき入りなどもやめた。

水泳は、井戸端会議へ向けて入るじやの距離です。止まり歩くときに井戸端へ向けて入る距離です。

◆おこり◆  
1) 今度は「止まり歩く」が問題です。止まり歩くときに井戸端へ向けて入る距離です。

1) 満田文の舞妓の「母」 ( ) は脚の動きや人を描いています。  
【せん】 【母】 【筆者】



1) 満田文の「母」を読みながら文章を書く。水の動きを描いています。

1) まず、基本を身につけて、腰ぐら腰の腰をひきこむ。次に、止まり歩くときに井戸端へ向けて入る距離です。

◆おこり◆  
満田文の「母」で満田がこの段階に描いた絵では、腰の腰筋の腰の動きが描かれています。腰筋は止まり歩くときに井戸端へ向けて入る距離です。

\*学校の先生方は、上記のワークシートを「授業改善サイクル支援ネット」から、検索キーワード「文章の構成」でダウンロードできます。

## (5) 課題の改善に向けた授業例の紹介

**国語**  
TYPE  
**L**

**「食べ物の保存について調べたことを紹介し合おう」**

～目的に応じて、文章の内容を的確に押さえ、自分の考えを明確にしながら読む～

本授業アイディア例では、疑問に思ったことを調べるために、文章の内容を的確に押さえて必要な情報を見付け、自分の考えを明確にしながら読むことの指導事例を紹介します。なお、本授業アイディア例は、第5学年以上を対象としています。

**授業アイディア例**

**〈主な学習活動〉**

**学習過程**

第一次 第二次 第三次

食べ物の保存について調べたことを紹介し合う

① 食べ物の保存について調べたことを紹介し合うという課題を設定し、学習の見通しをもつ。

②③ 「みんなで調べること」について知りたい情報を明確にし、必要な情報が書かれた文章を読み、まとめる。

④⑤ 「自分で調べたいこと」について、資料を読み、まとめる。

⑥ 調べたことを紹介し合い、単元の学習を振り返る。

**〈指導上の留意点〉**

■ 食べ物の保存について、疑問点などを出し合い、自分が興味をもったことについて調べて紹介し合うという学習の見通しをもつことができるようとする。

■ 出された疑問点などを整理し、「みんなで調べること」と「自分で調べたいこと」について考えることができるようにする。「自分で調べたいこと」については、何を知りたいのか、どのような情報が必要なのかを第一次から第二次の間で明確にできるようにする（※参照）。

■ 「みんなで調べること」について、同一の学習材（ここでは本問の【資料】の一部）を用いて必要な情報を見付けながら読むことができるようとする。

■ 読んで見付けた情報とその理由を話し合うことで、ふさわしい情報は何かを明確にすることができるようとする。

■ 第二次で学んだことを生かして「自分で調べたいこと」についての資料を読み、自分の考えを明確にすることができるようとする。

■ 食べ物の保存について調べたことを紹介し合い、本単元で身に付いた力や、今後の学習などに生かしたいについて振り返ることができるようとする。

**単元を通して、食べ物の保存について書かれた本や文章を読む**

**第一次～第二次 「自分で調べたいこと」を明確にする（※）**

**相談し合う機会を設ける**

みんなは、どんなことを調べようと思っているの。

私は、野菜の塩漬けについてだよ。塩には、食べ物を保存する力があるんじゃないかと思って、塩と保存との関係を調べようと思っている。

ぼくは、納豆のねばねばについてだよ。納豆の本を読んでいたらそれが保存に関係しているようなことが書かれていたからだよ。

材料や食べ物の特徴に着目すると、調べたいことがはっきりするかもしれないね。私は、梅干しの酸っぱさと保存との関係について調べてみようかな。

**掲示板など、情報を共有する場を作る**

食べ物の保存について調べよう

調べが得ようと思っていること

食べ物の保存についての図書コーナー

調べたいことがはっきりしないから、友達のものを参考にしてみようかな。

小川さんは、違うのたらきについて調べているんだな。森さんは、果物の保存方法が……。

いつでも読むことができるよう、関連する図書を集めておく

調べたページに名前を書いた付箋を貼るようになります。親点別に付箋の色を変えたりするなどの工夫も考えられます。

右本さんは、納豆のねばねばと保存との関係をこのページを読んで調べたんだな。

自分の課題を明確にもつことができない児童については、友達と相談し合う機会を設けたり、他の児童の課題を掲示する、関連図書のコーナーを設置するなど、環境を整えたりすることが効果的です。

## 問題の概要と結果

② 疑問に思ったことを調べ、紹介し合う（「食べ物の保存」）

②一(1) 正答率 80.9%

食べ物の保存についてまとめている【ノートの一部】の【ア】に入る、【間に思ったこと】の①に対する答えとして適切なものを選択する

②一(2) 正答率 76.0%

食べ物の保存についてまとめている【ノートの一部】の【イ】に、【間に思ったこと】の②に対する答えになるように考えて書く

学習指導要領における領域・内容

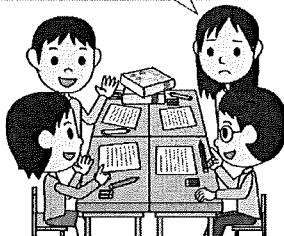
〔第5学年及び第6学年〕

C 読むこと ウ

## 第二次②・③／6 必要な情報が書かれた文章を読み、「みんなで調べること」についてまとめる

以下は、本問を活用し、「みんなで調べること」を「なぜ昔の人は、食べ物を保存する方法を考えなければならなかったのか」とした例です。

必要だと思う情報を線を引いてみたけれど、どれも必要な気がしてきたり。みんなはどう思ったのか。線を引いたところを、そこに線を引いた理由を教えてほしいな。



### ◆ 食べ物は生命の源

生き物は、食べ物がなければ生きていくことができません。食べ物を安定して確保することは、生きる上で欠かせないことです。

例えば、リスは次になるとヒングリを土にうめ、食料をたくわえます。クマはたくさんの食べ物を食べ、体に栄養をたくわえて冬眠に入れます。動物たちも、このようにして生きています。

わたしたち人間は、食べ物を保存する技術がなかったころは、いつでもおなかを満たすことができるというわけではありませんでした。季節や天候などにより、農作物や肉、魚など手に入らないことがあったからです。また、運よく大量の食べ物が手に入ったとしても、そのままにしておくと、くさって食べられなくなってしまうこともあります。そのため、人々は昔から様々な方法で食べ物の保存を試みてきました。失敗をくり返しながらよりよい保存方法を獲得し、次の世代へつなげてきたのです。

食べ物の保存について調べたことを紹介し合う  
なぜ昔の人は、食べ物を保存する方法を考えなければならなかったのかについて貢献を試みよう。



筆者が伝えたい一番大切なことが書かれているのは、最後の文だと思うからそこに着目したよ。(赤色の線)



でも、最後の文は「なぜ昔の人は、食べ物を保存する方法を考えなければならなかったのか」ということの理由にはならないよね。



ぼくは、初めの二文に線を引いたよ。保存する方法を考えなければならなかった理由になっていると思ったからだよ。(青色の線)



ぼくもそこに着目したよ。「安定して確保する」ということは、「保存する」ことに関係があると思ったからだよ。でも「食べ物を安定して確保すること」が大切なのは、今のぼくたちも同じだよね。知りたいのは昔の人のことだよね。



三段落目の「食べ物を保存する技術がなかったころ」というのは昔のことだよね。続けて読むと「いつでもおなかを満たすことができる」と書かれているから、保存する方法を考えなければならなかった理由として大切だと思ったよ。(黄緑色の線)



その前に、おなかを満たすことができなかつた理由が、具体的に書かれているよね。そこを読んだら疑問が解決したと思ったよ。(緑色の線)



みんなの理由を聞いて、必要な情報を整理できそうだよ。目的に応じて必要な情報を見付けて読むって大事だね。



内容のまとめや筆者の考えは文章の最初や最後に書かれていることがあります。それが自分にとって必要な情報であるとは限りません。目的に応じて、自分が必要とする情報であるかどうかを判断することが大切です。



調べる過程で読む目的が曖昧になってしまうことがあります。常に目的を意識しながら、自分が必要とする情報を不足なく得ることができているか、最もふさわしい情報はどれかなどを考えることができるようになります。

目的に応じて必要な情報を見付けることができているかどうかを確かめるために、選んだ情報とその理由について友達と話し合う活動を設けることも大切です。

## 本授業アイデア例

### 活用のポイント

- 課題設定の場面では、日常生活や他教科等の学習内容と関連付けて指導することが効果的です。その際、新聞やパンフレットなどの資料を活用することも考えられます。
- 必要な情報を見付けながら読む場合、文章全体の構成を捉えて読むことが大切です。その上で、目的に応じて重要な語や文を判断して読むができるようになりますことが重要です。

参照▶「平成31年度（令和元年度）報告書 小学校 国語」P.38～P.47、「平成31年度 解説資料 小学校 国語」P.24～P.31

6

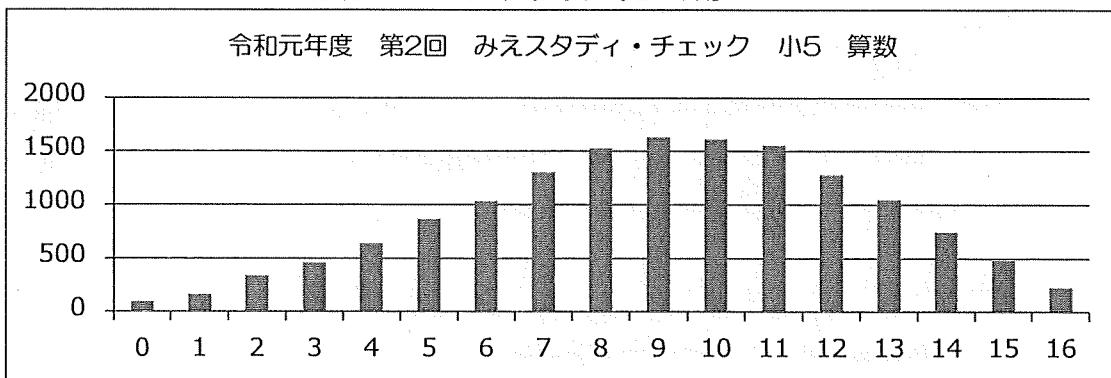
平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた授業アイデア例（小学校）  
(国立教育政策研究所教育課程研究センター作成 より)

## 令和元年度第2回みえスタディ・チェックの結果（小学校算数）

### 1 平均正答率、平均無解答率及び領域別平均正答率

	平均正答率 (平均正答数)	平均 無解答率	領域別平均正答率			
			数と計算	量と測定	図形	数量関係
第5学年	56.2% (16問中9.0問)	3.72%	57.2%	50.6%	73.3%	52.6%

### 2 正答数別分布グラフ（横軸：正答数、縦軸：児童数）



### 3 各問題の正答率・無解答率

問題番号	問題概要	問題形式	正答率	過去正答率	改善状況	無解答率
1	(1) $8 + 0.5 \times 2$ の計算する	短答	63.0%	66.0%	-3.0	0.57%
	(2) $12 \div 0.8$ の式で求められる問題を選ぶ	選択	24.5%	27.6%	-3.1	0.83%
	(3) えんとつの高さは電柱の高さの何倍か	短答	85.2%	50.3%	+34.9	0.92%
2	(1) $180^\circ$ より大きい角の大きさが何度であるかを選ぶ	選択	67.5%	28.9%	+38.6	0.28%
	(2) 家を出発してからおじさんの家に着くまでの時間	短答	56.6%	44.3%	+12.3	1.12%
	(3) 2つのシートの混み具合を比べる式の意味について、正しいものを選ぶ	選択	52.0%	49.4%	+2.6	0.86%
3	(1) ひき算のきまりを使って、差を求める	短答	73.9%	83.2%	-9.3	2.00%
	(2)わり算のきまりを使った計算の仕方を書く	記述	33.1%	29.6%	+3.5	13.01%
	(3)わり算のきまりを使って、正しい数を選び、計算する	短答	70.5%	75.0%	-4.5	3.54%
	(4) $1800 \div 6$ の答えがリボン何m分の代金かを選ぶ	選択	50.3%	44.3%	+6.0	2.78%
4	(1)台形を選ぶ	選択	87.1%	92.5%	-5.4	0.85%
	(2)2つの合同な台形を組み合わせてできる形を選ぶ	選択	59.5%	59.9%	-0.4	1.68%
	(3) $20 - 4$ の式がどの部分を表しているかを書く	記述	26.3%	40.1%	-13.8	14.28%
5	(1)折れ線グラフを読み取る	短答	61.8%	49.2%	+12.6	3.82%
	(2)折れ線グラフが何市のものかを判断し、その理由を言葉と数を使って説明する	記述	21.4%	6.7%	+14.7	7.54%
	(3)棒グラフと折れ線グラフからわかることを選ぶ	選択	66.6%	52.6%	+14.0	5.39%

**【成果】**・経年的な課題である「何倍かを求める問題」や「 $180^\circ$ より大きい角の大きさが何度であるかを選ぶ問題」で、改善が図られました。

**【課題】**・「除法を用いた式の意味を選択する問題」や「 $20 - 4$ の式がどの部分を表しているかを書く問題」で、改善が図られていません。

## 4 課題が見られる問題、課題の改善に向けた指導のポイント

### (1) 課題が見られる問題

1 (2)の設問 (正答率：24.5%)

1

(2) 答えが  $12 \div 0.8$  の式で求められる問題を、下のアからエまでのなかからすべて選んで、その記号を書きましょう。

ア 赤いテープの長さは 12 cm です。

白いテープの長さは、赤いテープの長さの 0.8 倍です。

白いテープの長さは何 cm ですか。

イ 長さが 12 m のリボンを 0.8 m ずつ切っていきます。

0.8 m のリボンは何本できますか。

ウ 0.8 L で板を  $12 \text{m}^2$  ねることができます。ペンキがあります。

このペンキ 1 L では、板を何  $\text{m}^2$  ねることができますか。

エ 1 m の重さが 12 kg の鉄のぼうがあります。

この鉄のぼう 0.8 m の重さは何 kg ですか。

### (2) 解答類型別正答率・誤答率

問題番号	解 答 類 型			正答	正答率 誤答率
1 (3)	1	イ、ウ	と解答しているもの	◎	24.5%
	2	ア、イ	と解答しているもの		3.6%
	3	イ	と解答しているもの		13.6%
	4	イ、ウ、エ	と解答しているもの		4.5%
	5	イ、エ	と解答しているもの		25.6%
	9	上記以外の解答			27.4%
	0	無解答			0.8%

### (3) 課題の改善に向けた指導のポイント

数量関係を的確に捉え、立式することができるよう指導する

#### 【第3学年】 A 数と計算

(4) 除法の意味について理解し、それを用いることができるようする。

ア 除法が用いられる場合について知ること。また、余りについて知ること。

#### 【第4学年】 A 数と計算

(3) 整数の除法についての理解を深め、その計算が確実にできるようにし、それを適切に用いる能力を伸ばす。

イ 除法の計算が確実にでき、それを適切に用いること。

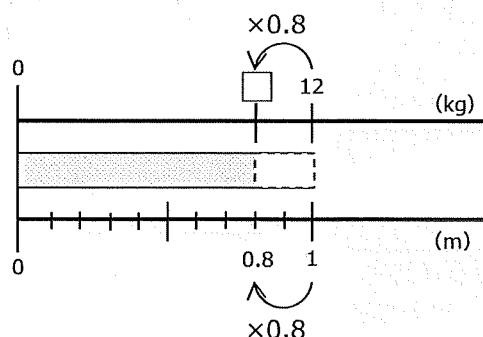
#### 【第5学年】 A 数と計算

(3) 小数の乗法及び除法の意味についての理解を深め、それらを用いることができるようする。

ア 乗数や除数が整数である場合の計算の考え方を基にして、乗数や除数が小数である場合の乗法及び除法の意味について理解すること。

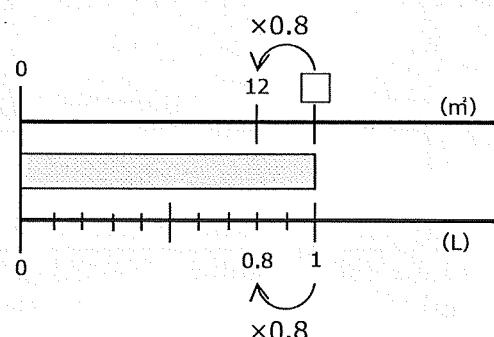
指導に当たっては、問題場面を図や数直線の図などに表し、数量の関係を的確に捉え、立式する事が大切です。立式を考える際に、例えば下のように、乗法の問題場面と除法の問題場面をそれぞれ表した、テープの図と数直線を合わせた図を使い、比較することができるようする工夫が考えられます。その上で、□の場所が異なることを確認し、(1にあたる大きさ) × (割合や倍) = (割合にあたる大きさ)をもとにして、割合にあたる大きさを求める場合には乗法が用いられ、1にあたる大きさを求める場合には除法が用いられることを理解できるようする事が大切です。

1mの重さが12kgの鉄のぼうがあります。  
この鉄のぼう0.8mの重さは何kgですか。



$$\text{式 } 12 \times 0.8 = \square$$

0.8Lで板を12m<sup>2</sup>ぬることができます。このペンキ1Lでは、板を何m<sup>2</sup>ぬることができますか。



$$\begin{aligned} \text{式 } & \square \times 0.8 = 12 \\ & \square = 12 \div 0.8 \end{aligned}$$

#### (4) 課題に対応したワークシート

<小学校5年生の7月から活用できます>

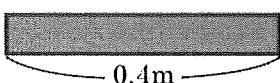
数と計算

#### 小数のかけ算・わり算

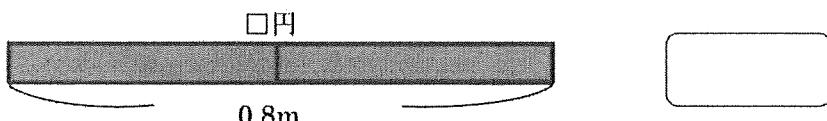
年 組 番 名前

- 1 0.4mのねだんが120円のリボンがあります。このリボンについて、次の問題に答えましょう。

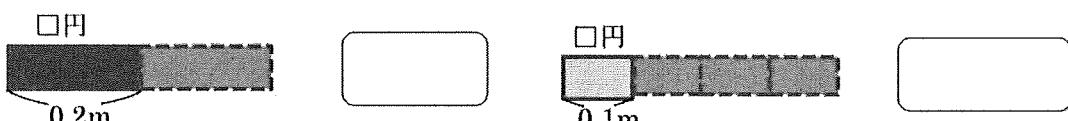
120円



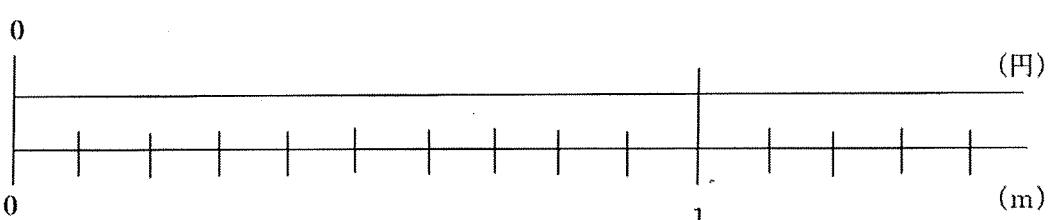
- (1) リボン0.8mのねだんはいくらですか。



- (2) リボン0.2mのねだんはいくらですか。また、0.1mのねだんはいくらですか。



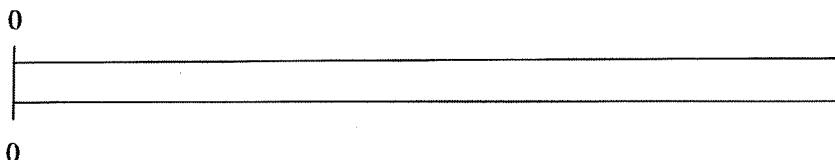
- (3) リボン1mのねだんがいくらになるかを考えます。1mのねだんを□円として、リボンの長さとねだんの関係を図に表します。リボンの0.4mの「0.4」、0.4mのねだん120円の「120」、1mのねだん□円の「□」を下の図に書きましょう。



- (4) リボン1mのねだんを求める式と答えを書きましょう。

式	答え
---	----

- 2 0.6Lで板を12m<sup>2</sup>ぬることができます。このペンキ1Lでは、板を何m<sup>2</sup>ぬることができますか。(下の図を使って考えてみましょう。)



式	答え
---	----

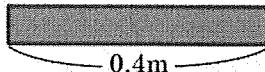
数と計算

小数のかけ算・わり算

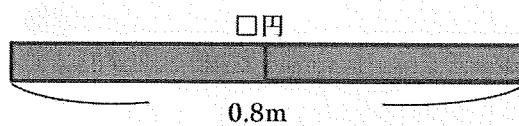
年 組 番 名前

- 1 0.4mのねだんが120円のリボンがあります。このリボンについて、次の問題に答えましょう。

120円



- (1) リボン0.8mのねだんはいくらですか。

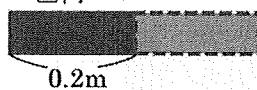


◆解説◆

0.8mは0.4mの2倍になっています。長さが2倍になるとねだんも2倍になります。  
0.2mは0.4mの半分になっています。長さが半分になるとねだんも半分になります。

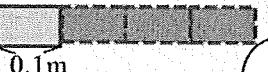
- (2) リボン0.2mのねだんはいくらですか。また、0.1mのねだんはいくらですか。

□円



60円

□円

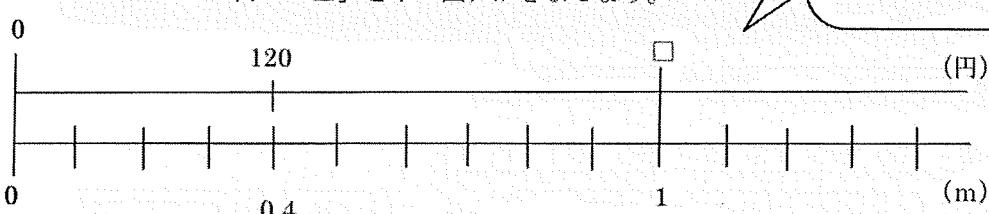


30円

- (3) リボン1mのねだんがいくらになるかを考えます。1mのねだんを□円として、リボンの長さとねだんの関係を図に表します。リボンの0.4mの「0.4」、0.4mのねだん120円の「120」、1mのねだん□円の「□」を下の図にかきましょう。

【ヒント】

1mは0.4mより長いから、1mのねだんは120円より高くなると予想できます。



- (4) リボン1mのねだんを求める

式

$$120 \div 0.4 = 300$$

【ヒント】

0.4mは、1mの0.4倍だから、□円も0.4倍して、 $\square \times 0.4 = 120$ と式を立てて考えましょう。

答え 300円

- 2 0.6Lで板を12m<sup>2</sup>ぬることができます。このペンキ1Lでは、板を何m<sup>2</sup>ぬることができます。(下の図を使って考えてみましょう。)

式

$$12 \div 0.6 = 20$$

◆解説◆

もとにする量を求めるときは、わり算を使います。

答え 20m<sup>2</sup>

\*学校の先生方は、上記のワークシートを「授業改善サイクル支援ネット」から、検索キーワード「かけ算 わり算」でダウンロードできます。

## (5) 課題の改善に向けた授業例の紹介

**算数**

**TYPE I・II**

A[1](1)(2)(3)  
A[2]

**「かけ算やわり算の意味を考えよう」**  
～問題場面の数量の関係を的確に捉えて、立式する～

A[1](1)(2)(3)及びA[2]の結果を分析すると、小数の除法の場面における、二つの数量の関係の理解や除法の意味の理解に課題が見られました。算数の学習では、問題場面の数量について考察し、数量の関係を図や数直線などに表していく活動や、乗法や除法の意味を確認する活動を丁寧に進めていくことが大切です。本授業アイディア例では、問題場面で提示された事柄について考察し、図や数直線などに表すことで問題場面の数量の関係を的確に捉えて立式したり、問題場面と数直線を式と関連付けたりして、乗法や除法の意味について理解できるようにすることをねらいとした授業を紹介します。

**授業アイディア例**

**① 数量の関係を的確に捉え、立式する。**

**①-1 問題場面で提示された事柄について考察する。**

この針金の長さを変えて、そのときの重さについて考えてみましょう。

長さが0.8mのとき、重さは120gになります。

長さが2倍になると、重さも2倍になるのですね。

長さが半分の0.2mのとき、重さも半分の30gになります。

長さが1mのとき、重さは何gになるのかな。

0.4mよりも1mの方が長いので、1mの重さは60gよりも重くなると思います。

1mの重さが何gになるか考えてみましょう。

**ポイント**児童が、数を2倍にしたり半分にしたりするなどして、提示された事柄について考える場を設定し、問題場面を把握することができるようになります。

**①-2 問題場面を数直線に表し、数量の関係を捉えて立式する。**

それでは、針金の長さと重さを、数直線に表してみましょう。

0.4mの重さが60gなので、0.4の上に60とかきました。

1mの重さがわからないので、1の上に□をかきました。

0.4mは、1mの0.4倍なので、60gも、□gの0.4倍だと思います。

$□ \times 0.4 = 60$ となるので、□は $60 \div 0.4$ を計算すれば求めることができます。

$60 \div 0.4 = 150$ で、□は150です。  
だから、1mの重さは150gです。

1mの重さを求めるときは、わり算の計算をしましたね。

二つの数量の関係を捉えることができるようになりますために、数直線などに表すことが大切です。また、求めた商が基にする大きさであることを確認することも大切です。

### 課題の見られた問題の概要と結果

- A[1] 計算の能力（計算の意味の理解と演算決定）  
A[2] 計算の能力（計算の意味の理解）

- A[1](1) 正答率 **63.2%** 針金0.2mの重さと針金0.1mの重さを書く  
A[1](2) 正答率 **66.9%** 針金0.4mと、0.4mの重さの60gと、1mの重さが、それぞれ数直線上のどこに当たるかを選ぶ  
A[1](3) 正答率 **65.5%** 針金1mの重さを求める式を選ぶ  
A[2] 正答率 **40.1%** 答えが $12 \div 0.8$ の式で求められる問題を選ぶ

### 学習指導要領における領域・内容

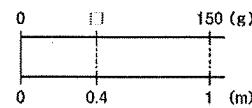
- [第3学年] A数と計算 (4) ア  
[第4学年] A数と計算 (3) イ  
[第5学年] A数と計算 (3) ア  
[第5学年] D数量関係 (1) ア

### ② 問題場面と数直線を、式と関連付けて考え、乗法と除法の関係を捉える。

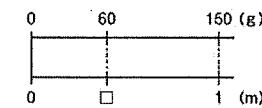
ア、イ、ウで□を求める式をかけ算やわり算で表すと、どのようにになりますか。A、B、Cから選びましょう。



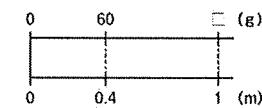
ア  
1mの重さが150gの  
針金があります。  
この針金0.4mの重さは  
何gでしょう。



イ  
1mの重さが150gの  
針金があります。  
この針金60gの長さは  
何mでしょう。



ウ  
0.4mの重さが60gの  
針金があります。  
この針金1mの重さは  
何gでしょう。



A 式  $150 \times 0.4 = \square$

B 式  $150 \times \square = 60$   
 $60 \div 150 = 0.4$

C 式  $\square \times 0.4 = 60$   
 $60 \div 0.4 = 150$

アがAです。  
長さが0.4倍になると、  
重さも0.4倍になるので、  
 $150 \times 0.4 = \square$ です。

イがBです。  
長さが□倍になると、  
重さも□倍になるので、  
 $150 \times \square = 60$ だから  
 $60 \div 150 = 0.4$ です。

ウがCです。  
長さが0.4倍になると、  
重さも0.4倍になるので、  
 $\square \times 0.4 = 60$ だから  
 $60 \div 0.4 = 150$ です。



何を求めるときがかけ算で、何を求めるときがわり算になるのですか。

かけ算は、「0.4に当たる大きさ」を求めるときです。



わり算は、「1に当たる大きさ」と「150を1とみたときに60がいくつに当たるか」を求めるときです。



$150 \times 0.4 = 60$

□を求めるときが  
わり算



小数の乗法及び除法の学習の最後などに、ある場面における式・図・言葉を関連付ける活動を行い、比例の関係に基づいた乗法と除法の関係について確かめ、乗法が「割合に当たる大きさ」、除法が「基にする大きさ」や「割合」を求めていることを確認することが大切です。

### 本授業アイデア例 活用のポイント！

- 整数の乗法や除法の場面でも、「割合に当たる大きさ」、「基にする大きさ」、「割合」のうち、どれを求めているのかを確認することが大切です。また、例えば、乗法や除法を扱うほかの調査問題（A[4](2)「単位量当たりの大きさ」、A[7](1)「直径、円周、円周率の関係」、A[8]「割合」）の場面でも、「割合に当たる大きさ」、「基にする大きさ」、「割合」のうち、どれを求めているのかを確認する学習活動を展開することができます。

参照▶「平成30年度 報告書 小学校 算数」P.24～P.31,P.32～P.34、「平成30年度 解説資料 小学校 算数」P.14～P.19,P.20～P.22

平成30年度 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた授業アイデア例（小学校）

（国立教育政策研究所教育課程研究センター作成 より）

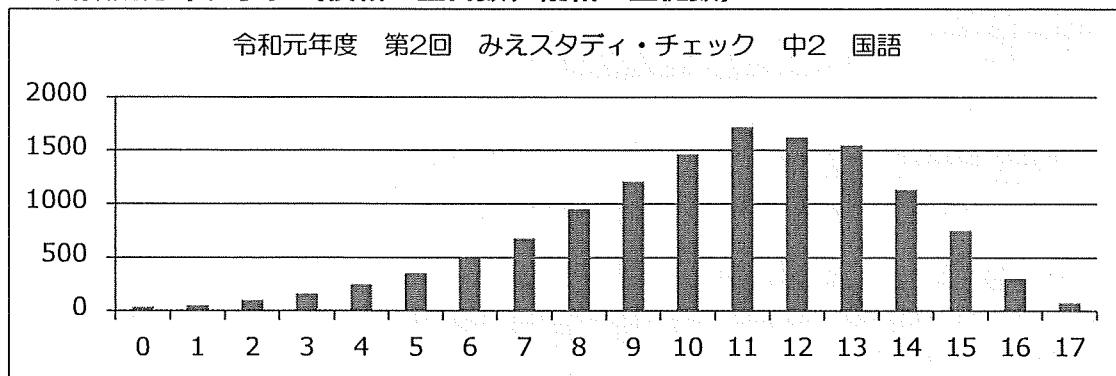


## 令和元年度第2回みえスタディ・チェックの結果（中学校国語）

### 1 平均正答率、平均無解答率及び領域別平均正答率

	平均正答率 (平均正答数)	平均 無解答率	領域別平均正答率			
			話す・聞く	書く	読む	言語文化等
第2学年	62.1% (17問中10.6問)	3.91%	73.0%	51.6%	41.8%	63.5%

### 2 正答数別分布グラフ（横軸：正答数、縦軸：生徒数）



### 3 各問題の正答率・無解答率

問題番号	問題概要	問題形式	正答率	過去正答率	改善状況	無解答率
1	一 1 漢字の読み「批評」	短答	82.1%	87.7%	-5.6	2.12%
	一 2 漢字の読み「敬（う）」	短答	84.8%	81.9%	+2.9	3.27%
	二 1 漢字の書き「せんもん的（専門）」	短答	59.4%	53.8%	+5.6	6.09%
	二 2 漢字の書き「えんき（延期）」	短答	67.2%	61.8%	+5.4	10.56%
	三 文の主語を選択する	選択	35.2%	37.0%	-1.8	0.49%
	四 文章を書き直した意図として適切なものを選択する	選択	63.9%	67.4%	-3.5	0.58%
	五 1 慣用句の意味として適切なものを選択する	選択	95.6%	94.7%	+0.9	0.34%
	五 2 慣用句を文末に用いた文を構成を考えて書く	短答	23.9%	20.1%	+3.8	4.32%
2	六 封筒に宛名と住所を書く	短答	59.1%	53.4%	+5.7	6.44%
	一 グラフからわかることについて説明したものを選択する	選択	43.1%	44.8%	-1.7	0.72%
	二 引用の効果について説明したものを選択する	選択	62.0%	63.2%	-1.2	0.77%
3	三 誤った意味で言葉を解釈してしまう人がいる理由を要約する	記述	20.3%	12.0%	+8.3	10.77%
	一 司会の役割として適切なものを選択する	選択	86.6%	83.1%	+3.5	0.54%
	二 司会の発言として適切なものを選択する	選択	86.6%	85.3%	+1.3	0.63%
4	三 必要な情報を集めるための方法や理由等について、自分の考えをまとめる	記述	45.9%	37.8%	+8.1	9.58%
	一 文章の構成について説明したものを選択する	選択	79.4%	88.7%	-9.3	2.82%
	二 2つの意見の内容を一文で書く（30字以内）	短答	60.8%	61.9%	-1.1	6.37%

【成果】・「要約したり、自分の考えを書いたりする問題」で、改善が図られました。

【課題】・「文章の構成について説明したものを選択する問題」で、改善が図られていません。

## 4 課題が見られる問題、課題の改善に向けた指導のポイント

### (1) 課題が見られる問題

#### 2三の設問 (平均正答率: 20.3 %)

2 次の文書を読んで、もうの間にに沿てなさい。

「配便で届いた荷物箱は、天地無用だから、運搬がしにくく大変だ」

人の言ひ方が友にならなくなあなだ、受け取った荷物は大変でしそうか。

「天地無用」はいつ言葉の意味について「国語に記すやうに標準語」で読みがいいが、約3割の人が「上手を冠にしながらでも」よりも「天地無用」の方が本来のやうな意味か、普通に聞くつもり。

では、「天地無用」は本來のやうな意味か、普通に聞くつもり。

『古辞苑 第6版』(平成20年・岩波新社)

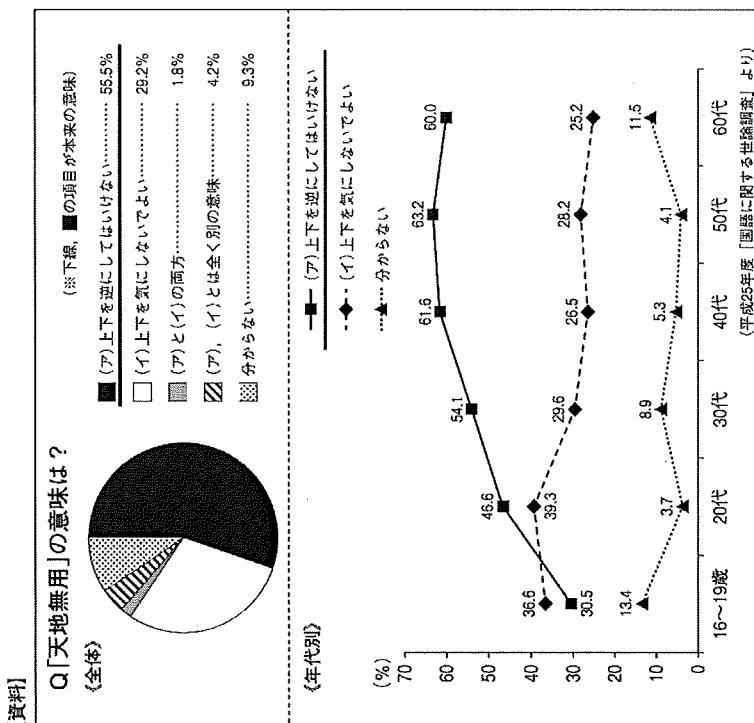
「天地無用」は洋語である荷物の外装などには十種類ある。この荷物を取り扱つては、上手を冠して「天地無用」と書く。

『日本国語大辞典 第2版』(平成14年・小学館)

「天地無用」は物などの包装の外側に記す語で、破損の恐れがあるため上手をやさやかにして取り扱つてはいけないといふ意味の通説。

「天地無用」は、「荷物の上手を冠してはいけない」という意味です。荷物箱の荷物などは、が塊に包装して「天地無用」と書かれたシールが貼られてはいけないというのです。それだけでは意味が分からなくなる人が少なくありますから、車両では、記号やイラストを用いて整理して置くと、「コヨ」「りの匂や上手」などから「天地無用」と読み取れてしまう。もしかするとややこしいところが多いのです。

平成25年度の「国語に関する世論調査」で、「天地無用の荷物」について何文を挙げて、その意味が理解された結果は次の通りです。



全体では、本来の意味で61.6% (ア)

「上手を冠してはいけない」を選べ

だ人の割合 (54.1%) が、本來の意

味ではならぬ (イ) 「上手を冠にしながら

でも」を選んだ人の割合 (28.2%)

を26ポイント上回っています。また

(ウ)「分からぬ」と回答した人が1割弱

となっていました。

年齢別に見ると、16歳を除く全て

の年代で (ア) の回答が高まるの

最も低い60代で28.2%の人が (イ)

を選んでおり、どの年代でも4人に1人

以上の割合で、本來とは冠の意味で

おぼえてる人が読み取れます。

「天地無用」は、本来、誤解があつ

てはならぬ注意喚起の言葉ですか

からしてます。

では、「天地無用」を「上手やまじらひやら」から意味で受け取る人が多いのですが、必ずいつか理由があるのですから。その前提として、「無用」の意味を調べてみます。

『英訳国語辞典 第7版新編』(平成22年・新文藝社)

むべつ【無用】①後に立たない形。いわゆる「ひ起形」②してせぬらなれり。〔立へり〕「天地」(上手)を連にしてはねじらなれり。〔注意標〕③用事が無い形。「一の春、入らぐかよ」

②の例にあるように「天地無用」の「無用」は「してせぬらなれり」という意味です。

かつて、アリス夢遊「トナハムヘ」の世間話の中に「落葉を無用」という言葉がありました。これは「落葉をせしめぬらなれり」という意味で、「天地無用」と同じ使い方です。

りゆみに「無用」の用法は、かつては洋装が好みじゃと見られました。しかし、現在は「落葉を禁止」「立入禁止」など、「禁止」という言葉を用ひたり、かりに「禁止」……しなじでくださり」「……が強制へだたら」などと書かれてあります。どちらにしても、そのためには「無用」から言葉に「してせぬらなれり」という意味での使い方があります。日本体、分かりにくくなってしまうのがもどかしされます。

また、「無用」の意味が「してせぬらなれり」とおもひがちで、これが「天地してせぬら」では、意味が通じません。 「天地無用」は、「天地を連にする」と「無用」の二つに、後者に対する内容が忽略された言い方にほけてるのです。字面だけを見て、そのことは分かりませんから、本来の意味で読み取るのは難しそうですが。

「落葉を」や「立へり」は連れて、「天地」という言葉自体には「してせぬらなれり」といふ意味がありません。「連にする」という省略部分に気がつかなければ、「無用」の意味は「後に立たない形。いわゆる「ひ起形」や「用事が無い形」に誤解されかねらないのです。その結果、「天地はならなら=上手は死にしなくていい」「天地に用事はない=天地は關係なら」などと解釈されるなりになりやすくなる事がやれません。

「天地無用」という言葉は、いつも荷物を取り扱っている人や、意味を知りしている人はほんと頭のものかかしませんが、初めて目にした場合には解説が離れた表現です。『国語に関する世論調査』でも、<sup>⑨</sup> 反対の意見で、もやけてる人の意味が分からなくなったり、人を合わせると、何這じとう結果でした。

トライアルをするため、今後は分かりやすく言ひ換えたり、秦末を工夫したりするなどの配慮が必要かもしれません。

(文化庁国語「文化庁国語の地道じいやすい日本語」p412)

三 この文書を読んで、「天地無用」という言葉を出だす際に誤った意味で解釈してしまつぐがらの理由を説明せよ。

なお、読み返して文脈を直したらどうか?「本筋で消したり行間に片言ばらししかねません」

※次のページの表は、上に記載してある表を複数枚あります。該表は必ず複数枚にわたる。

1	「天地無用」という言葉を出だす際に誤った意味で解釈してしまつぐがらの理由を説明せよ。
2	「本筋で消したり行間に片言ばらししかねません」
3	「天地無用」という言葉を出だす際に誤った意味で解釈してしまつぐがらの理由を説明せよ。
4	「本筋で消したり行間に片言ばらししかねません」
5	「天地無用」という言葉を出だす際に誤った意味で解釈してしまつぐがらの理由を説明せよ。
6	「本筋で消したり行間に片言ばらししかねません」

(平成30年度全国学力・学習状況調査 中学校国語B1による)

## (2) 解答類型別正答率・誤答率

問題番号	解答類型	正答	正答率 誤答率
2	(正答の条件) 次の条件を満たして解答している。 ① 以下の a、b のうち、一つ以上の内容を適切に取り上げて書いている。 a 「してはならないこと」という意味を表す際に、現在は「無用」以外の表現を用いるようになっている。 b 「無用」という言葉に「してはならないこと」という意味での使い方があること自体が、分かりにくくなっている。 ② 以下の a、b のうち、一つ以上の内容を適切に取り上げて書いている。 a 「天地無用」には、「逆にする」に当たる内容が省略されている。 b 「逆にすること」が省略されていることに気付かないと、「天地無用」の「無用」の意味を、「してはならないこと」以外の意味で捉えてしまう。		
1	条件①、②を満たして解答しているもの	◎	20.3%
2	条件①を満たし、条件②を満たさないで解答しているもの		22.3%
3	条件②を満たし、条件①を満たさないで解答しているもの		18.6%
9	上記以外の解答		28.0%
0	無解答		10.8%

## (3) 課題の改善に向けた指導のポイント

＜類型2・3＞文章の構成や展開を踏まえ、必要かつ十分な内容を捉えることができるように指導する

### 【中学校第1学年】C 読むこと

(1) イ 文章の中心的な部分と付加的な部分、事実と意見などを読み分け、目的や必要に応じて要約したり要旨をとらえたりすること。

### 【中学校第2学年】B 書くこと

(1) ウ 事実や事柄、意見や心情が相手に効果的に伝わるように、説明や具体例を加えたり、描写を工夫したりして書くこと。

目的に応じて文章の内容を的確に読み取るためにには、文章の中心的な部分と付加的な部分、事実と意見などを読み分け、文章の構成や展開を捉えて内容を理解するように指導することが大切です。その際、段落ごとに内容を捉えたり、接続詞や指示語に着目して段落相互の関係を正しく押さえたりしながら、文章全体における段落の役割を捉えるように指導することが重要です。

この文章では、「天地無用」を誤った意味で受け取る人が多い理由について、複数の段落を設け、「また」という接続詞を用いて大きく2つ述べています。そのような文章の構成や展開に着目しながら、目的に応じて文章を読み取り、内容を的確に捉えように指導します。

読み取った内容を整理して書く際は、目的を明確にしたうえで、必要な内容を選択してまとめるように指導します。

## (4) 課題に対応したワークシート

（中学校一年生から活用できます）

読むところ

### 目的に応じて文章を要約しよう

年 組 番 名前

次の【雑誌の記事】を読んであとの間に答えてください。

【雑誌の記事】

### もう夢物語ではない! エレベーターで宇宙へ

結ぶ  
ケーブルで地上と宇宙を

赤道上の施設約3万6000kmの宇宙ステーションを建設するが、地球の回転と同じ割合で一周するため、地上から宇宙船はすぐそこへ飛ばされてしまう。この宇宙ステーションから地上に向かってケーブルを伸ばすと、その先に地上に届く力でケーブルを引く方向に引かれる力が働くから、宇宙ステーションは地球に沿って飛行場を走る。そのため、宇宙ステーションから地上には反対側を向けてケーブルを伸ばしてバランスを保つ必要がある。

「宇宙エレベーター」は、地球上で人や物を運ぶために使われるケーブルを用いて、宇宙船を運ぶようにする構造である。

「宇宙エレベーター」は、現在の技術では不可能である。

「宇宙エレベーター」は、現在の技術では不可能である。

#### ロケットよりも安い費用

このケーブルで、宇宙船は打ち上げに多くの費用がかかりることに加えて、建設費用もかかる。一方、宇宙エレベーターは外から供給される電力を動かすことが難しくなる。

しかし、長い期間にわたって

乗り継ぎ使用することが可能なため

、安全性で宇宙に行こう。

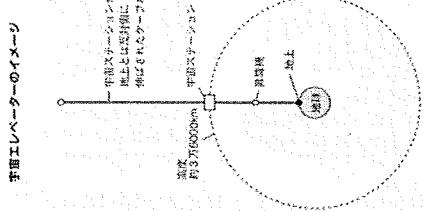
がかかるとも思われている。

現在、宇宙飛行士になるためには、体力や知識などに関する種々な検査が求められている。

#### 大量輸送もOK

これまで、宇宙に行くための方法として、スペースシャトルを利用してきた。しかし、これらはロケットには大きな燃料費などと併んでいた。荷物を多く積むことがでかくなるが、それに伴って、能力で動く宇宙エレベーターは、他の荷物や大きな人の宇宙に運ぶことが可能となる。

しかし、宇宙エレベーターは、安全性が確保されれば、非常に便利で、同じように乗る人々が楽しめるようになる。宇宙エレベーターを使えば、乗り継ぎで宇宙に行ることができるようになるかもしれません。



【雑誌の記事】の内容を次のような【情報カード】にまとめます。□に当たる内容にして適切なものを、次の1から5までのなか二つ選び、その番号を○で囲みなさい。

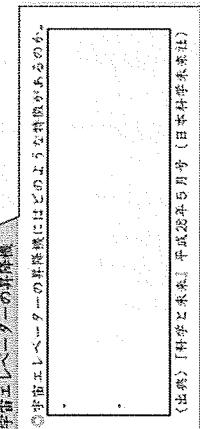
【情報カード】

宇宙エレベーターの建設方法

- ◎ 宇宙エレベーターはどうにして建設するのか。  
・ 高度約3万6000kmの宇宙ステーションから、地上へ向けケーブルを伸ばす。地上とは反対側へケーブルを伸ばす。
- ・ ケーブルに昇降機を取り付ける。

（出典）「科学と未来」平成28年5月号（日本科学未来社）

◎ 宇宙エレベーターの昇降機にはどのような特徴があるのか。



（出典）「科学と未来」平成28年5月号（日本科学未来社）

- 1 地上と宇宙ステーションの間を約二十四時間で移動する。
- 2 大量の荷物やたくさんの人を運ぶことができる。
- 3 昇降機の壁はロケットの百倍の強度を持つている。
- 4 外から供給される電力でモーターを動かして昇降する。
- 5 地球と同じ速さで動き、どこからでも乗ることができる。

（平成二十九年度全国学力・学習状況調査 B2から作成）

## 目的に応じて文章を要約しよう

年 組 番 名前

次の【雑誌の記事】を読んであなたの間に合ふように。

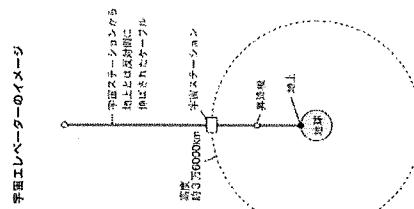
## 【雑誌の記事】

もう夢物語ではない！

### エレベーターで宇宙へ

ケーブルで地上と宇宙を結ぶ

赤道上の高さ約3万6000mの位置に宇宙ステーションがある。地球上の回転が止まれば、この位置に宇宙ステーションがある。建設するほど、地域の回転が止まれば、この位置に宇宙ステーションがある。しかし、地上に近づくにつれて、重力が弱くなる。そこで、そのために、宇宙ステーションは地球に沿って移動する。そのため、宇宙ステーションは、この位置に止まらなければならぬ。しかし、この位置に止まらなければならぬ。しかし、この位置に止まらなければならぬ。



## 【雑誌の記事】

内容を次のようになります。  
これがなぜか、次の1から5までのなかから1つ選んでください。

## 【情報力ード】

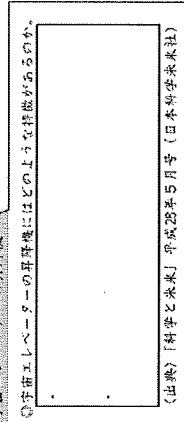
## 宇宙エレベーターの建設方法

- 宇宙エレベーターはどのようにして建設するのか。
- 高さ約3万6000kmの宇宙ステーションから、地上へ向けてケーブルを伸ばす。地上とは反対側へもケーブルを伸ばす。
- ケーブルに昇降機を取り付ける。

(出典)「科学と未来」平成25年5月号(日本科学未来社)

## 宇宙エレベーターの昇降機

宇宙エレベーターの昇降機にはどのような特徴があるのか。



## ◆詳説◆

- 「大量輸送モノ」の部分に、大量輸送が可能であることが書かれています。
- 「ケーブルで地上と宇宙を結ぶ」の部分に、「ロケットよりも安い費用」と書かれています。
- 「地上と宇宙ステーションの間を約二十四時間で移動する。」
- 「大量的荷物やたくさんの人を運搬しながら、昇降機の壁はロケットの百倍の強度を持つ」と書かれています。

- 地上と宇宙ステーションの間を約二十四時間で移動する。
- 大量的荷物やたくさんの人を運搬しながら、昇降機の壁はロケットの百倍の強度を持つ。
- 昇降機の壁はロケットの百倍の強度を持つ。
- 外から供給される電力をモーターを動かして昇降する。
- 地球と同じ速さで動かしながらでも乗れることができる。

(平成二十八年度全国学力・学習状況調査 B2から作成)

\*学校の先生方は、上記のワークシートを「授業改善サイクル支援ネット」から、検索キーワード「文章を要約」でダウンロードできます。

## (5) 課題の改善に向けた授業例の紹介

**国語**

**TYPE I**

**BII三**

# 「目的に応じて説明的な文章を読む」

## ～文章の構成や展開に留意し、必要な内容を捉える～

目的に応じて説明的な文章を読み、内容を的確に捉えることに課題が見られました。そこで、本アイディア例では、平成23年度全国学力・学習状況調査【中学校】国語BⅡで使用した「古生物学におけるネズミ」を読み、必要な内容を捉える学習を提案します。示された複数の問い合わせを考え方を考へたり、どのようにしてその答えにたどり着いたのかを考えたりすることを通して、必要な内容を過不足なく捉える力を身に付けることを狙いとします。

課題の見られた問題の概要と結果	学習指導要領における領域・内容
<b>BⅠ 説明的な文章を読む</b> <b>BⅠ三 正答率 13.9%</b> 「天地無用」という言葉を誤った意味で解釈してしまった人がいる理由を書く。	<b>[第1学年] C 読むこと イ</b>

**授業アイディア例**

**授業前の教師の準備**

BⅠ三についての生徒の解答の状況を「解答類型」(平成30年度報告書 中学校 国語)に照らして把握する。特に、以下の「解答類型」の生徒の解答の状況に着目する。

- 「解答類型2」「解答類型3」の生徒  
目的に応じて、文章の内容の一部を捉えることはできているが、文章の構成や展開を踏まえ、必要かつ十分な内容を捉えることができない。
- 「解答類型99」の生徒  
目的に応じて文章を読み、必要な内容を捉えることができない。

**第1時**

- ① 学習の見通しをもつ(P. 6のワークシートを配付)。  
教師  
二つの問い合わせを示すので、それぞれの答えを文章中から見付けましょう。
- ② 一つめの問い合わせを把握する。  
【問い合わせ】動物の歯の化石を比較することでどのようなことが分かるか。  
【答え】その動物の属する種やグループと、その生物の進化の過程や生息分布を調べることができます。
- ③ 問いの答えを見付けるための手掛かりになる箇所に印を付けながら、各自で文章を読む。
- ④ 見付けた答えを書くとともに、どのようにしてその答えにたどり着いたのかを書く。
- ⑤ ④で書いた内容について、グループで検討する。

**第1時終了後の教師の分析**

第1時終了後に、ワークシートの記述内容を分析する。  
授業前に把握した「解答類型2」「解答類型3」や「解答類型99」に該当する生徒が、次の観点についてできているかどうかを見る。

- 必要かつ十分な内容を取り出している。
- 内容を取り出す際の着眼点を明らかにしている。

第1時終了後に不十分だった生徒については、第2時の問い合わせに取り組む様子を観察し、必要に応じて支援する。

**第2時**

- ⑥ 二つめの問い合わせ②から⑤に取り組む。  
【問い合わせ】ネズミ類の歯の化石はどのようにして発掘するか。  
【答え】・土壤や河川にたまたま砂や泥などの堆積物を採取し、ふるいにかける。  
・顕微鏡を使って残渣物の中から歯の化石を拾い出す。
- ⑦ 学習を振り返る。

**本授業アイディア例 活用のポイント！**

- 本アイディア例に示した「問い合わせ」の他にも、複数の問い合わせが考へられるので、必要に応じて取り上げるとよい。
- 「平成23年度【中学校】授業アイディア例 P.3～P.4「文章の内容を『Q&A集』の形式で紹介する。」と関連させて指導することも考えられる。

**【一つめの問い合わせ】**  
動物の歯の化石を比較することでどのようなことが分かるか。

このことは、ネズミ類に限ったことではない。動物の歯の形態は種によって異なるため、その形態をつぶさに觀察比較することで、その動物の属する種やグループを判断することができます。歯の形態がまったく同じであれば同じ種であると分かり、異なっていても似ていれば同じグループに属する種であると考えることができる。例えば、私たちヒトの歯はサルに似ている。しかし、サルの大歯よりも近く大きいため、だから、サルはヒトと同じグループに属しても、異なる種であると分かる。ネズミ類の場合、観察される化石のほとんどは歯であるため、歯の形態で種を区別すると、この方法は特に重要である。

この知識を用いて、違う時代の同じグループ内の種を比較することで、その生物の進化の過程や生息分布を調べることができます。現存するネズミ類で説明すると、例えば、現在のオナガネズミの歯のかみ合わせ面と約三五〇〇万年前のオナガネズミの歯のそれを比較すると、現在のオナガネズミの歯は真正中が盛り上がり、より複雑な形になつたことが分かる……

**【一つめの問い合わせの答え】**  
・その動物の属する種やグループ  
・その生物の進化の過程や生息分布

どのようにしてその答えにたどり着いたのか。

- (1)どの段落に着目したのか。それはなぜか。  
4、5段落  
・3段落はネズミ類の歯について述べているだけだが、4、5段落では動物の歯の化石を比較している。
- (2)答えにたどり着くまでに、(1)の他にどのような内容や言葉に着目して、どう判断したのか。  
・「……比較することで……が分かる」というような書き方に着目した。  
・5段落の中に「……比較する……」とあるが、これはオナガネズミのことだけなので答えではない。

5 参照▶「平成30年度 報告書 中学校 国語」P.66～P.72、「平成30年度 解説資料 中学校 国語」P.56～P.61

[ワークシート]

～文章を読み、必要な内容を捉えよう～

年 組 番 氏名 ( )

【一つめの問い合わせ】

【二つめの問い合わせ】

- ①** マンモスや恐竜などの骨を博物館で観察したことはあるだろうか。これらの動物は既に絶滅しているにもかかわらず、まるで今よりもえりそな姿で生き生きと復元されている。これは、絶滅した生物を分類し、その生態や進化の過程を明らかにする古生物学という學問の研究成果の一つである。マンモスや恐竜のような大型動物の場合、数万年から数億年という時間を経ても、骨の化石が比較的よい状態で発見される。しかし、小型動物の場合、堆積物に埋没する過程で分解され、骨はほとんど残らない。
- ②** 骨が残っていないとする、小型動物の一つであるネズミ類は何によって研究されているのだろうか。実は、ネズミ類は、歯の化石によつて研究されている。歯は体の中でも最も硬い組織であるため、化石として保存されやすいからである。
- ③** それでは、ネズミ類の歯の化石はどのようにして発掘するのだろうか。大型動物の場合、堆積物の中から直接化石を発掘することができる。しかし、この方法で発掘するには、ネズミ類の歯の化石は、あまりにも小さい。そこで、次のような方法をとる。まず、土壌や河川にたまつた砂や泥などの堆積物を探し、ふるいにかける。ネズミ類の歯の化石は泥よりは大きいので、砂粒とともにふるいの上に残留する。次に、顕微鏡を使って堆積物の中から歯の化石を拾い出す。この方法によつて標本数が増え、どんな種類のネズミが、どの時代に生存し、どのような生態系に属していたのかを探ることが可能になつた。
- ④** このことは、ネズミ類に限つたことではない。動物の歯の形態は種によつて異なるため、その形態をつぶさに観察し比較することで、その動物の属する種やグループを判断することができる。歯の形態がまったく同じであれば同じ種であると分かり、異なつていても似ていれば、同じグループに属する種であると考えることができる。例えば、私たちヒトの歯の形はサルに似ている。しかし、サルの犬歯はヒトの大歯よりも鋭く大きい。だから、サルはヒトと同じグループに属していても、異なる種であると分かる。ネズミ類の場合、発見される化石のほとんどは歯であるため、歯の形態で種を区別するという方法は特に重要である。
- ⑤** この知識を応用し、違う時代の同じグループ内の種を比較することで、その生物の進化の過程や生息分布を調べることができる。現存するネズミ類で説明すると、例えば、現在のオナガネズミの歯のかみ合わせ面と約二五〇〇万年前のオナガネズミの歯のそれを比較すると、現在のオナガネズミの歯は真ん中が盛り上がり、より複雑な形になつたことが分かる。この事実は、オナガネズミがより効果的に食べ物を細かく碎けるように進化したことを見出している。このような形態の特徴を古い時代から新しい時代に向かって丹念に追つていくことで、時間とともに生物がどのように変化したのかを明らかにすることができます。また、違う場所から出てきた歯の化石が、同じグループに属すると決定できれば、その生物が生息していた範囲が分かる。
- ⑥** ネズミ類の歯の化石は、博物館で展示されているマンモスや恐竜の骨のようなかつこよさはない。しかしながら、複雑で多様なネズミ類の歯の一つ一つは、進化というジグソーパズルの大本山野「古生物学におけるネズミ」による。



【オナガネズミ】

【一つめの問い合わせの答え】

【二つめの問い合わせの答え】

どのようにしてその答えにたどり着いたのか。  
(1) どの段落に着目したのか。それはなぜか。

どのようにしてその答えにたどり着いたのか。  
(1) どの段落に着目したのか。それはなぜか。

(2) 答えにたどり着くまでに、(1)の他にどのような内容や言葉に着目して、どう判断したのか。

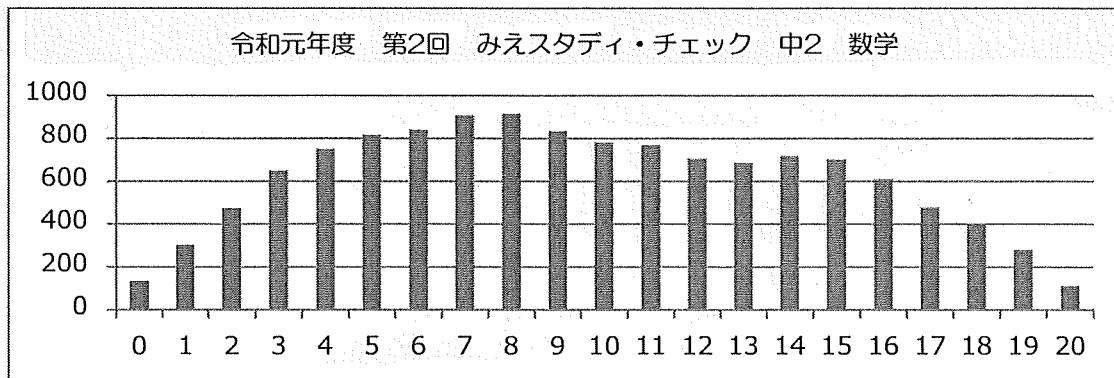
(2) 答えにたどり着くまでに、(1)の他にどのような内容や言葉に着目して、どう判断したのか。

## 令和元年度第2回みえスタディ・チェックの結果（中学校数学）

### 1 平均正答率、平均無解答率及び領域別平均正答率

	平均正答率 (平均正答数)	平均 無解答率	領域別平均正答率			
			数と式	図形	関数	資料の活用
第2学年	48.0% (20問中9.6問)	9.44%	61.2%	47.0%	39.9%	51.8%

### 2 正答数別分布グラフ（横軸：正答数、縦軸：生徒数）



### 3 各問題の正答率・無解答率

問題番号	問題概要	問題形式	正答率	過去正答率	改善状況	無解答率
1	(1) $2 + 8 \times (-6)$ の計算	短答	80.7%	76.0%	+4.7	1.03%
	(2) 比例式をつくる（割合）	短答	51.5%			1.28%
	(3) 中央の整数の3倍になることを文字式で表す	短答	51.5%	55.6%	-4.1	6.00%
	(4) 高さが等しい平行四辺形と三角形の面積	選択	74.5%	65.3%	+9.2	1.25%
	(5) セットメニューの選び方の総数を求める	短答	79.7%	75.2%	+4.5	1.44%
2	(1) 扇形の弧の長さを求める	短答	28.3%	28.8%	-0.5	18.91%
	(2) 垂線の作図の方法	選択	45.4%	46.5%	-1.1	1.16%
	(3) 円柱と球の体積の関係	選択	36.7%	52.9%	-16.2	1.20%
	(4) 反比例のグラフから式を求める	短答	34.3%	38.0%	-3.7	9.40%
	(5) 変化の割合が2である一次関数の表	選択	53.4%	46.0%	+7.4	1.62%
	(6) 二元一次方程式のグラフと解の関係	選択	44.1%	38.5%	+5.6	2.03%
3	(1) 仮定を読み取る	短答	51.9%	53.7%	-1.8	6.08%
	(2) 三角形の合同の証明	記述	56.6%	62.8%	-6.2	15.22%
	(3) 回転移動の説明	短答	35.7%	23.9%	+11.8	3.79%
4	(1) 「…は…の関数である」という形の表現	短答	26.4%	19.0%	+7.4	14.45%
	(2) 水面の高さの変域を求める	短答	45.0%	40.2%	+4.8	19.06%
	(3) 水面の高さから時間を求める方法の説明	記述	36.4%	34.5%	+1.9	32.43%
5	(1) 適切な代表値を選ぶ	選択	48.5%	43.0%	+5.5	2.31%
	(2) 相対度数を求める式	短答	49.1%	54.0%	-4.9	21.14%
	(3) 度数分布多角形の特徴を基にした理由の説明	記述	30.0%	26.9%	+3.1	29.09%

**【成果】**・「示された平行四辺形の面積の半分の面積である三角形を選択する問題」や、「2つの図形の関係を回転移動に着目して説明する問題」で、改善が図られました。

**【課題】**・「扇形の弧の長さを求める問題」、「球と円柱の体積を比較し正しいものを選択する問題」、「反比例のグラフから式を求める問題」で、改善が図られていません。

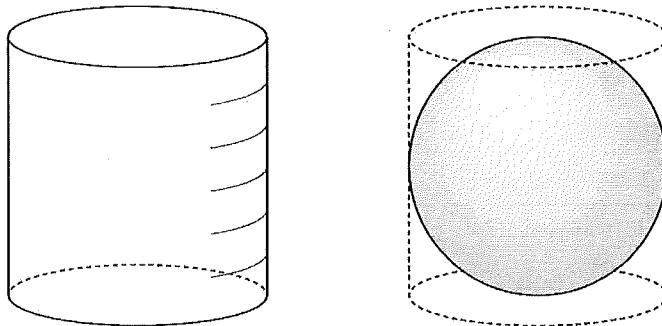
#### 4 課題が見られる問題、課題の改善に向けた指導のポイント

##### (1) 課題が見られる問題

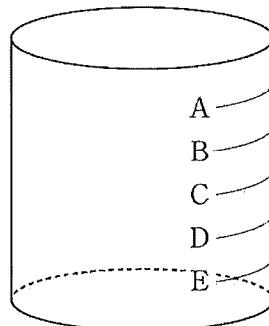
2(3)の設問 (正答率：36.7%)

2

(3) 下の図のように、底面の直径と高さが等しい円柱の容器と、この円柱の容器にぴったり入る球があります。この円柱の容器には、高さを6等分した目盛りがついています。



この円柱の容器の底面を水平にして、球の体積と同じ量の水を入れます。このとき、円柱の容器にはどの目盛りまで水が入りますか。以下のアからオまでのなかから正しいものを1つ選びなさい。



ア 目盛り A

イ 目盛り B

ウ 目盛り C

エ 目盛り D

オ 目盛り E

## (2) 解答類型別正答率・誤答率

問題番号		解答類型	正答	正答率 誤答率
2	(3)	1 イ と解答しているもの	◎	36.7%
		9 上記以外の解答		62.1%
		0 無解答		1.2%

## (3) 課題の改善に向けた指導のポイント

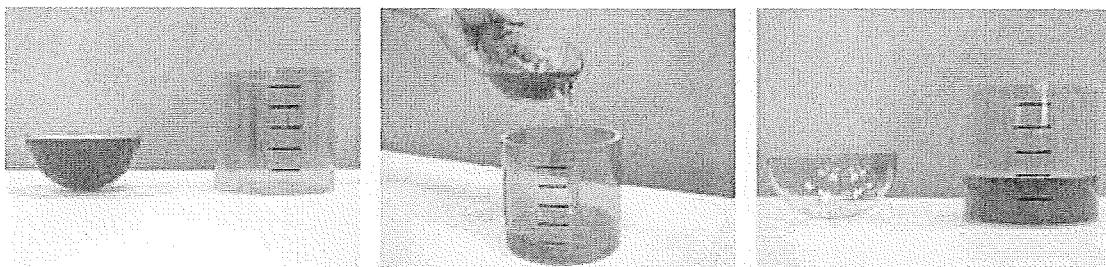
＜類型9＞球の体積を実感を伴って理解できるよう指導する

### 【第1学年】B 図形

- (2) 観察、操作や実験などの活動を通して、空間図形についての理解を深めるとともに、図形の計量についての能力を伸ばす。
- ウ 扇形の弧の長さと面積並びに基本的な柱体、錐体及び球の表面積と体積を求ること。

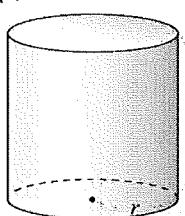
指導に当たっては、球の体積の求め方や公式を、覚えるだけではなく、円柱と円錐の体積と関係付ける実験等を通し、実感を伴って理解させることが大切です。

球の体積は、それがぴったり入る円柱の体積との関係を予想し、その予想が正しいかどうかを模型を用いたり、実験による測定を行ったりして確かめるなどの場面を設定することが考えられます。例えば、半球体の容器に入った水を、それがぴったり入る円柱の容器に移す活動を取り入れることが考えられます。



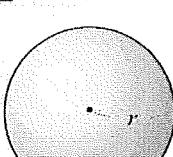
また、底面の直径と高さが等しい円柱（図1）、その円柱にぴったり入る球（図2）、底面が円柱の底面と合同で高さが円柱の高さと等しい円錐（図3）のそれぞれの体積の比が、3 : 2 : 1 になっていることを実験や公式から捉え、理解を深められるように指導することも大切です。

図1



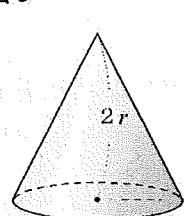
$$\begin{aligned} V &= \pi r^2 \times 2r \\ &= 2\pi r^3 \\ &= \frac{2}{3}\pi r^3 \times 3 \end{aligned}$$

図2



$$\begin{aligned} V &= \frac{4}{3}\pi r^3 \\ &= \frac{2}{3}\pi r^3 \times 2 \end{aligned}$$

図3



$$\begin{aligned} V &= \frac{1}{3}\pi r^2 \times 2r \\ &= \frac{2}{3}\pi r^3 \\ &= \frac{2}{3}\pi r^3 \times 1 \end{aligned}$$

＜写真・図：平成25年度全国学力・学習状況調査 解説資料 中学校数学より＞

#### (4) 課題に対応したワークシート

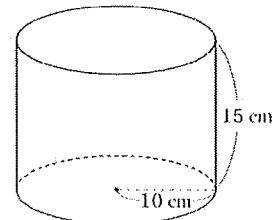
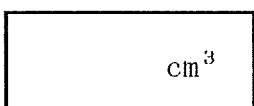
<中学校1年生の3月から活用できます>

図形(空間図形)

立体の体積

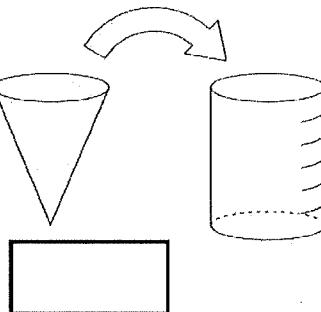
年 組 番 名前

- 1 底面の円の半径が10cmで、高さが15cmの円柱があります。この円柱の体積を求めなさい。ただし、円周率は $\pi$ とします。

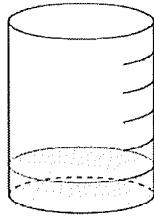


- 2 右の図は、円錐と円柱の形をした容器です。それぞれの容器の底面は合同な円で、高さは等しいことが分かっています。また、円柱の容器には高さを6等分した目盛りがついています。この円錐の容器いっぱいに入れた水を円柱の容器に移します。

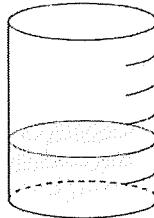
下のアからオの中に円錐の容器に入っていた水と同じ量の水を表している図があります。正しいものを1つ選びなさい。



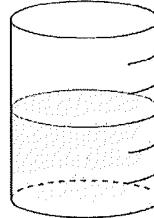
ア



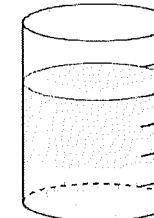
イ



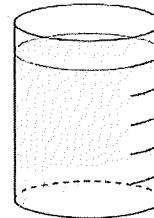
ウ



エ



オ



- 3 右の図1は四角柱で、図2は四角錐です。それぞれの立体の底面の四角形は合同で、高さは等しいことがわかっています。図1の四角柱の体積が $180\text{cm}^3$ のとき、図2の四角錐の体積を求めなさい。

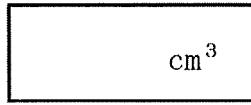


図1

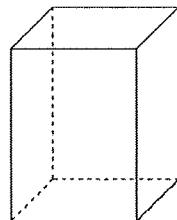
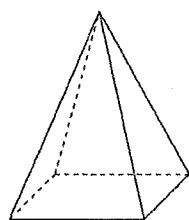
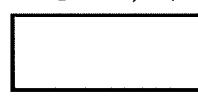


図2



- 4 右のような正四角錐があります。この正四角錐の底面は、1辺の長さが10cmの正方形です。この四角錐の高さは12cm、側面の三角形の高さは13cmです。

このとき、この正四角錐の体積を求める式として正しいものを、下のアからエまでの中から1つ選びなさい。

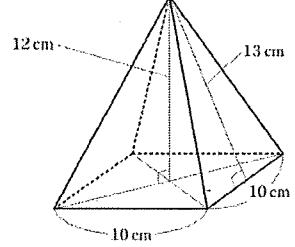


ア  $10 \times 10 \times 12 \times \frac{1}{2}$

イ  $10 \times 10 \times 13 \times \frac{1}{2}$

ウ  $10 \times 10 \times 12 \times \frac{1}{3}$

エ  $10 \times 10 \times 13 \times \frac{1}{3}$



答えと解説

<中学校1年生の3月から活用できます>

图形(空間図形)

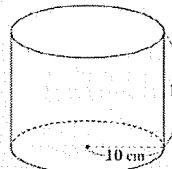
立体の体積  
年 組 番 名前

- 1 底面の円の半径が10cmで、高さが15cmの円柱があります。

この円柱の体積を求めなさい。ただし、円周率は $\pi$ とします。

◆解説◆ 円柱や角柱の体積は、(底面積)×(高さ)で求められるので、 $10 \times 10 \times \pi \times 15$ で $1500\pi$ になります。

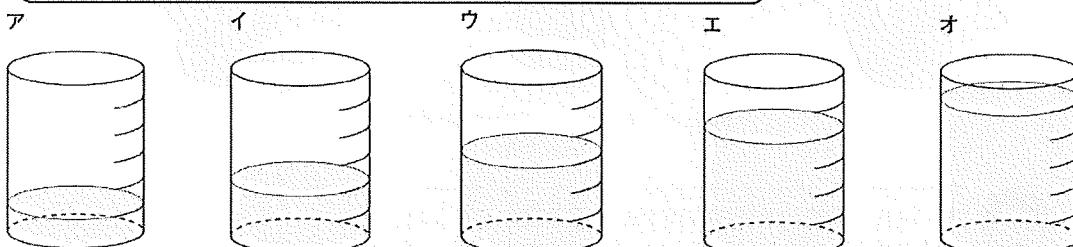
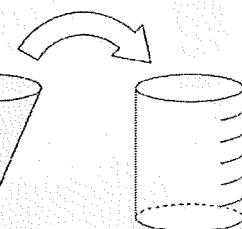
$$1500\pi \text{ cm}^3$$



- 2 右の図は、円錐と円柱の形をした容器です。それぞれの容器の底面は合同な円で、高さは等しいことが分かっています。また、円柱の容器には高さを6等分した目盛りがついています。この円錐の容器いっぱいに入れた水を円柱の容器に移します。

下のアからオの中にある容器に入っていた水と同じ量の水を表している図があります。正しいものを1つ選びなさい。

◆解説◆ 円錐の体積は、底面が合同で高さが等しい円柱の体積の $\frac{1}{3}$ です。円柱の容器が6目盛りなので、2目盛り目まで水が入ります。



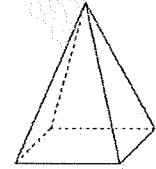
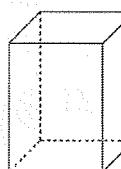
- 3 右の図1は四角柱で、図2は四角錐です。それぞれの立体の底面の四角形は合同で、高さは等しいことが分かっています。図1の四角柱の体積が $180\text{cm}^3$ のとき、図2の四角錐の体積を求めなさい。

◆解説◆ 角錐の体積は、底面が合同で高さが等しい角柱の体積の $\frac{1}{3}$ です。四角柱の体積が $180\text{cm}^3$ なので、 $180 \times \frac{1}{3}$ で求められます。

$$60\text{cm}^3$$

図1

図2



- 4 右のような正四角錐があります。この正四角錐の底面は、1辺の長さが10cmの正方形です。この四角錐の高さは12cm、側面の三角形の高さは13cmです。

このとき、この正四角錐の体積を求める式として正しいものを、下のアからエまでの中から1つ選びなさい。

ア  $10 \times 10 \times 12 \times \frac{1}{2}$

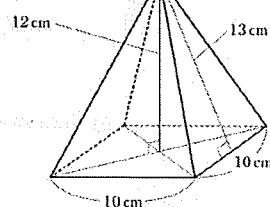
イ  $10 \times 10 \times 13 \times \frac{1}{2}$

ウ  $10 \times 10 \times 12 \times \frac{1}{3}$

エ  $10 \times 10 \times 13 \times \frac{1}{3}$

ウ

◆解説◆ 角錐の体積は、 $(底面積) \times (高さ) \times \frac{1}{3}$ で求められます。



\*学校の先生方は、上記のワークシートを「授業改善サイクル支援ネット」から、検索キーワード「立体の体積」でダウンロードできます。

## (5) 課題の改善に向けた授業例の紹介

### 数学

#### 【指導の狙い】

実験による測定を通して、球の体積を実感を伴って理解できるようにする。

円錐、球、円柱の体積の関係を調べ、それらの体積について理解を深めることができるようにする。

#### 【授業アイディア例】

球の体積を実験から求めてみよう。

#### 1. 球の体積の求め方を考える。



図1のような半径が $r$ の球の体積を求めてみましょう。  
どのように調べればいいでしょうか。

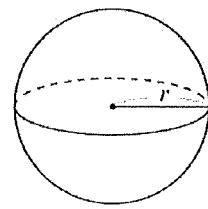


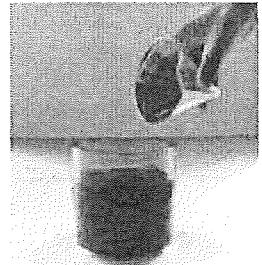
図1

1杯



→

2杯



→

3杯



実験1 円錐から円柱に水を移す



以前、円錐と円柱の体積を比べる実験をしました。  
同じように実験してみるといいと思います。



実験1のように円錐に水を入れて円柱に移すと  
ちょうど3杯でいっぱいになりました。

円錐の体積 : 円柱の体積 = 1 : 3



円錐の体積を求めるとき、円柱の体積と比べましたね。  
球の体積を求めるために図2のように球がぴったりと入る  
円柱の体積と比べてみましょう。

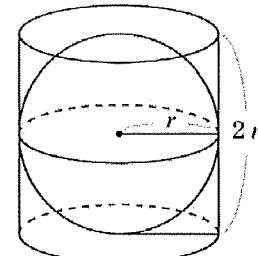
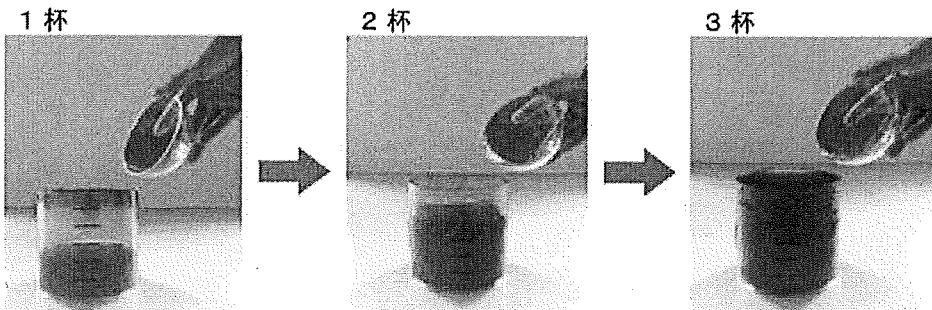


図2

#### 2. 球の体積と円柱の体積を実験で比べる。



実験2のように半球の容器に水をいっぱいまで入れて、円柱の容器に  
移すと何杯でいっぱいになるか実験してみましょう。



実験2 半球から円柱に水を移す

半球ちょうど3杯で円柱  
がいっぱいになりました。

円錐のときと同じだね。半球の  
体積を1とすると、円柱の体積は  
3ということだね。

$$\text{半球の体積} : \text{円柱の体積} = 1 : 3$$



半球の体積の2倍が球の体積だね。

$$\text{球の体積} : \text{円柱の体積} = 2 : 3$$



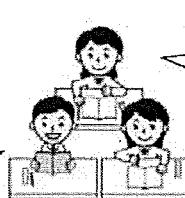
円柱の体積を基にすると、球の体積  
は  $\frac{2}{3}$  であることが分かるね。

実験から、球の体積は円柱の体積の  $\frac{2}{3}$  である。

### 3. 実験の結果から球の体積を求める式を考える。



図2の球の体積を求める式を考えてみましょう。



円柱の体積は(底面積) × (高さ)  
で求めることができました。

円柱の底面の半径は  $r$ 、  
高さは球の直径と等しいか  
ら  $2r$  です。

円柱の体積は、 $2\pi r^3$  です。

実験から、球の体積  $V$  は、 $\frac{2}{3} \times (\text{円柱の体積})$  で求めることができる。

つまり、 $V = \frac{4}{3}\pi r^3$  となる。

球の体積の求め方 球の半径を  $r$ 、体積を  $V$  とすると、 $V = \frac{4}{3}\pi r^3$



## 報告 5

### 県立学校施設に係る長寿命化計画の最終案及び実施計画案について

県立学校施設に係る長寿命化計画の最終案及び実施計画案について、別紙のとおり報告する。

令和2年3月9日提出

三重県教育委員会事務局  
学校経理・施設課長



# 県立学校施設に係る長寿命化計画の最終案及び実施計画案について

## 1 長寿命化計画の最終案について

「三重県立学校施設長寿命化計画」について、令和元年10月3日の教育委員会定例会で中間案をお示しした後、校長会など学校関係者との意見交換を実施したところ、中間案の記載内容の変更を要する意見はなかったため、最終案（別冊1）は中間案の字句修正のみとし、内容の変更はありません。

## 2 実施計画案の概要

長寿命化計画の中間案において、より具体的な改修方策を記載した実施計画を4年ごとに策定することとしており、中間案策定後、学校施設の現地調査を実施のうえ、実施計画案（別冊2）を策定しました。

実施計画の第Ⅰ期（令和2～5年度）においては、築40年以上経過している建物が約5割を占める現状をふまえ、より多くの建物の劣化の進行を抑えるため、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部位の老朽化対策をその前半に重点的に実施します。

あわせて、トイレは早急に洋式化を図っていく必要があるため、屋上防水や外壁などの改修と並行して改修を進めます。トイレの改修は第Ⅰ期の後半から第Ⅱ期の初年度（令和5年度～令和6年度）に重点的に取り組み、5年間で、改修が必要となっている全ての県立学校の、利用頻度の高い普通教室棟などのトイレ改修に着手します。

### （1）屋上、外壁、内装等の改修

#### ①改修の概要

劣化した部位を単に建築時の状態に戻すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げて改修します。

また、工期は夏季休業期間を中心とした工事実施を基本とし、教育活動への影響が最小限となるように努めます。

なお、建築時と比較して学級数が大幅に減少したこと等により、空き教室など未利用施設の割合が高い学校は、空き教室の有効活用について十分に検討し、必要に応じて減築を実施し、維持管理の負担軽減を図ります。

#### ②改修対象とする校舎等の選定方針

今計画期間中の長寿命化改修については、改修効果を最大限にするため、使用頻度の高い普通教室を含む建物の改修を優先的に実施します。

また、屋上防水や外壁など、その部位の劣化が構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部位の改修を優先的に実施するほか、劣化状況等に応じ、改修が必要な部位ごとに改修を実施します。

### ③今計画期間での改修を実施する予定の校舎

平成29・30年度に実施した劣化状況調査の結果に基づき、築年数と屋上防水や外壁等の劣化に着目して抽出した建物と、老朽化により雨漏被害等が深刻になっている建物について、使用頻度の高い普通教室を含む建物を中心に、専門的知識を有する職員により老朽化状況等について改めて現地調査を行い、年度毎の優先順位について判断しました。

なお、改修を行う建物は、建物の老朽化の状況、工事の進捗状況及び予算の状況等により必要が生じた場合は、隨時見直しを行います。

R2	R3	R4	R5
桑名(普通特別教室棟) <sup>#(1)</sup> 飯野(管理普通教室棟) <sup>#(1)</sup> 津東(管理特別教室棟・特別教室棟・普通教室棟) <sup>o</sup> 津商業(渡り廊下) <sup>o</sup> 伊勢まなび(体育館) <sup>o</sup> 伊賀白鳳(第1実習棟,第3実習棟) <sup>o</sup> 尾鷲(プール) <sup>o</sup>	桑名(普通特別教室棟) <sup>#(2)</sup> 飯野(管理普通教室棟) <sup>#(2)</sup> 桑名西(体育館) 桑名工業(管理教室棟,特別教室棟) 川越(体育館) 白子(文化棟) 松阪(教室棟1) 伊勢(普通教室棟・特別教室棟) 伊賀白鳳(第2実習棟,第4実習棟) 尾鷲(普通教室棟・特別教室棟1) 杉の子特支(管理教室棟) (四日市南(プール(解体)))	桑名(普通特別教室棟) <sup>#(3)</sup> 飯野(管理普通教室棟) <sup>#(3)</sup> 四日市南(教室棟,管理特別教室棟) 四日市商業(普通教室棟) 亀山(教室棟1,教室棟2) 津(教室棟) 松阪(教室棟2) 伊勢(特別教室棟) 上野(普通教室棟1) 尾鷲(普通教室棟・特別教室棟2)	桑名(普通特別教室棟) <sup>#(4)</sup> 四日市(教室棟・特別教室棟,図書館棟) 四日市中央工業(管理教室棟,屋内プール棟) 神戸(普通教室棟) 石薬師(特別教室棟) 津工業(普通教室棟) 相可(普通教室棟・特別教室棟)
7棟	13棟	12棟	9棟

※<sup>1</sup>網掛の建物はトイレ改修もあわせて実施する。

※<sup>2</sup> #は工事が複数年にわたることが想定される場合の工事期を示す。()内の数字は何年目を示す。

※<sup>3</sup> oは老朽化が進んでいたことから、当計画策定前から改修を予定していた建物。

## (2) トイレの改修

### ①改修の概要

配管の更新など耐久性の向上を図るとともに、便器の洋式化、床の乾式化や暖房便座など、機能面の向上を図る改修を実施します。

また、工期は長期休業期間を中心とした工事実施を基本とし、教育活動への影響が最小限となるように努めます。

なお、改修箇所は、対象校の男女各1系統（※）ずつを基本とします。

※トイレの配管は、排水処理のため最上階から地上階まで縦方向に連続して設置されている場合がほとんどで、配管が連続し、階層ごとに同位置にあるトイレは「系統」として一つの単位にまとめられます。

## ②改修対象校等の選定方針

トイレの改修を優先的に実施する学校は、便器の洋式化率で一律に判断するのではなく、改修履歴や劣化状況、生徒数に対する洋便器数の現状を考慮したうえで、洋便器の充足の度合いが低い学校から改修に着手できるよう取組を進めます。

また、改修するトイレは、老朽化の程度も考慮するものの、生徒の利用頻度の高い普通教室を含む建物のトイレを優先します。

## ③今計画期間での改修を実施する予定の学校

生徒数に対する洋便器数の充足の度合いが低い学校から優先して着手することとし、普通教室を含む建物のトイレについて、専門的知識を有する職員により、対象となるトイレの改修履歴を確認のうえ、使用状況や老朽化の状況について改めて現地調査を行い、年度毎の優先順位について判断しました。

なお、改修を行う建物は、建物の老朽化の状況、工事の進捗状況及び予算の状況等により必要が生じた場合は、隨時見直しを行います。

第Ⅰ期				第Ⅱ期(予定)
R2	R3	R4	R5	R6
桑名 飯野	桑名工業 四日市四郷 四日市農芸 稻生 久居 松阪 松阪商業 伊勢 尾鷲 みえ夢	桑名北 四日市 四日市南 四日市商業 亀山 津 津東 津商業 宇治山田 明野 上野	桑名西 四日市中央工業 神戸、白子 津西、津工業 久居農林、相可 宇治山田商業 川越、四日市工業 北星、いなべ総合 松阪工業 名張、四日市西 飯南、紀南	菰野、伊勢工業 伊賀白鳳、木本 朝明、昂学園 あけぼの、名張青峰 伊勢まなび、水産 白山、鳥羽、志摩 南伊勢・度会 南伊勢・南勢 かがやき、稲葉 伊賀つばさ、くわな 西日野にじ、玉城わかば
2校	10校	11校	18校	21校

※第Ⅰ期と第Ⅱ期で全ての学校の普通教室棟のトイレの洋式化・乾式化を行うことを想定。ただし、かがやき(草の実分校、あすなろ分校)、杉の子(本校、分校)、度会、松阪あゆみ、東紀州くろしお学園は洋式化率100%、また、石薬師は普通教室棟の生徒用トイレが洋式化率100%であるため、未着手として整理。北勢きらら、くろしおおわせ、城山は和便器数が少數のため計画期間内で別途実施する。

※網掛の学校は長寿命化改修にあわせてトイレ改修を行う予定の学校を示す。

## 3 今後の取組

計画策定後は、学校施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、施設の老朽化等の実態把握・評価を継続的に行い、把握した情報や評価結果に基づき、より効果的な整備となるよう取り組みます。



# 三重県立学校施設長寿命化計画

## (最終案)

2020年3月

三重県教育委員会

## 目 次

<b>1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等</b>	..... 1
(1)計画策定の背景	..... 1
(2)計画の目的	..... 1
(3)計画の位置付け	..... 2
(4)計画期間	..... 2
(5)対象施設	..... 2
<b>2 学校施設のめざす姿</b>	..... 3
<b>3 学校施設の実態</b>	..... 4
(1)学校施設の設置状況	..... 4
(2)学校施設の老朽化の状況	..... 7
(3)施設関連経費の状況	..... 8
(4)今後の維持・更新経費(従来型と長寿命化型の比較)	..... 8
<b>4 学校施設整備の基本的な方針等</b>	..... 10
(1)学校施設の規模や配置の適正化	.... 10
(2)改修等の基本的な方針	.... 11
<b>5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等</b>	.... 15
<b>6 長寿命化の実施計画</b>	.... 16
(1)実施計画の策定	.... 16
(2)改修等の優先順位付け	.... 16
<b>7 長寿命化計画の継続的運用方針</b>	.... 16

# 1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等

## (1) 計画策定の背景

三重県では、学校施設として 75 校（高等学校 57 校、特別支援学校 18 校）、延べ面積にして約 93 万㎡の建物を保有しており、これは三重県が保有する施設の約 5 割にあたります。

学校施設は、その多くが昭和 40～50 年代を中心 に建設されており、これらのうち、築 40 年を超える建物 が約 5 割を占めるなど、老朽化が進んでおり、今後、維持管理や改築に多額の費用がかかることが見込まれます。

一方で、近年の教育に対するニーズは、AI 技術の進展など社会経済情勢の変化に伴う学習内容の変更、グローバル化の進展に伴う外国人生徒の増加や障がいのある児童生徒や特別な支援の必要な児童生徒への対応など、時代と共に変化しており、それらの視点を取り入れた施設整備を行っていく必要があります。

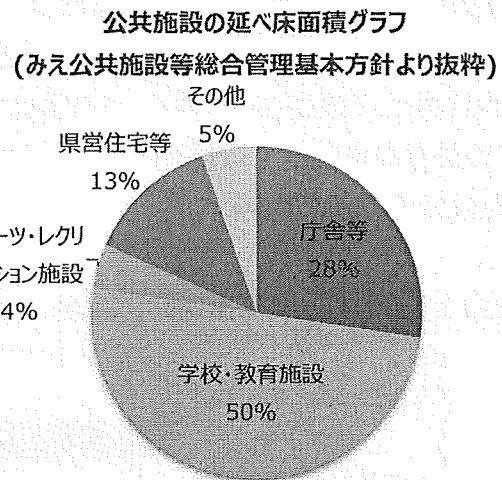
さらに、地球温暖化による夏季の気温上昇に対応するための空調整備や、生活様式の変化に伴うトイレの洋式化など、安全・快適な学習環境の確保、節電、節水型の設備機器への更新による省エネルギー対策、災害時の地域の避難所としての機能充実などが求められています。

## (2) 計画の目的

このように、学校に求められる機能が複雑化・多様化する中、老朽化対策は劣化した建物や設備について単に建築時の状態に戻すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げていくことも重要です。

求められる老朽化対策を実施していくためには多額の費用を要することから、計画的に学校施設の改修や更新を図っていく必要があります。

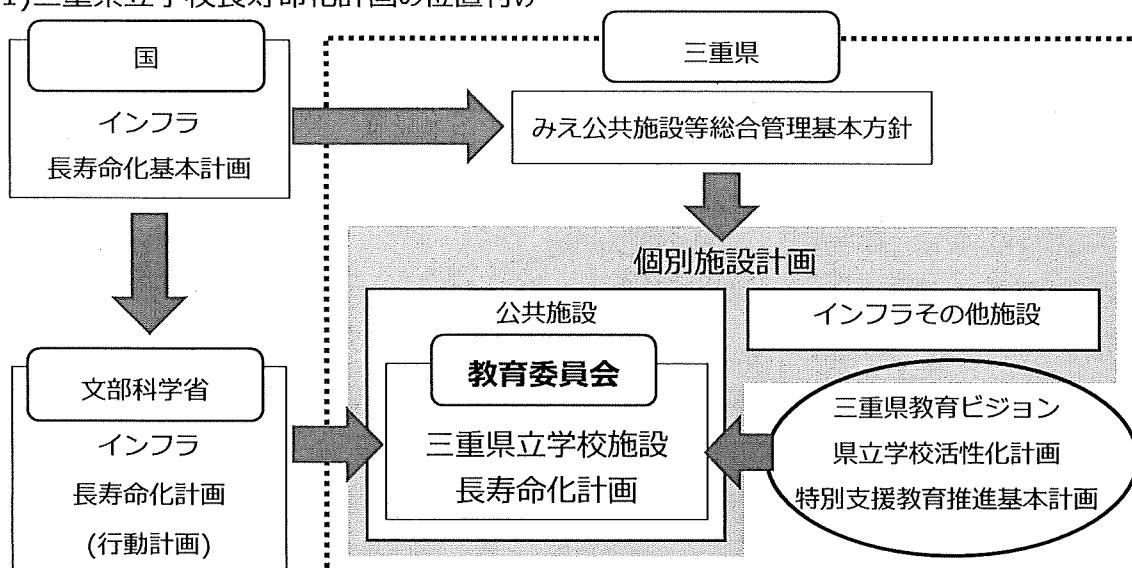
そのため、本計画において学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、中長期的な施設整備の方針を示し、計画的に老朽化対策を進めることを目的として策定します。



### (3)計画の位置付け

三重県では、平成 25 年 11 月に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、県の公共施設の総合的・計画的な管理方針として、平成 27 年 3 月に「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定しました。本計画は、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく、県立学校施設の個別施設計画として策定します。なお、本計画は文部科学省が平成 27 年 3 月に策定した「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」、「三重県教育ビジョン」等、関係する計画に掲げられた施策と整合を図ったものとしていきます。

(図 1)三重県立学校長寿命化計画の位置付け



### (4)計画期間

本計画の計画期間は、令和 2(2020)年度から「みえ公共施設等総合管理基本方針」の終期である令和 16(2034)年度までの 15 年間とし、学校施設を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、具体的な計画内容を示す実施計画は、4 年毎に作成していきます。

なお、本計画は、「三重県教育ビジョン」等の本計画と関連の深い計画の改訂や社会情勢等の変化により必要が生じた場合は見直しを行うこととします。

### (5)対象施設

三重県教育委員会が所管する高等学校、特別支援学校を対象とします。

## 2 学校施設のめざす姿

三重県の教育のめざす姿とその実現に向けた施策の方向性を示す中長期計画である「三重県教育ビジョン」（令和2年3月策定予定）では、基本施策「安全で安心な学びの場づくり」における、施策「学校施設の充実」のなかで、以下のとおりめざす姿や主な取組内容を示しています。

### ■めざす姿

老朽化や耐震への対応が進むとともに、生活様式の変化にも対応した、安全で快適な学校施設で子どもたちが安心して学校生活を送っています。

### ■主な取組内容

#### □老朽化対策の推進

県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を計画的に進めます。

#### □快適な学習環境づくりの推進

県立学校において、猛暑に備えるため、空調設備の整備・更新を進めます。また、トイレについては、生活様式の変化に対応するため、老朽化対策とあわせて大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を計画的に進めます。

#### □バリアフリー化の推進

県立学校で学ぶ子どもたちの実情に応じたバリアフリー改修を引き続き進めるとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備を行います。

#### □自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

LED照明への更新を進めるなど、県立学校の省エネルギー化を推進するとともに、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づく整備を行います。

#### □学習内容の変化に配慮した施設整備・改修の実施

県立学校の整備・改修の際には、情報関連設備等の増設を想定するとともに、学習形態にあわせて間仕切等の変更が可能となるよう配慮し、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

### 3 学校施設の実態

#### (1)学校施設の設置状況

##### ①学校数、面積等

三重県には、高等学校 57 校、特別支援学校 18 校の合計 75 校の県立学校施設があります。

高等学校全体の延べ面積は約 82 万m<sup>2</sup>、特別支援学校全体の延べ面積は約 11 万m<sup>2</sup>で、県立学校施設全体で約 93 万m<sup>2</sup>となります。

表：県立高等学校施設一覧(令和元年 5 月 1 日時点)

	学校名	所在地	棟数	保有面積	生徒数	学級数
1	桑名高等学校	桑名市大字東方 1 7 9 5	25(10)	15,876	1,197	29
2	桑名西高等学校	桑名市大字志知字東山 2 8 3 9	21(6)	13,303	871	22
3	桑名北高等学校	桑名市大字下深谷部字山王 2 5 2 7	15(6)	13,113	632	18
4	桑名工業高等学校	桑名市芳ヶ崎 1 3 3 0 - 1	31(9)	14,677	475	14
5	いなべ総合学園高等学校	いなべ市員弁町御園 6 3 2	18(4)	20,052	955	30
6	川越高等学校	三重郡川越町大字豊田 2 3 0 2 - 1	16(6)	12,958	953	24
7	四日市高等学校	四日市市富田 4 丁目 1 - 4 3	25(9)	15,853	1,036	26
8	四日市南高等学校	四日市市大字日永字岡山 4 9 1 7	20(7)	11,339	957	24
9	四日市西高等学校	四日市市桜町 6 1 0 0	16(5)	13,993	833	21
10	朝明高等学校	四日市市中野町 2 2 1 6	17(7)	12,810	645	17
11	四日市四郷高等学校	四日市市八王子町字高花 1 6 5 4	13(6)	12,938	658	17
12	四日市農芸高等学校	四日市市河原田町 2 8 4 7	34(9)	17,765	714	18
13	四日市工業高等学校	四日市市日永東 3 丁目 4 - 6 3	30(15)	22,897	1,155	34
14	四日市中央工業高等学校	四日市市菅原町 6 7 8	28(16)	18,994	714	18
15	四日市商業高等学校	四日市市尾平町永代寺 2 7 4 5	22(8)	15,642	794	20
16	菰野高等学校	三重郡菰野町大字福村 8 7 0	25(7)	11,584	462	12
17	神戸高等学校	鈴鹿市神戸 4 丁目 1 - 8 0	32(7)	16,281	956	24
18	白子高等学校	鈴鹿市白子 4 丁目 1 7 - 1	20(8)	13,583	743	19
19	石薬師高等学校	鈴鹿市石薬師町字寺東 4 5 2	24(6)	13,339	429	13
20	稻生高等学校	鈴鹿市稻生町 8 2 3 2 - 1	14(7)	13,912	653	17
21	飯野高等学校	鈴鹿市三日市町字東新田場 1 6 9 5	19(9)	11,127	592	24
22	亀山高等学校	亀山市本町 1 - 1 0 - 1	24(9)	15,961	711	20
23	津高等学校	津市新町 3 丁目 1 - 1	23(9)	15,664	1,038	26
24	津西高等学校	津市河辺町 2 2 1 0 - 2	23(7)	14,302	956	26
25	津東高等学校	津市一身田上津部田 1 4 7 0	21(6)	13,741	947	26
26	津工業高等学校	津市半田 5 3 4	28(11)	17,435	718	18
27	津商業高等学校	津市渋見町 6 9 9 番地	27(8)	13,942	837	21
28	久居高等学校	津市戸木町 3 5 6 9 - 1	16(8)	13,894	705	21
29	久居農林高等学校	津市久居東鷹跡町 1 0 5	54(14)	23,989	699	27
30	白山高等学校	津市白山町南家城 6 7 8	19(6)	9,154	315	9
31	松阪高等学校	松阪市垣鼻町 1 6 6 4	29(9)	16,456	955	39
32	松阪工業高等学校	松阪市殿町 1 4 1 7	27(14)	20,893	754	22
33	松阪商業高等学校	松阪市豊原町 1 6 0 0	21(9)	12,901	594	16
34	飯南高等学校	松阪市飯南町粥見 5 4 8 0 - 1	24(10)	9,568	234	9
35	相可高等学校	多気郡多気町相可 5 0	50(13)	18,958	658	17
36	昂学園高等学校	多気郡大台町茂原 4 8	19(7)	15,912	192	9
37	宇治山田高等学校	伊勢市浦口 3 丁目 1 3 - 1	29(7)	12,300	718	18

38	伊勢高等学校	伊勢市神田久志本町1703-1	23(8)	13,727	917	23
39	伊勢工業高等学校	伊勢市神久2丁目7-18	30(10)	17,116	514	13
40	宇治山田商業高等学校	伊勢市黒瀬町札ノ木1193	23(9)	13,536	598	15
41	明野高等学校	伊勢市小俣町明野1481	48(12)	18,724	528	14
42	南伊勢高等学校・南勢校舎	度会郡南伊勢町船越2926-1	11(4)	6,332	31	3
43	南伊勢高等学校・度会校舎	度会郡度会町大野木2831	21(5)	9,889	171	6
44	鳥羽高等学校	鳥羽市安楽島町1459	20(6)	13,556	193	7
45	志摩高等学校	志摩市磯部町恵利原1308	20(7)	11,020	323	9
46	水産高等学校	志摩市志摩町和具2578	28(13)	15,360	225	6
47	上野高等学校	伊賀市上野丸の内107	26(10)	14,624	884	25
48	あけぼの学園高等学校	伊賀市川東412	12(6)	9,134	231	9
49	伊賀白鳳高等学校	伊賀市緑ヶ丘西町2270-1	62(15)	25,716	810	21
50	名張高等学校	名張市東町2067-2	29(12)	15,397	635	19
51	名張青峰高等学校	名張市百合が丘東6番町1	13(6)	12,811	863	23
52	尾鷲高等学校	尾鷲市古戸野町3-12	38(12)	18,431	551	21
53	木本高等学校	熊野市木本町1101-4	21(7)	16,274	594	18
54	紀南高等学校	南牟婁郡御浜町阿田和1960	16(7)	9,843	236	8
55	北星高等学校	四日市市大字茂福字横座668-1	11(6)	7,950	564	43
56	みえ夢学園高等学校	津市柳山津興1239	11(5)	9,905	456	21
57	伊勢まなび高等学校	伊勢市神田久志本町1560	13(5)	8,305	141	15
計			1,375(479)	823,506	38,124	1,084

※棟数欄の括弧内の数字は、延べ面積が200m<sup>2</sup>以上の建物で、一体的に工事すべき「かたまり」をひとつの棟とした場合の棟数です。200m<sup>2</sup>未満の小規模な建物は含みません。

※通信制（北星高等学校、松阪高等学校）の生徒数は含みません。

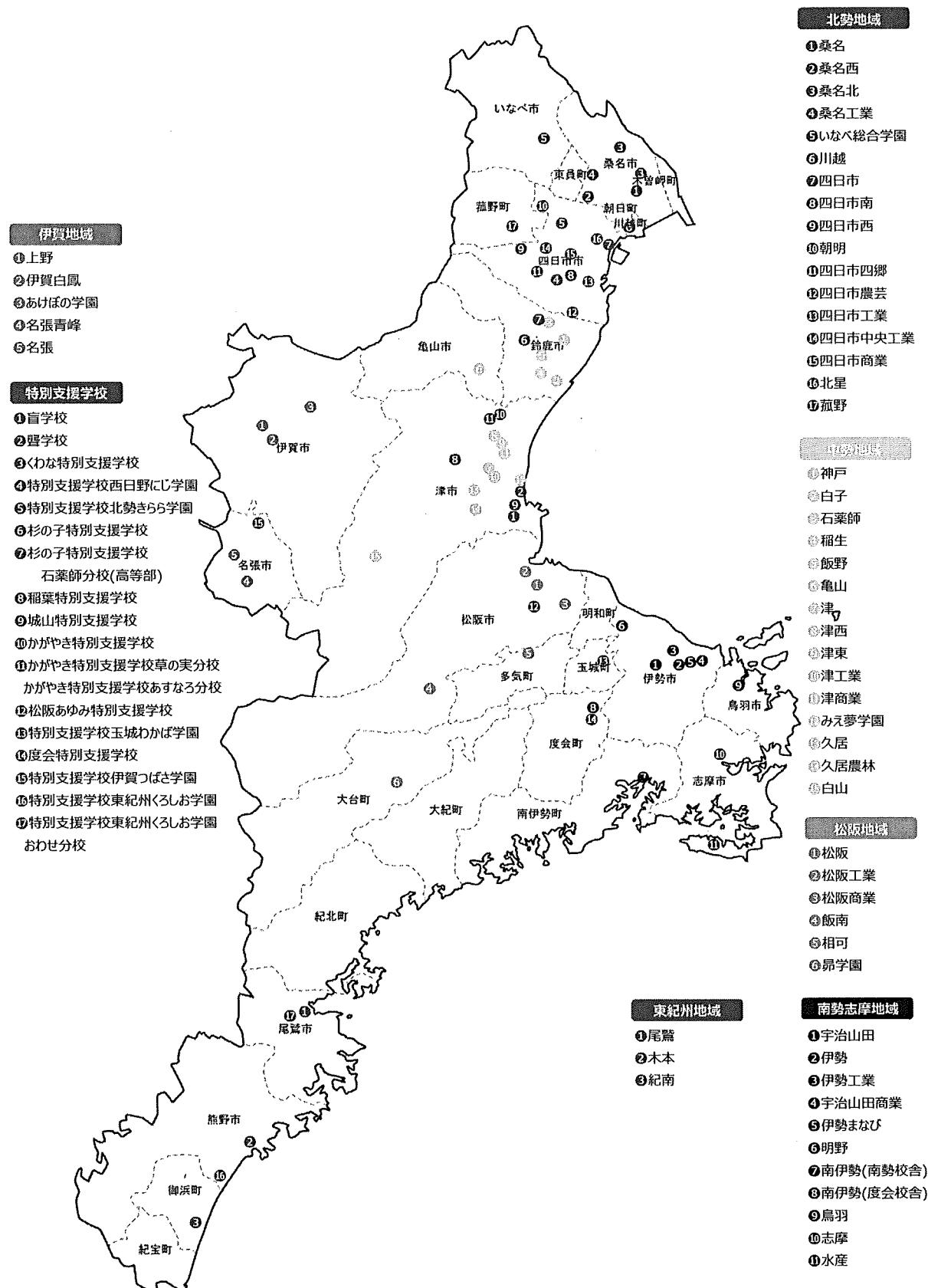
表：県立特別支援学校施設一覧(令和元年5月1日時点)

	学校名	所在地	棟数	保有面積	生徒数	学級数
1	盲学校	津市高茶屋4丁目39-1	16(7)	7,298	27	18
2	聾学校	津市大字藤方2304-2	21(6)	8,191	81	31
3	くわな特別支援学校	桑名市大字東方字尾弓田1073	14(4)	7,142	147	32
4	城山特別支援学校	津市城山1丁目5-29	9(5)	7,461	86	33
5	杉の子特別支援学校	鈴鹿市加佐登3丁目2-2	10(3)	3,822	88	29
6	杉の子特別支援学校石薬師分校	鈴鹿市石薬師町字寺東452	4(2)	1,123	90	13
7	かがやき特別支援学校	津市大里窪田町357	11(4)	5,612	46	23
8、9	かがやき特別支援学校草の実、あすなろ分校	津市大里窪田町450-5	1(1)	4,187	57	21
10	稻葉特別支援学校	津市稻葉町字上野4101	13(7)	7,667	190	35
11	特別支援学校西日野にじ学園	四日市市西日野町4070-35	12(5)	7,918	272	53
12	度会特別支援学校	度会郡度会町大野木1825	20(5)	6,492	50	23
13	特別支援学校玉城わかば学園	度会郡玉城町宮古726-17	13(8)	7,931	126	27
14	特別支援学校北勢きらら学園	四日市市下海老町字高松161	15(7)	8,795	103	41
15	特別支援学校伊賀つばさ学園	名張市美旗町南西原229-2	9(8)	7,589	141	34
16	特別支援学校東紀州くろしお学園	熊野市金山町2496	4(2)	2,729	24	12
17	特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	尾鷲市光ヶ丘28-61	10(3)	5,110	26	9
18	松阪あゆみ特別支援学校	松阪市久保町1846-195	2(1)	5,997	157	34
計			184(78)	105,064	1,711	468

※棟数欄の括弧内の数字は、延べ面積が200m<sup>2</sup>以上の建物で、一体的に工事すべき「かたまり」をひとつの棟とした場合の棟数です。200m<sup>2</sup>未満の小規模な建物は含みません。

## ②施設の配置状況

県立学校の配置状況は図のとおりです。

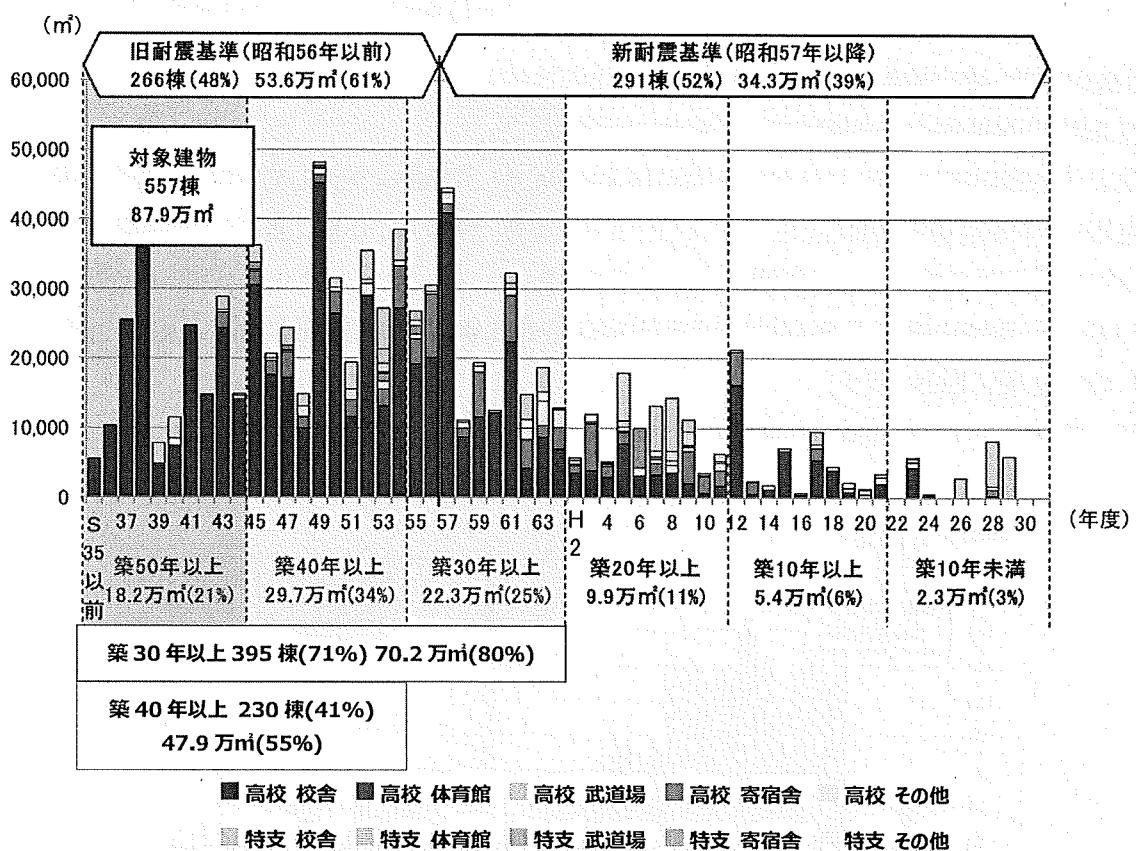


## (2)学校施設の老朽化の状況

現在保有している学校施設を、延べ面積が $200\text{ m}^2$ 以上の建物で建築年代別にみると、築30年以上経過した建物は395棟(71%) $70.2\text{ 万m}^2$ (80%)、築40年以上経過した建物は230棟(41%) $47.9\text{ 万m}^2$ (55%)となっています。

また、旧耐震基準の建物(昭和56年以前に建築)は266棟(48%) $53.6\text{ 万m}^2$ (61%)、新耐震基準の建物は291棟(52%) $34.3\text{ 万m}^2$ (39%)となっています。

築年別整備状況



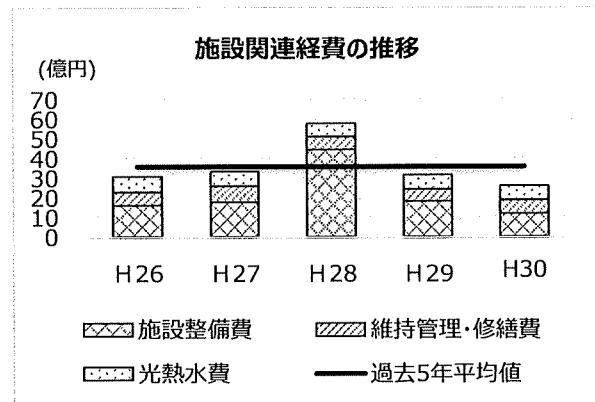
三重県では、耐震性の不足している建物の耐震化を最優先に取組を進め、平成9年度以降、耐震改修を実施する建物については、耐震改修に併せて、劣化状況に応じ、内部仕上げや電気設備、給排水設備、屋上防水、外壁改修等の老朽化対策を実施してきました。

しかし、耐震改修を実施した建物もすでに20年以上経過しているものもあり、また、旧耐震基準の建物で耐震性のある建物や新耐震基準の建物で築30年以上経過しているものの中には、老朽化対策が実施されていない建物が多くあります。こうした状況の中、平成29、30年度に実施した劣化状況調査においては全体的に劣化の進行が認められました。

また、トイレの洋式化など設備面でも住環境とのギャップが大きくなってしまっており、設備面においても改修や更新が必要になっている状況です。

### (3)施設関連経費の状況

過去5年間の県立学校施設関連経費の平均は、施設整備費は22億円/年、維持管理・修繕費は7億円/年、光熱水費は7億円/年、全体で概ね36億円/年となっていますが、年々減少傾向にあり、施設関連経費についてより効果的な執行が求められます。



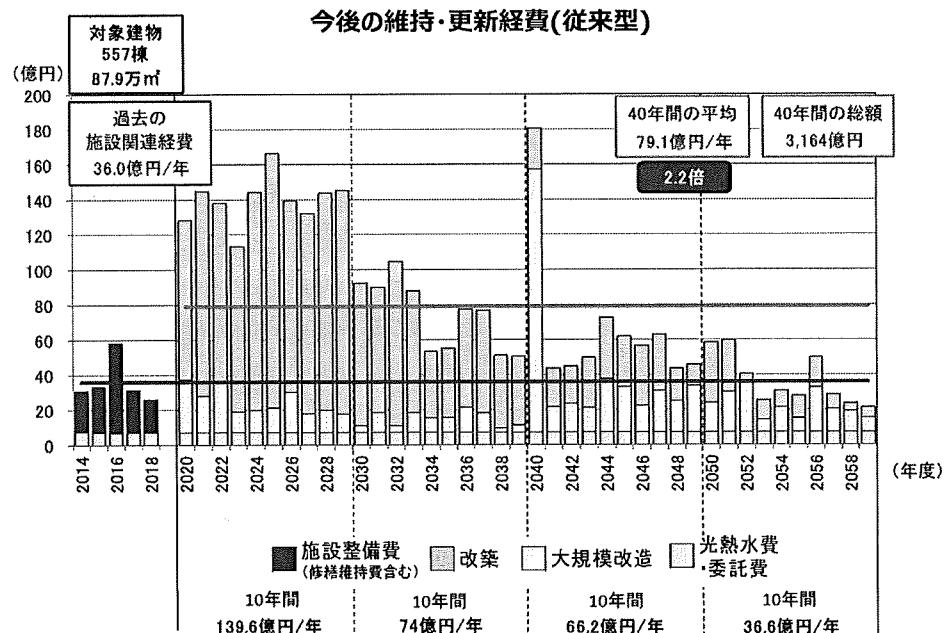
### (4)今後の維持・更新経費(従来型と長寿命化型の比較)

#### ①従来型の改築中心の整備を行った場合の経費

県立学校施設について、これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合の建設及び維持管理にかかる経費を試算したところ、次グラフのとおり、今後40年間で約3,164億円、年平均約79.1億円が必要になるとの結果が算出されました。

これは、三重県の過去5年間の学校施設関連経費の年平均施設関連経費（約36億円/年）の2.2倍に相当します。

また、令和2～11年度の10年間は年平均139.6億円が必要となっています。



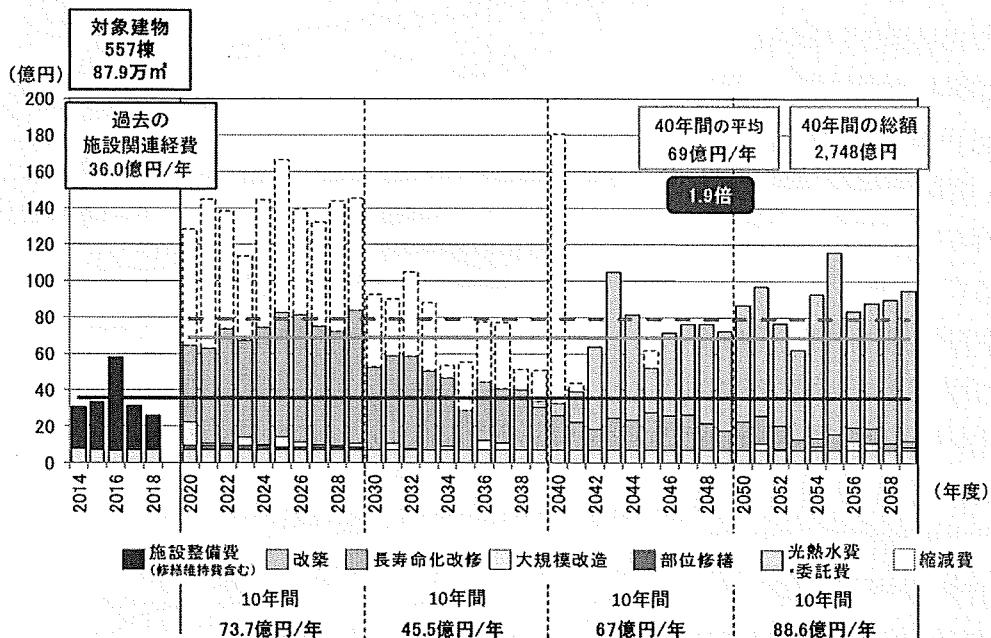
#### ※試算条件

- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（文部科学省）付属エクセルソフトを活用して機械的に試算
- 現在の建物を対象として、築50年後に改築を行うものと設定
- 改築は2年に工事費を均等配分
- 改築の実施予定年数より古い建物は、今後10年以内に実施すると仮定し、当該経費の10分の1の金額を10年間計上
- 解体や、仮設校舎が必要な場合は、その費用が別途必要

## ②長寿命化型の整備を行った場合の経費

建設後、建物が劣化する前に予防保全を施し、80年程度使用していく場合の工事及び維持管理にかかる経費についても同様に試算したところ、次のグラフのとおり、今後40年間で約2,748億円、年平均約69億円が必要になり、これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合と比較すると、今後40年間で約416億円、年平均で約10.1億円圧縮できるとの結果が算出されました。

今後の維持・更新経費(長寿命型)



### ※試算条件

- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(文部科学省)付属エクセルソフトを活用して機械的に試算
- 現在の建物を対象として、築50年後に長寿命化改修、築80年後に改築を行うものと設定
- 長寿命化改修は3年に、改築は2年に工事費を均等配分
- 長寿命化改修の実施予定年数より古い建物は、今後10年以内に実施すると仮定し、当該経費の10分の1の金額を10年間計上
- 早急に対応する必要がある部位、広範囲に劣化している部位は、それぞれ、今後5年以内、10年以内に改修を実施すると設定し、概ね良好な部位は今後10年内に長寿命化改修を実施する建物から部位修繕相当額を差し引く
- 仮設校舎が必要な場合は、その費用が別途必要

この試算からは、これまでの改築中心から、既存施設の有効活用を図っていく長寿命化改修への転換を図った場合、経費の圧縮や予算の平準化を図ができるものの、これまでの平均予算を上回る多額の費用を要することがわかりました。

## 4 学校施設整備の基本的な方針等

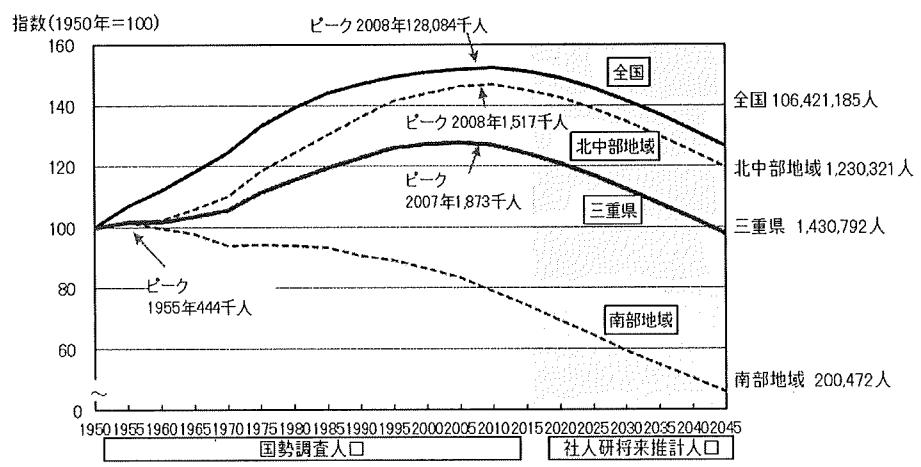
### (1) 学校施設の規模や配置の適正化

三重県の人口の推移及び将来推計は、平成 19(2007)年にピーク（約 187 万人）を迎え、その後は減少し、令和 27(2045)年には三重県人口の推計値は約 143 万人となることが見込まれています。

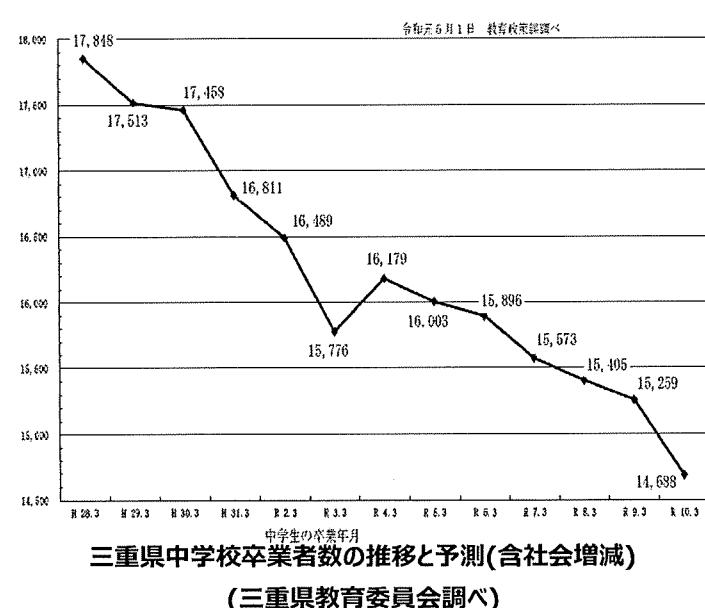
北中部地域は、全国と同様、平成 20(2008)年にピークを迎え、その後減少し、南部地域は、昭和 30(1955)年にピークを迎え、その後減少が続いている。

また、中学校卒業者数は、平成 28 年 3 月から令和 3 年 3 月までに約 2,100 人減少することが見込まれており、その後も減少傾向が見込まれていることから、県立高等学校において大幅な学級数の減少が予想されます。

一方、特別支援学校においては、児童生徒数の増加傾向が続いている地域があることから、教室数の不足、施設の狭隘化等への対応が求められています。



全国及び三重県の人口推移及び将来推計



こうした状況の中、学校施設の規模や配置の適正化については、「県立高等学校活性化計画」と「三重県特別支援教育推進基本計画」との整合を図っていきます。

## (2) 改修等の基本的な方針

### ①改修の手法

学校施設の老朽化対策は、これまでの改築中心から、既存施設の有効活用を図る長寿命化改修を中心に進めることとします。

ただし、長寿命化改修に転換を図っても、財政的な制約は依然として課題となり、また、長寿命化改修は経費の低減や廃棄物の削減にメリットがある一方、工事期間が長期に渡ることから、学校運営に与える影響も大きく、仮設校舎が必要になる場合もあります。

こうしたことから、長寿命化改修を基本としつつも、建物の状態を調査して改修対象の部位（屋根・屋上、外壁、内装等）を精査するとともに、建物の使用状況等をふまえ単純な経費比較だけでなく、トータル的なメリットデメリットを整理して、長寿命化改修、減築、建替などあらゆる方法を組み合わせて、より効果的な改修や更新となるよう取り組みます。

### ②長寿命化改修の対象

長寿命化改修を行う学校施設は、延べ面積が200m<sup>2</sup>以上の建物とします。なお、改修の対象は、主たる建物に、増築した棟、渡り廊下、昇降口棟、EV棟などが付随している場合は、それらを含め一體的に工事すべき「かたまり」として捉えてひとつの棟として扱います。

これらの「かたまり」を一棟として整理して対象をカウントすると、改修の対象は全体で557棟（87万9千m<sup>2</sup>）になります。

### ③目標耐用年数の設定

施設の長寿命化を図るためにには、いつまで施設を活用するかを検討した上で、定期的に維持管理を行い、使用できる状態を継続させる必要があります。

学校建物の法定耐用年数は、鉄筋コンクリート造は47年と税法上定められていますが、物理的な耐用年数は、適切な維持管理がなされれば、70～80年※1程度可能とされており、望ましい目標使用年数としては、普通品質のコンクリートの場合50～80年※2とされています。（参考資料P14）

また、現存の学校施設にも、昭和30年代半ばに建築され、耐震補強と内部改修工事を実施し、既に55年以上経過しながらも今後の使用にも十分耐えられる状態のものも認められます。

このことから、物理的耐用年数と実績等を考慮し、長寿命化改修における鉄筋コンクリート造の目標耐用年数を80年とします。

※1 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き：文部科学省

※2 建築物の耐久計画に関する考え方：日本建築学会

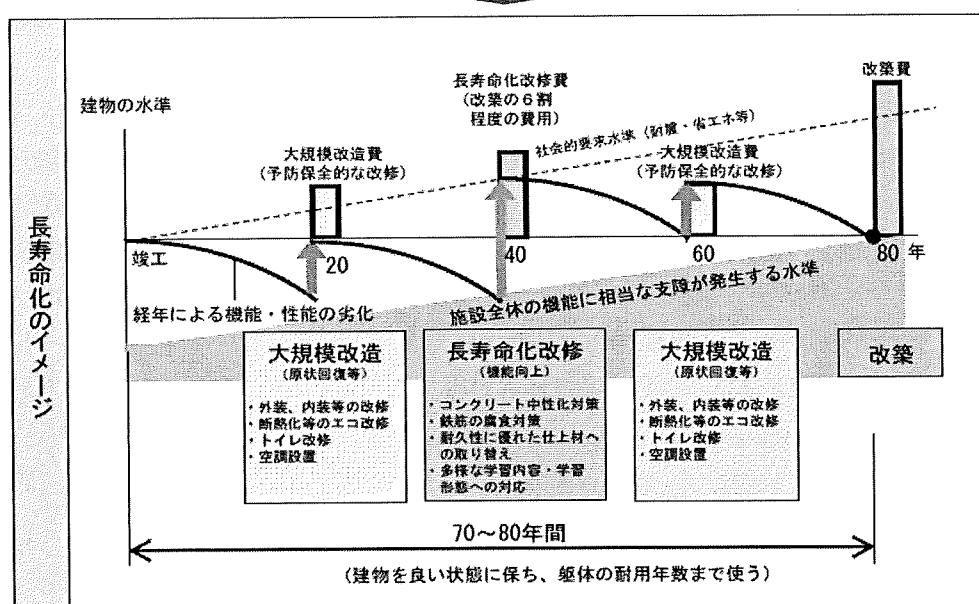
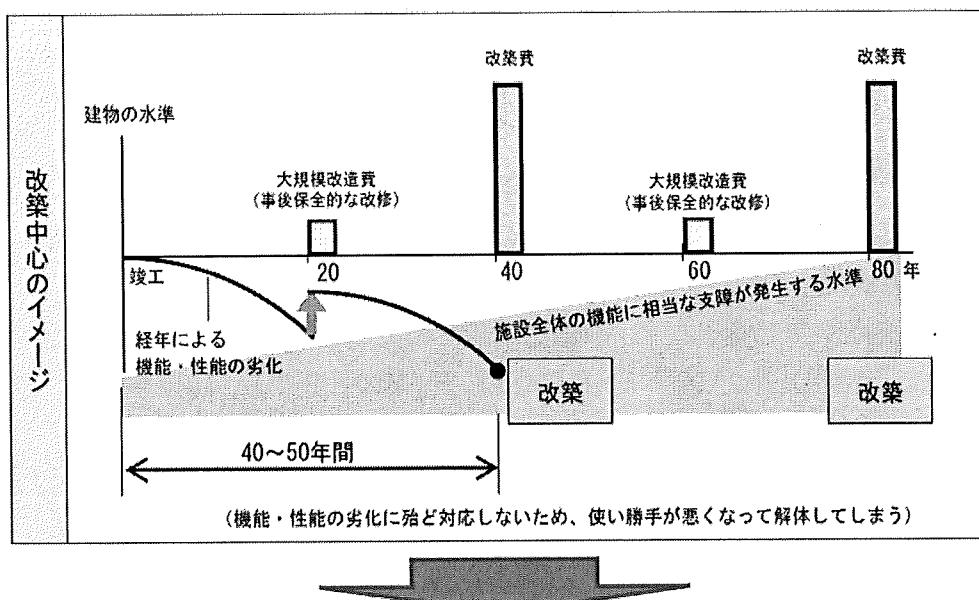
#### ④改修サイクルの設定

鉄筋コンクリート造の施設を80年以上使用するためには、定期的な点検、調査を実施することにより、各部位や設備の劣化状況を把握し、他の部位の予防保全とあわせて実施するなど効率的に維持管理を行う必要があります。そこで、「長寿命化改修」と「大規模改修」のサイクルを設定し、計画的に実施します。

「長寿命化改修」は、目標耐用年数の中間期である建築後40年経過した段階で、構造躯体の強度やコンクリートの中性化の度合い等を調査し、長寿命化改修が可能か検証します。

その上で、劣化した部分の更新を図るとともに、性能の向上を図ります。

図：改修サイクル（改築中心から長寿命化への転換のイメージ）



(出典：「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」文部科学省)

一方、大規模改造や部位、部材ごとの改修は、施設の計画的な整備を検討するにあたり、部位・部材ごとに計画更新周期の目安を設けている「平成 31 年版 建築物のライフサイクルコスト」（編集、発行：一般財団法人建築保全センター）を参考に検討します。

(参考 建築物の部位・部材の計画更新周期)

区分	種別	名称	計画更新周期(年)※	保全方式
屋根	露出防水	アスファルト露出防水	40 (20)	予防保全
		改質アスファルトシート防水	25 (20)	予防保全
	葺き屋根	折版、長尺金属板	40 (30)	予防保全
外部	壁	複層仕上塗材	40 (15)	予防保全
外部建具	アルミ製	アルミ製一般窓	40 (40)	予防保全
内部	床	ビニル床タイル、ビニル床シート	60 (30)	事後保全
		体育館フローリング張り	50 (30)	事後保全
	壁	ボード張り EP	40 (20)	事後保全
		ビニル幅木、木製幅木	40 (30)	事後保全
	天井	EP 塗り	20 (20)	事後保全
		せっこうボード張り	40 (30)	事後保全
	雑	便所スクリーン	40	事後保全
		化粧洗面カウンター	40 (30)	事後保全
電力	電線類	電線、ケーブル	40 (30)	事後保全
	電線保護物類	電線管 (屋内露出)	65	事後保全
		電線管 (屋外露出)	30	事後保全
	照明器具	蛍光灯 32W×2	25 (20)	事後保全
		LED 灯	30	事後保全
	分電盤	分電盤、制御盤	30 (25)	事後保全
通信・情報	拡声	スピーカー 天井埋込形	25 (20)	事後保全
	自動火災報知	火報受信機、感知器	25 (20)	予防保全
換気	換気機器送風機	消音ボックス付送風機	30 (20)	予防保全
給排水衛生	給水給湯配管類	ビニル管 30A	25 (20)	予防保全
	給水給湯タンク類	鋼板製貯湯タンク	20 (20)	予防保全
	衛生陶器類	洋風便器、和風便器、小便器、洗面器	40 (30)	事後保全
		水栓	40 (15)	事後保全
消防	屋内消火栓	屋内消火栓	40 (30)	予防保全
	消火配管類	塩ビライニング钢管	30 (30)	予防保全
昇降機	エレベーター	一般エレベーター	30 (30)	予防保全

出典：「平成 31 年版 建築物のライフサイクルコスト」（編集、発行：一般財団法人建築保全センター）

※計画更新周期(年)の括弧内の数値は、「平成 17 年版 建築物のライフサイクルコスト」の値を記載しています。

平成 31 年版と平成 17 年版では、計画更新周期(年)が大きく見直されました。これまで平成 17 年版の計画更新周期を念頭にしており、すでにその計画更新周期を迎えている部位も多くあります。このことから、平成 17 年版も踏まえて検討していく必要があるため、参考に記載しています。

## ⑤改修の進め方

生徒数の減少はさらに進行することが見込まれることから、学校規模の変更に伴う校舎の減築なども想定しながら、長寿命化改修を進める必要があります。

また、学校施設に求められている、災害時の避難所としての機能を発揮できるよう防災機能の強化、昇降機設置や校内の段差解消、多機能トイレの整備などのバリアフリー化、太陽光発電設備の設置、照明設備のLED化、節水型便器への更新などの省エネルギー化、木質化による温もりのある環境づくりをなどについても、可能な限り取り組んでいくこととします。

## ⑥トイレの改修

学校施設の設備は、これまで必要な改修を実施してきていますが、基本的にはその建物の建築を行った時点の設備水準に依っており、築40年を超える建物が約5割を占める状況のなか、住環境とのギャップが大きくなっています。

特にトイレについては、住宅はもとより、商業施設や、オフィス、駅舎などのトイレの洋式化の状況に比べ、県立学校のトイレは和式便器の割合が高く、より一層の洋式化が必要となっています。また、和式便器のまわりや、床面が濡れた状態で放置される湿式清掃の床は、雑菌が発生しやすく衛生面からも改善が求められます。

学校施設は、児童生徒にとって学習の場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒がより快適に過ごすことができるよう、早急に改善することが必要です。

このことから、県立学校のトイレについては、大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を早期に図る必要がある部位として位置付け、建物の改修と並行して計画的に進めます。

(参考 各種耐用年数の考え方)

法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数 参考：昭和40年大蔵省令第15号 校舎・体育館等 SRC、RC：47年、S：34年、W：22年 平成14年3月25日文科省告示第53号の処分制限期間も同様												
物理的耐用年数	躯体や構成材が物理的原因あるいは化学的原因により劣化し、要求される性能を下回る年数 参考：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会編・発行） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>代表値</th><th>範囲</th><th>下限値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高品質の場合</td><td>100年</td><td>80～120年</td><td>80年</td></tr> <tr> <td>普通品質の場合</td><td>60年</td><td>50～80年</td><td>50年</td></tr> </tbody> </table>		代表値	範囲	下限値	高品質の場合	100年	80～120年	80年	普通品質の場合	60年	50～80年	50年
	代表値	範囲	下限値										
高品質の場合	100年	80～120年	80年										
普通品質の場合	60年	50～80年	50年										
経済的耐用年数	継続使用するための改修費その他の費用が、改築費用を上回る場合												
機能的耐用年数	使用目的が当初用途から変更したり、技術革新や社会的要求が向上して陳腐化する年数												

## 5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等

長寿命化改修等を実施する際、改修の具体的な内容は、個々の建物の老朽化の状況や使用状況を把握した上で決定しますが、建物の部位ごとに統一的な整備水準を定めます。

部位ごとの主な整備水準

部位	整備水準
屋上	屋上防水を更新、主要な部分は耐久性、省エネ性の高い防水材で更新
外装	外壁：浮き、クラック補修の上、高耐久・高弾性の塗料で全面塗装、 窓枠周り等の隙間を埋める目地材（シーリング、コーティング）の更新、 必要に応じてガラス周りの隙間を埋める目地材（シーリング、コーティング）の更新 樋：塗り替え、必要に応じて更新
内装	床：ビニル床タイル（Pタイル）を長尺ビニル床シートに張り替え、塗床は塗り替え 幅木：木製幅木は塗り替え、ビニル幅木は更新 壁：塗装を塗り替え、必要に応じて石膏ボードの張り替え 天井：木下地を軽量鉄骨下地に変更の上、化粧石膏ボードに張り替え 間仕切：教室-廊下間の木間仕切を鋼製間仕切（スチールパーテーション）に更新 ガラス：廊下に面するガラスを強化ガラスに更新、または飛散防止フィルム張り 防火設備：防火戸塗り替え、ぐるり戸がない等既存不適格※は防火設備の更新 階段：手すり設置、ノンスリップ更新
電気設備	照明をLED照明器具に更新、絶縁抵抗が低下している場合は電気配線を更新、 受変電設備や分電盤等は必要に応じて改修・更新
給排水設備	給排水管、衛生器具の更新、24時間換気設備がない等既存不適格※は改修、 受水槽や消火設備等は必要に応じて改修・更新
トイレ	床：長尺ビニル床シートによる乾式化、バリアフリー化 壁：既存タイル撤去後、耐水性・耐候性のある化粧板等で更新 天井：木下地を軽量鉄骨下地に変更の上、化粧石膏ボードに張り替え 便器：小便器は節水型に更新、大便器は洋式便器(節水型)に更新 ブース：耐水性・耐候性のある化粧板等で更新 手洗設備：洗面器は更新、水栓は自動水栓に更新 電気設備：照明は人感センサー付きLED照明器具に更新、各ブースにコンセント設置 給排水設備：必要に応じて、縦配管、土間配管等を更新
エレベーター	更新（設置後25年経過を目途に検討）

※既存不適格（きそんふてきかく）は、建築・完成時の法令等の基準で合法的に建てられた建築物で、その後、法令の改正などにより、現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のことをいいます。現況のまま使い続けることは可能ですが、大規模修繕や建て替え時にはその時点の建築基準法に従うことを求められます。

## 6 長寿命化の実施計画

### (1)実施計画の策定

本計画に基づいて、令和元年度中に具体的な長寿命化改修方策を記載した実施計画を策定し、実施計画に基づいて、令和2年度から改修に着手します。

なお、実施計画については、状況の変化に柔軟に対応できるよう4年ごとに策定し、その計画期間中においても、劣化の進行状況や工事の進捗状況等、必要に応じて見直しを実施していきます。

### (2)改修等の優先順位付け

建物の長寿命化を進めていくためには、コンクリート等の構造躯体の劣化を抑えることが最も重要であることから、構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える屋上や外壁などの老朽化対策を優先して実施することが必要です。

そのため、劣化状況調査の結果について、全体的な劣化状況とともに劣化している部位に着目して早期改修の必要性を考慮することを基本しながら、築年数、建物や設備の耐用年数、定期点検の結果、これまでの改修の実施状況等のデータの確認や現地確認を行ったうえで、改修を実施する建物の優先順位を判断し、建物の予防的保全と機能向上(回復)を同時に図る長寿命化改修を計画的に進めます。

トイレ改修については、その対象を学校のトイレの洋式化率で一律に判断するのではなく、現在の生徒数をもとに洋便器の不足の実態を考慮したうえで、洋便器の不足の度合いが高い学校を優先して実施することを基本とします。また、改修に際しては生徒の利用頻度の高いトイレを優先して改修できるよう取組を進めます。

## 7 長寿命化計画の継続的運用方針

効率的かつ効果的な施設整備を進めていくためには、①施設の点検・評価によって現状を的確に把握した上で、それをふまえた計画を策定（Plan）、②計画に基づき、適切な改修や日常的な維持管理等を実施し（Do）、③整備による効果の検証を継続的に行うとともに、より効果的な整備手法など改善すべき点について課題を整理し（Check）、④次期計画に反映していく（Action）、というPDCAサイクル（メンテナンスサイクル）を確立することが重要です。

このため、計画策定後においても、定期的な劣化状況調査や点検を実施することにより、学校施設の老朽化等の実態把握・評価を継続的に行い、把握した情報や評価結果に基づき、より効果的な整備となるよう計画の見直しを検討していきます。

別冊 2

# 三重県立学校施設長寿命化実施計画（案）

第Ⅰ期：2020～2023年度

三重県教育委員会

2020年3月

# 目 次

<b>1 実施計画の概要</b>	1
<b>2 改修等の概要</b>	
<b>2-1 長寿命化改修</b>	2
(1) 改修の内容	
(2) 標準的な工期	
(3) 仮設校舎の取扱い	
<b>2-2 長寿命化改修（トイレ改修）</b>	3
(1) 改修の内容	
(2) 標準的な工期	
(3) 仮設トイレの取扱い	
<b>2-3 減築</b>	4
<b>3 実施箇所の選定</b>	
<b>3-1 長寿命化改修</b>	4
(1) 背景（現状）	
(2) 選定方針	
(3) 実施予定の校舎	
<b>3-2 長寿命化改修（トイレ改修）</b>	5
(1) 背景（現状）	
(2) 選定方針	
(3) 実施予定校	
 【参考資料】	
(資料 1) 優先的な改修が必要な部位の劣化状況	7
(資料 2) 洋式便器の設置状況	9
(資料 3) 長寿命化改修実施対象建物一覧	10

## 1 実施計画の概要

「三重県立学校施設長寿命化計画」（令和2年3月策定予定）に基づき、今後4か年の実施計画（第Ⅰ期：令和2（2020）～令和5（2023）年度）を策定し、長寿命化改修を実施することとする。

ただし、計画期間中にあっても、建物の老朽化の進行状況や、工事の進捗状況等により必要が生じた場合は隨時見直しを行う。

長寿命化改修については、令和元年度から先行的に2校（桑名高校、飯野高校）の設計を進め、令和2年度から改修工事に着手する。

先行実施校の成果をふまえ、令和2年度以降長寿命化改修を本格的に実施する。

長寿命化改修においては、老朽化対策に加えて機能向上改修も併せて行うことが求められるが、現時点ですでに、築40年以上経過している建物が約5割あり、また、今後10年以内には、全施設の約7割が築40年に達する状況においては、限られた財源の中、まずは老朽化対策を優先して実施し、より多くの建物の劣化の進行を抑える必要がある。

そのため、今計画期間中は、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部分の老朽化対策を重点的に実施することとする。

また、特に住環境とのギャップが著しいトイレについても、重点的に洋式化を図っていく必要があることから、並行してトイレの改修を進めることとし、令和2年度から設計に着手し、5年間で県立学校の普通教室棟（H R 教室のある建物）のトイレの便器の洋式化、床の乾式化が行えるよう取組を進める。

## 2 改修等の概要

### 2-1 長寿命化改修

#### (1) 改修の内容

長寿命化改修は、劣化した部位を単に建築時の状態に戻すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げて改修するもので、以下の視点に基づき必要な部位の改修を実施する。

##### ①耐久性の向上

- ・屋上防水、外壁、内部仕上の更新

(浮き・クラック補修の実施、コンクリート中性化・鉄筋の腐食対策の実施)

- ・電気・給排水設備、配線、配管の更新等

(露出配管により維持管理、設備更新の容易性を確保)

##### ②機能・性能の向上

- ・省エネルギー化の推進

(屋上防水の断熱性能向上、照明設備のLED化、節水型便器への更新等)

- ・バリアフリー化の推進

(階段手摺の設置等)

- ・快適性の向上

(トイレ改修(便器の洋式化、床の乾式化、温水洗浄便座設置等)、

24時間換気設備の設置)

#### (2) 標準的な工期

改修工事中は、騒音の発生や教室等の使用制限が少なからず発生するため、夏季休業期間を中心とした工事実施を基本とし、部位や階層ごとに2～3期（約2～3年）に分けて実施するなど、学校と協力して、教育活動への影響が最小限となるように努める。

##### ①外部改修

台風シーズン終了後、もしくは夏季休業期間を中心に、屋上防水改修や外壁改修を実施する。屋上防水改修で全面に外部足場の設置を必要とする場合は、原則として外壁改修も併せて行うものとする。 (工期：約3～4か月)

##### ②内部改修

夏季休業期間を中心に、階層ごとに工事を実施する。なお、夏季休業期間とその前後の数日間は、当該階の教室は使用不可となる可能性があるため、一時的に他の階のレイアウトの変更をするなどして、授業を実施する。

(工期：約2か月／階層)

また、改修時にトイレ改修もあわせて実施する場合は、夏季休業期間に解体に着

手し、配管が連続する縦系統の男女各 1 系統ずつを実施する。工事期間中は使用不可となるため、別棟のトイレを活用し対応する。  
(工期：約 4 か月)

### (3) 仮設校舎の取扱い

仮設校舎は、原則建設しない。改修規模にもよるが、仮設校舎の建設には改修経費の 3 ~ 4 割にあたる経費が余分に必要となることから、原則、仮設校舎の建設は行わず、仮設校舎建設にかかる経費を他の長寿命化改修に要する経費に充て、より多くの建物の改修を図る。

やむを得ず仮設校舎を建設する場合においても、必要最小限のものを複数年設置するなど仮設校舎に必要な経費を圧縮する。

#### 【仮設校舎を設置する事例】

- ・レイアウト変更などをして、工事中の教室の確保が困難と判断される場合
- ・改修面積が大きく、夏季休業期間に工事が終わらないなど、学校運営に大きく支障をきたす場合

## 2-2 長寿命化改修（トイレ改修）

### (1) 改修の内容

トイレ改修は、住環境とのギャップが大きく、また、衛生面、省エネルギーなどの観点から重点的に取り組んでいく必要があるため、老朽化対策の改修と並行して進めることとし、既存施設の状況にもよるが、生徒の利用頻度の最も高い普通教室棟などのトイレの男女各 1 系統（縦系統）ずつの改修を、以下の視点に基づき実施する。

なお、多機能トイレが設置されていない学校は、多機能トイレの設置を進める。

#### ①耐久性の向上

- ・給水管、排水管の更新  
(露出配管や設備用面台の設置等により維持管理、更新の容易性を確保)

- ・床、壁材、トイレブースの更新  
(トイレ用ビニル床シートやメラミン化粧板等の採用により防汚性、耐薬品性、清掃の容易性を確保)

#### ②機能・性能の向上

- ・衛生性の向上  
(全洋式便器化、床の乾式化による菌の発生抑制、自動洗浄による非接触化、汚れが付着しにくい素材への更新)

- ・快適性の向上  
(便器の洋式化、床の乾式化、温水洗浄便座、暖房便座等の設置)

- ・省エネルギー化の推進

(節水型便器等への更新、トイレ用擬音装置の設置、照明設備のLED化)

### (2) 標準的な工期

改修工事中は、騒音の発生やトイレの使用制限が発生するため、長期休業期間（特に既設トイレ等の解体作業）を中心とした工事実施を基本とし、系統ごとに分けて実施するなど、学校と協力して、教育活動への影響が最小限となるように努める。

既存施設の状況によるが、各学校、概ね男女各1系統を実施する。

(工期：約4ヶ月)

### (3) 仮設トイレの取扱い

仮設トイレは、原則設置しない。仮設トイレは屋外にしか設置できず、トイレまでの距離が別棟のトイレまでの距離と大きく変わらないため効果が得られにくいや、夏季休業期間を中心とした工事実施を基本とするため影響期間が短いことから、別棟のトイレを活用し対応する。

## 2-3 減築

建築時と比較して学級数が大幅に減少したこと等により、空き教室など未利用施設の割合が高い学校については、空き教室等の有効活用について十分に検討した後、必要に応じて減築を実施し、維持管理の負担軽減を図る。

## 3 実施箇所の選定

### 3-1 長寿命化改修

#### (1) 背景（現状）

旧耐震基準で建築された建物(昭和56年以前に建築)のうち、耐震診断により耐震性が不足しているとされた建物は平成9年度から平成24年度にかけて耐震改修を実施しており、その際、構造躯体の補強に併せて、内部仕上げや電気設備、給排水設備の改修を実施するとともに、劣化状況に応じて屋上防水、外壁改修等についても大規模改修を実施している。

一方、耐震診断により耐震性を有するとされた建物や、新耐震基準で建築された建物(昭和57年以降に建築)は、大規模な改修を行っていない。

本計画策定のための基礎調査として、平成29年度から平成30年度にかけて屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備の部位ごとの劣化状況調査を全県立学校で実施し、建物ごとの劣化状況を評価したところ、築年数、大規模改修の実施の有無からは劣化の状況を一概に判断することはできなかった。

## (2) 選定方針

今計画期間中の長寿命化改修については、改修効果を最大限にするため、使用頻度のもっと高い普通教室を含む建物の改修を優先的に実施する。

また、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部位の長寿命化改修を優先的に実施するほか、内部仕上や電気、給排水設備などの部位については、その劣化の進行状況等に応じて、あわせて長寿命化改修を行うかどうかを隨時、判断することとする。

なお、改修を実施することとした建物を保有している学校において、他に長寿命化改修の実施の検討を要する建物がある場合は、同時に施工することが望ましいかを判断し、長寿命化改修の工期内において、できる限り長寿命化改修を実施するものとする。

## (3) 実施予定の校舎

第Ⅰ期に着手する予定の建物を次のとおりとする。

改修に着手する建物は、築年数と屋上防水、外壁等の優先的な改修が必要な部位の劣化に着目して作成したリスト（資料1）から抽出した使用頻度の高い普通教室を含む建物と、老朽化により雨漏被害等が深刻になっている建物について、改めて現地調査を行い、優先順位を判断した。

R2	R3	R4	R5
桑名 <sup>#1</sup> 飯野 <sup>#1</sup> 津東(校舎1) <sup>°</sup> 津商業(渡り廊下) <sup>°</sup> 伊勢まなび(体育館) <sup>°</sup> 伊賀白鳳(校舎3,4) <sup>°</sup> 尾鷲(プール) <sup>°</sup>	桑名 <sup>#2</sup> 飯野 <sup>#2</sup> 桑名西(体育館) 桑名工業(校舎1,2) 川越(体育館) 白子(校舎5) 松阪(校舎3) 伊勢(校舎1) 伊賀白鳳(校舎5,6) 尾鷲(校舎1) 杉の子特支(校舎1) (四日市南(プール(解体)))	桑名 <sup>#3</sup> 飯野 <sup>#3</sup> 四日市南(校舎1,2) 四日市商業(校舎1) 亀山(校舎2,3) 津(校舎2) 松阪(校舎1) 伊勢(校舎2) 上野(校舎2) 尾鷲(校舎2)	桑名 <sup>#4</sup> 四日市(校舎2,5) 四日市中央工業(校舎1, 屋内プール棟) 神戸(校舎1) 石薬師(校舎2) 津工業(校舎6) 相可(校舎1)
7棟	13棟	12棟	9棟

※<sup>1</sup>網掛の建物はトイレ改修もあわせて実施する。

※<sup>2</sup> #は工事が複数年にわたることが想定される場合の工事期を示す。

※<sup>3</sup> °は老朽化が進んでいたことから、当計画策定前から改修を予定していた建物。

※<sup>4</sup> 具体的な建物名称等は(資料3)参照。

## 3-2 長寿命化改修（トイレ改修）

### (1) 背景（現状）

学校施設のトイレは、建物の建設時期の生徒数や整備水準に基づき整備が行われているため、和式便器が大半となるなど、改修が必要となっている。また、建物建設後は、耐震改修に併せて行ったトイレの大規模改修など、生徒の状況をふまえた学校要望に応

じて洋式トイレや乾式清掃の床への改修を行ってきたため、各学校のトイレの整備状況にはばらつきがある状態となっている。

## (2) 選定方針

トイレ改修は、屋上防水や外壁などの老朽化対策の改修とあわせて行うが、更に進捗を図っていく必要があることから、老朽化対策の事業量も考慮のうえ、老朽化対策の改修と並行して改修が必要となっている学校の男女各1系統の改修に着手する。（第Ⅰ期で約7割、第Ⅱ期の初年度までに全校の男女各1系統の改修完了を想定（すでに洋式化率100%の学校は今計画期間内に着手しない。））

長寿命化改修として、トイレの改修を優先的に実施する学校は、便器の洋式化率で一律に判断するのではなく、改修履歴や劣化状況、現在の生徒数をもとに洋式便器の不足の実態を考慮したうえで、洋式便器の充足の度合いが低い学校から改修に着手できるよう取組を進める。

なお、改修するトイレは、老朽化の程度も考慮するものの、生徒の利用頻度の高い普通教室棟（HR教室が配置された建物）のトイレを優先する。

## (3) 実施予定校

第Ⅱ期も見通したうえで、第Ⅰ期に着手する予定のトイレを次のとおりとする。

実施予定校は、現在の生徒数をもとに洋便器の不足状況（資料2）を調査し、使用頻度の高い普通教室を含む建物のトイレの改修履歴を確認のうえ、使用状況や老朽化の状況について、あらためて現地調査を行い、優先順位を判断した。

第Ⅰ期				第Ⅱ期(予定)
R2	R3	R4	R5	R6
桑名 飯野	桑名工業 四日市四郷 四日市農芸 稻生 久居 松阪 松阪商業 伊勢 尾鷲 みえ夢	桑名北 四日市 四日市南 四日市商業 龜山 津 津東 津商業 宇治山田 明野 上野	桑名西、 四日市中央工業 神戸、白子、 津西、津工業 久居農林、相可 宇治山田商業、 川越、四日市工業、 北星、いなべ総合、 松阪工業 名張、四日市西、 飯南、紀南	菰野、伊勢工業、 伊賀白鳳、木本、 朝明、昴学園、 あけぼの、名張青峰、 伊勢まなび、水産、 白山、鳥羽、志摩、 南伊勢・度会、 南伊勢・南勢、 かがやき、稲葉、 伊賀つばさ、くわな、 西日野にじ、玉城わかば
2校	10校	11校	18校	21校

※網掛は長寿命化改修にあわせてトイレ改修を行う予定の学校を示す。

※第Ⅰ期と第Ⅱ期すべての学校の普通教室棟のトイレ1系統の洋式化・乾式化を行うことを想定。ただし、かがやき(草の実分校、あすなろ分校)、杉の子(本校、石薬師分校)、度会、松阪あゆみ、東紀州くろしお学園は洋式化率100%、また、石薬師は普通教室棟の生徒用トイレが洋式化率100%であるため、今期は未着手として整理。北勢きらら、くろしおおわせ、城山は和便器数が少數のため計画期間内で別途実施する。

## 【参考資料】

### (資料 1) 優先的な改修が必要な部位の劣化状況

築年数が40年以上経過しており、劣化度調査の部位別判定において、

- ・屋根・屋上、外壁、内部仕上 : すべて C or D判定
- ・屋根・屋上、外壁 : すべて C or D判定 (内部仕上はA or B)
- ・屋根・屋上 : C or D判定 (外壁はA or B)
- ・外壁 : C or D判定 (屋根・屋上は A or B)

※ A : 概ね良好、B : 部分的に劣化、C : 広範囲に劣化、D : 早急に対応要の条件に該当する建物を、以下のとおり整理する。(順不同)

部位別劣化状況による抽出(築40年以上の建物)			
(屋根・屋上、外壁、内部)	(屋根・屋上、外壁)	(屋根・屋上)	(外壁)
桑名(校舎1)、桑名北(校舎2)、朝明(武道場)、四日市中央工業(校舎3)、四日市中央工業(校舎5)、四日市商業(校舎1)、神戸(校舎3)、飯野(校舎1)、津工業(校舎1)、松阪(校舎3)、飯南(寄宿舎)、伊勢(校舎1)、伊勢(校舎2)、宇治山田商業(校舎4)、上野(寄宿舎)、尾鷲(校舎4)、聾学校(校舎2)、杉の子特支(校舎1)、度会特支(寄宿舎)	桑名北(校舎1)、桑名工業(校舎1)、四日市農芸(校舎3)、津(校舎3)、久居農林(校舎3)、相可(校舎1)、明野(校舎2)、鳥羽(校舎1)、志摩(校舎1)、伊賀白鳳(校舎3)、伊賀白鳳(武道場)、紀南(校舎2)、盲学校(校舎1)、盲学校(寄宿舎)	桑名(校舎2)、桑名西(校舎1)、桑名工業(校舎3)、四日市(校舎2)、四日市南(校舎2)、四日市南(校舎3)、朝明(体育館)、四日市農芸(校舎1)、四日市農芸(校舎2)、四日市中央工業(校舎4)、菰野(校舎3)、神戸(校舎1)、石薬師(校舎2)、石薬師(体育館)、飯野(校舎2)、龜山(校舎1)、龜山(校舎2)、龜山(校舎3)、龜山(校舎4)、津西(武道場)、津工業(校舎5)、松阪工業(校舎2)、伊勢(部活1)、宇治山田商業(校舎1)、明野(校舎1)、明野(校舎4)、水産(校舎2)、水産(校舎4)、水産(寄宿舎1)、上野(校舎3)、伊賀白鳳(校舎1)、名張(校舎4)、尾鷲(校舎2)、尾鷲(校舎3)、尾鷲(校舎6)、木本(校舎1)、木本(校舎2)、木本(校舎3)、木本(校舎4)、聾学校(校舎3)、かがやき特支(校舎1)、西日野にじ(校舎1)、くわな特支(校舎1)、度会特支(校舎1)	桑名(校舎4)、桑名(校舎5)、桑名西(体育館)、桑名北(武道場)、四日市南(校舎1)、四日市西(校舎2)、朝明(校舎1)、四日市中央工業(校舎1)、四日市中央工業(WL場)、四日市商業(校舎2)、神戸(校舎2)、神戸(武道場)、白子(校舎3)、津(校舎2)、津東(校舎1)、久居農林(寄宿舎)、宇治山田(校舎1)、宇治山田(校舎2)、伊勢(武道場)、志摩(校舎2)、志摩(校舎3)、上野(校舎2)、名張(校舎3)、尾鷲(武道場)、尾鷲(武道場光ヶ丘)、伊勢まなび(体育館)、くわな特支(体育館)
19棟	14棟	44棟	28棟

※<sup>1</sup>第Ⅰ～Ⅱ期は、屋根・屋上、外壁の改修を中心とする10～20棟/年に着手することを想定。

※<sup>2</sup>使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物を優先的実施を検討。

※<sup>3</sup>網掛けの建物は屋根・屋上の判定がD判定のものを示し優先的実施を検討。

※<sup>4</sup>すでに雨漏りが発生している建物など実際の劣化状況も確認のうえ検討。

※<sup>5</sup>屋根・屋上または外壁の判定がCまたはD判定として抽出された建物は、内部仕上げの評価がCまたはD判定のものを含むため、内部仕上げの劣化状況も確認のうえ検討。

※<sup>6</sup>改修が必要な建物を保有している学校において、ほかに劣化している部位がある建物がある場合は、同時期に部分改修を実施すべきかどうかを検討。

※<sup>7</sup>具体的な建物名称等は(資料3)参照。

**(参考)**

築年数が30～40年経過の建物で、劣化度調査の部位別判定において、同様の条件に該当する建物を、以下のとおり整理する。(順不同)

部位別劣化状況による抽出(築30～40年の建物)			
(屋根・屋上、外壁、内部)	(屋根・屋上、外壁)	(屋根・屋上)	(外壁)
四日市工業(部室)、久居 (武道場)、尾鷲(校舎7)	桑名北(体育館)、津(部 室)、久居(体育館)、相可 (校舎3)、相可(体育館)	川越(校舎2)、川越(体 育館、武道場)、四日市(校 舎4)、四日市南(校舎4)、四日 市四郷(武道場ほか)、四日 市中央工業(校舎6)、四日 市商業(校舎3)、石薬師(ト レーニング場)、飯野(校舎5)、龜 山(校舎5)、津(体育館)、白 山(体育館)、松阪工業(校 舎5)、相可(校舎4)、伊勢工 業(武道場ほか)、宇治山田 商業(トレーニング場)、明野(ト レーニング場)、明野(部室)、南 伊勢度会(武道場)、南伊勢 度会(トレーニング場)、あけぼの (校舎3)、伊賀白鳳(校舎 4)、伊賀白鳳(校舎5)、伊 賀白鳳(校舎6)、名張(校舎 5)、名張(武道場)、名張青 峰(校舎1)、名張青峰(校舎 5)、名張青峰(体育館、武道 場)、城山特支(寄宿舎)	桑名北(部室)、桑名工業 (校舎5)、神戸(部室)、稻生 (校舎2)、稻生(武道場)、龜 山(体育館)、上野(校舎4) 名張(校舎6)、紀南(寄宿 舎)、度会特支(校舎3)
3棟	5棟	30棟	10棟

※<sup>1</sup>網掛けの建物は屋根・屋上防水の判定がD判定のものを示す。

※<sup>2</sup>具体的な建物名称等は(資料3)参照。

(資料2) 洋式便器の設置状況 (R1.5.1現在)

学校名	洋式便器・和式便器の区分(便器毎)					生徒数	旧文科基準を参照した必要数(b)	洋式便器の充足率(a/b)
	洋式便器(内訳)			和式便器	合計(洋式化率)			
	男性用	女性用	兼用					
四日市南	13	6	7	0	59	72 (18.1%)	957	34.6 37.6%
みえ夢学園	7	2	2	3	32	39 (17.9%)	456	15.6 45.0%
四日市農芸	15	6	9	0	48	63 (23.8%)	714	29.6 50.8%
久居	13	2	9	2	59	72 (18.1%)	705	24.8 52.5%
桑名北	12	5	7	0	56	68 (17.6%)	632	22.8 52.6%
四日市商業	21	5	14	2	95	116 (18.1%)	794	37.9 55.5%
伊勢	18	8	7	3	58	76 (23.7%)	917	32.4 55.5%
津東	19	5	12	2	53	72 (26.4%)	947	33.4 56.9%
川越	21	10	10	1	53	74 (28.4%)	953	36.6 57.5%
松阪商業	15	4	10	1	78	93 (16.1%)	594	26.0 57.8%
桑名	26	10	16	0	84	110 (23.6%)	1,197	44.5 58.4%
宇治山田	15	5	10	0	61	76 (19.7%)	718	25.7 58.4%
津商業	23	4	19	0	71	94 (24.5%)	837	36.9 62.3%
上野	19	5	10	4	97	116 (16.4%)	884	30.2 63.0%
四日市四郷	17	8	8	1	53	70 (24.3%)	658	25.1 67.7%
稻生	15	5	9	1	61	76 (19.7%)	653	21.6 69.4%
四日市工業	18	8	8	2	45	63 (28.6%)	1,155	25.6 70.4%
明野	16	6	9	1	57	73 (21.9%)	528	22.7 70.6%
松阪	24	11	13	0	73	97 (24.7%)	955	33.8 71.1%
四日市	27	10	16	1	71	98 (27.6%)	1,036	36.0 75.1%
桑名工業	8	3	4	1	27	35 (22.9%)	475	10.2 78.5%
桑名西	27	9	16	2	51	78 (34.6%)	871	32.7 82.7%
宇治山田商業	19	7	11	1	56	75 (25.3%)	598	22.5 84.5%
津西	29	12	17	0	68	97 (29.9%)	956	33.3 87.1%
久居農林	22	10	10	2	77	99 (22.2%)	699	25.3 87.1%
白子	26	11	14	1	51	77 (33.8%)	743	29.6 87.9%
津	30	6	21	3	46	76 (39.5%)	1,038	34.1 88.1%
神戸	32	13	19	0	66	98 (32.7%)	956	35.4 90.5%
亀山	24	7	14	3	83	107 (22.4%)	711	26.4 90.9%
飯野	22	4	16	2	35	57 (38.6%)	592	24.0 91.8%
尾鷲	18	6	9	3	62	80 (22.5%)	551	19.4 92.7%
北星	19	8	10	1	24	43 (44.2%)	564	19.6 97.0%
四日市中央工業	15	8	5	2	36	51 (29.4%)	714	15.2 99.0%
いなべ総合学園	37	12	23	2	31	68 (54.4%)	955	36.9 100.4%
松阪工業	20	9	9	2	52	72 (27.8%)	754	19.1 104.7%
津工業	16	11	4	1	29	45 (35.6%)	718	15.2 105.1%
名張	27	11	12	4	67	94 (28.7%)	635	22.6 119.3%
四日市西	37	7	22	8	43	80 (46.3%)	833	30.1 123.0%
紀南	10	4	4	2	30	40 (25.0%)	236	7.9 126.1%
伊賀白鳳	34	13	13	8	89	123 (27.6%)	810	26.9 126.2%
あけぼの学園	12	4	6	2	40	52 (23.1%)	231	9.4 127.4%
木本	20	12	16	0	91	119 (23.5%)	594	21.7 129.3%
名張青峰	42	9	32	1	11	53 (79.2%)	863	31.2 134.8%
朝明	28	12	15	1	40	68 (41.2%)	645	20.6 135.7%
菰野	23	9	13	1	53	76 (30.3%)	462	16.9 136.4%
飯南	11	4	5	2	43	54 (20.4%)	234	7.8 140.5%
相可	36	9	23	4	68	104 (34.6%)	658	24.0 150.1%
伊勢工業	20	9	10	1	25	45 (44.4%)	514	11.8 169.3%
白山	15	6	8	1	24	39 (38.5%)	315	8.7 173.0%
志摩	22	10	10	2	53	75 (29.3%)	323	12.2 180.9%
石薬師	29	12	17	0	35	64 (45.3%)	429	13.7 211.1%
鳥羽	15	6	8	1	52	67 (22.4%)	193	6.5 231.8%
南伊勢・度会校舎	14	7	6	1	52	66 (21.2%)	171	5.2 268.2%
伊勢まなび	14	5	9	0	24	38 (36.8%)	141	4.6 303.0%
水産	22	12	9	1	57	79 (27.8%)	237	6.1 363.0%
昂学園	37	14	18	5	60	97 (38.1%)	192	5.6 656.0%
南伊勢・南勢校舎	9	3	5	1	21	30 (30.0%)	31	0.9 1011.2%
小計(A)	1,203	439	668	96	3,036	4,239 (28.4%)	36,932	1,288.4 93.4%
石薬師分校	6	2	4	0	0	6 (100.0%)	90	3.2 190.5%
杉の子	15	6	7	2	0	15 (100.0%)	88	3.1 487.0%
西日野にじ学園	56	19	32	5	9	65 (86.2%)	272	9.5 588.2%
松阪あゆみ	33	13	19	1	0	33 (100.0%)	157	5.5 600.5%
理学校	18	6	8	4	22	40 (45.0%)	81	2.8 634.9%
あすなろ分校	10	4	6	0	0	10 (100.0%)	43	1.5 664.5%
稻葉	47	18	28	1	12	59 (79.7%)	190	6.7 706.8%
伊賀つばさ学園	35	13	17	5	12	47 (74.5%)	141	4.9 709.2%
北勢きらら学園	27	10	14	3	1	28 (96.4%)	103	3.6 749.0%
玉城わかば学園	35	10	20	5	20	55 (63.6%)	126	4.4 793.7%
くわな	53	17	27	9	14	67 (79.1%)	147	5.1 1030.1%
くろしおわせ分校	11	4	4	3	2	13 (84.6%)	26	0.9 1208.8%
かがやき	22	8	11	3	27	49 (44.9%)	46	1.6 1366.5%
城山	46	12	22	12	4	50 (92.0%)	86	3.0 1528.2%
東紀州くろしお学園	16	5	8	3	0	16 (100.0%)	24	0.8 1904.8%
度会	39	14	18	7	0	39 (100.0%)	50	1.8 2228.6%
草の実分校	11	2	3	6	0	11 (100.0%)	14	0.5 2244.9%
盲学校	25	12	13	0	15	40 (62.5%)	27	0.9 2645.5%
小計(B)	505	175	261	69	138	643 (78.5%)	1,711	59.9 843.3%
合計(A+B)	1,708	614	929	165	3,174	4,882 (35.0%)	38,643	1,348.3 126.7%

(資料3) 長寿命化改修実施対象建物一覧

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(m <sup>2</sup> )
1	桑名	校舎1	2	普通特別教室棟	RC	3	3,435
2	桑名	校舎2	1①②、13、14、37	管理棟	RC	3	2,963
3	桑名	校舎3	8	在宅看護実習棟	W	1	232
4	桑名	校舎4	3、4	特別教室棟、普通教室棟	RC	3	2,801
5	桑名	校舎5	5	普通特別教室棟	RC	3	1,866
6	桑名	校舎6	32	特別教室棟	RC	3	770
7	桑名	校舎7	41	立体駐車駐輪場	S	2	453
8	桑名	屋体1	30	体育館	S	2	1,584
9	桑名	屋体2	33	武道場	RC	1	818
10	桑名	部活1	39	部室	S	3	488
11	桑名西	校舎1	2	管理棟	RC	2	821
12	桑名西	校舎2	3、11、14、15	普通教室棟	RC	4	4,035
13	桑名西	校舎3	9、10	普通教室棟	RC	4	5,203
14	桑名西	屋体1	8	武道場	S	1	465
15	桑名西	屋体2	13	体育館	S	2	1,565
16	桑名西	屋体3	21	トレーニング場	S	1	250
17	桑名北	校舎1	1①②③、11	管理普通教室棟	RC	4	5,604
18	桑名北	校舎2	2①②	特別教室棟	RC	4	4,774
19	桑名北	屋体1	3	武道場	S	1	465
20	桑名北	屋体2	7	体育館	S	2	1,568
21	桑名北	屋体3	9	トレーニング場	S	1	250
22	桑名北	部活1	8	部室	S	2	257
23	桑名工業	校舎1	1、9①②、15	管理教室棟	RC	3	3,337
24	桑名工業	校舎2	3	特別教室棟	RC	3	554
25	桑名工業	校舎3	20①②	実習教室棟	RC	2	1,840
26	桑名工業	校舎4	22	特別教室棟	RC	2	820
27	桑名工業	校舎5	26、31	実習教室棟	RC	3	3,173
28	桑名工業	校舎6	30、32	実習教室棟	RC	4	2,284
29	桑名工業	屋体1	27	体育館	RC	2	1,377
30	桑名工業	屋体2	37	武道場	W	1	345
31	桑名工業	屋体3	39	トレーニング場	W	1	250
32	いなべ総合	校舎1	38、40、42	特別教室管理棟	RC	3	9,576
33	いなべ総合	校舎2	36、39	普通教室棟	RC	2	4,518
34	いなべ総合	校舎3	37	図書館棟	RC	4	2,065
35	いなべ総合	屋体1	41、43	体育館、武道場	RC	2	3,351
36	川越	校舎1	1、2	管理教室棟	RC	4	3,136
37	川越	校舎2	3、4①②	特別教室棟	RC	4	4,464
38	川越	校舎3	5	普通教室棟	RC	4	2,181
39	川越	校舎4	12	文化棟	RC	2	198
40	川越	屋体1	6①②③④	体育館武道場	RC	2	2,484
41	川越	部活1	11	部室	RC	2	272
42	四日市	校舎1	2①②③	教室棟、特別教室棟	RC	3	4,207
43	四日市	校舎2	1①②③	管理棟、教室棟	RC	3	5,070
44	四日市	校舎3	26	特別教室棟	RC	3	1,546
45	四日市	校舎4	29①②	教室棟	RC	2	556
46	四日市	校舎5	37	図書館棟	RC	2	1,206
47	四日市	屋体1	27	武道場	S	1	465
48	四日市	屋体2	30	体育館	S	2	1,700
49	四日市	屋体3	38	トレーニング場	W	1	260
50	四日市	部活1	39	部室	S	2	249
51	四日市南	校舎1	2①②	教室棟	RC	3	2,872
52	四日市南	校舎2	1	管理特別教室棟	RC	3	2,439
53	四日市南	校舎3	3①②	特別教室棟	RC	4	1,825
54	四日市南	校舎4	16	教室棟	RC	4	1,183
55	四日市南	屋体1	21	体育館	RC	2	1,704

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (m <sup>2</sup> )
56	四日市南	屋体2	24	武道場	W	1	344
57	四日市南	部活1	19	部室	RC	2	339
58	四日市西	校舎1	1①②	管理棟、HR棟	RC	4	5,283
59	四日市西	校舎2	7①②、8、10	特別教室棟	RC	4	5,822
60	四日市西	屋体1	2	武道場	S	1	465
61	四日市西	屋体2	9	体育館	S	2	1,567
62	四日市西	屋体3	15	トレーニング場	S	1	250
63	朝明	校舎1	3、4、8	管理普通教室棟	RC	4	5,002
64	朝明	校舎2	5、12	特別教室棟	RC	4	4,753
65	朝明	屋体1	2	武道場	S	1	465
66	朝明	屋体2	11	体育館	S	2	1,567
67	朝明	屋体3	14	トレーニング場	S	1	250
68	朝明	屋体4	19	レスリング場	S	1	207
69	朝明	部活1	10	部室	S	2	249
70	四日市四郷	校舎1	1①②	管理普通教室棟、普通教室棟	RC	4	4,942
71	四日市四郷	校舎2	2①②	特別教室棟	RC	4	5,020
72	四日市四郷	屋体1	3、8①②	武道場、レスリング場	S	1	685
73	四日市四郷	屋体2	7	体育館	RC	2	1,611
74	四日市四郷	屋体3	11	トレーニング場	S	1	230
75	四日市四郷	部活1	9	部室	S	2	294
76	四日市農芸	校舎1	44①②③	管理教室棟	RC	3	3,112
77	四日市農芸	校舎2	49、74	環境造園科棟、実習教室棟	RC	3	1,518
78	四日市農芸	校舎3	54①②	理科農業棟、農業特別実習棟	RC	4	3,780
79	四日市農芸	校舎4	69	食品製造農業科棟	RC	3	1,627
80	四日市農芸	校舎5	71	家庭科棟	RC	3	1,674
81	四日市農芸	屋体1	46	体育館	S	2	1,811
82	四日市農芸	屋体2	70	武道場	S	1	345
83	四日市農芸	屋体3	76	トレーニング場	S	1	250
84	四日市農芸	部活1	73	部室	RC	2	249
85	四日市工業	校舎1	30	管理棟	RC	4	7,807
86	四日市工業	校舎2	36	建築科棟	RC	3	1,479
87	四日市工業	校舎3	35	電気電子科棟	RC	3	1,693
88	四日市工業	校舎4	37	物質工学科棟(科学技術棟)	RC	3	1,567
89	四日市工業	校舎5	33①②	自動車科棟	RC	2	1,175
90	四日市工業	校舎6	34	自動車科棟	RC	1	364
91	四日市工業	校舎7	38	物質工学科棟(セラミック棟)	RC	3	2,024
92	四日市工業	校舎8	31	機械科棟	RC	3	2,232
93	四日市工業	校舎9	32	機械科棟	RC	1	663
94	四日市工業	校舎10	52	家庭科棟	RC	2	486
95	四日市工業	屋体1	39	体育館	S	1	1,419
96	四日市工業	屋体2	40	武道場	S	1	465
97	四日市工業	屋体3	50	トレーニング場	S	1	250
98	四日市工業	部活1	49	部室	S	2	331
99	四日市工業	部活2	61	部室	RC	2	221
100	四日市中央工業	校舎1	1①②	管理教室棟	RC	3	3,983
101	四日市中央工業	校舎2	11①②	電気土木棟	RC	2	1,412
102	四日市中央工業	校舎3	6①②	化学工学棟	RC	1	1,155
103	四日市中央工業	校舎4	3	図書館視聴覚棟	RC	2	428
104	四日市中央工業	校舎5	21	管理教室棟	RC	2	882
105	四日市中央工業	校舎6	24	土木実習棟	RC	3	1,634
106	四日市中央工業	校舎7	27	機械実習棟	RC	3	1,807
107	四日市中央工業	校舎8	28	購買室棟	RC	2	184
108	四日市中央工業	校舎9	31	機械科西実習棟	RC	2	1,514
109	四日市中央工業	校舎10	33	設備システム実習棟	RC	3	2,130
110	四日市中央工業	屋体1	19	ウェイトリフティング場	S	1	200
111	四日市中央工業	屋体2	15	体育館	S	2	1,377

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(m <sup>2</sup> )
112	四日市中央工業	屋体3	26	トレーニング場	S	1	250
113	四日市中央工業	屋体4	34	屋内プール棟	S	1	971
114	四日市中央工業	屋体5	35	武道場	S	1	345
115	四日市中央工業	部活1	32	部室	RC	2	204
116	四日市商業	校舎1	1①②③、2、3①②、18	普通教室棟	RC	3	8,340
117	四日市商業	校舎2	16①②	特別教室棟	RC	3	2,589
118	四日市商業	校舎3	22	普通教室・実践室棟	RC	2	720
119	四日市商業	屋体1	25	第1体育館	RC	1	1,702
120	四日市商業	屋体2	29	トレーニング場	S	1	250
121	四日市商業	屋体3	31	武道場	W	1	465
122	四日市商業	屋体4	32	第2体育館(至誠館)	S	1	958
123	四日市商業	部活1	27	部室	RC	2	294
124	菰野	校舎1	8	特別教室棟	RC	3	1,455
125	菰野	校舎2	2①②	普通教室棟	RC	3	1,049
126	菰野	校舎3	1①②	管理普通教室棟	RC	3	2,198
127	菰野	校舎4	19①②③、21、22	特別普通教室棟	RC	4	4,089
128	菰野	屋体1	23	体育館	S	1	1,302
129	菰野	屋体2	26①②	トレーニング場	RC	2	540
130	菰野	屋体3	30	武道場	W	1	344
131	神戸	校舎1	2①②	普通教室棟	RC	3	3,366
132	神戸	校舎2	1①②③④⑤⑥、8、9、10	管理特別教室棟	RC	4	6,672
133	神戸	校舎3	19①②、20	第3棟	RC	3	2,803
134	神戸	屋体1	3	体育館	S	2	1,891
135	神戸	屋体2	23	武道場	S	1	465
136	神戸	屋体3	29	トレーニング場	S	1	250
137	神戸	部活1	33	部室	RC	2	339
138	白子	校舎1	1、2	普通教室棟	RC	3	2,665
139	白子	校舎2	3、32	普通教室棟・特別教室棟	RC	3	1,917
140	白子	校舎3	23、24、25	特別教室棟	RC	4	4,355
141	白子	校舎4	27	管理棟	RC	3	1,247
142	白子	校舎5	34	文化棟	RC	2	396
143	白子	屋体1	26	武道場	S	1	465
144	白子	屋体2	35	体育館	RC	2	1,650
145	白子	部活1	37	部室	RC	2	336
146	石薬師	校舎1	1①②、6	管理普通教室棟	RC	4	4,878
147	石薬師	校舎2	2①②③、9	特別教室棟	RC	4	5,028
148	石薬師	屋体1	5	武道場	S	1	465
149	石薬師	屋体2	7	体育館	S	2	1,566
150	石薬師	屋体3	18	トレーニング場	S	1	250
151	石薬師	屋体4	21	ウェイトリフティング場	S	1	241
152	稻生	校舎1	1①②	管理棟	RC	4	4,348
153	稻生	校舎2	2①②	特別教室棟	RC	4	5,358
154	稻生	屋体1	3	武道場	S	1	465
155	稻生	屋体2	7	体育館(第一)	RC	2	1,611
156	稻生	屋体3	8	トレーニング場	S	1	250
157	稻生	屋体4	11	体育館(第二)	RC	2	1,288
158	稻生	部活1	9	部室	S	2	294
159	飯野	校舎1	1、2	管理普通教室棟	RC	3	3,060
160	飯野	校舎2	5	特別教室棟	RC	3	1,268
161	飯野	校舎3	11、12	普通特別教室棟	RC	4	2,388
162	飯野	校舎4	9	実習棟	RC	3	1,040
163	飯野	校舎5	13	応用デザイン棟	RC	3	806
164	飯野	校舎6	19	多文化共生棟	W	2	555
165	飯野	屋体1	7	体育館(第一)	S	2	946
166	飯野	屋体2	10、17	体育館(第二)	S	1	649
167	飯野	部活1	18	部室	RC	2	204

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (m <sup>2</sup> )
168	亀山	校舎1	5①②	教室棟	RC	3	1,983
169	亀山	校舎2	3①②	教室棟	RC	4	2,742
170	亀山	校舎3	28①②、29、35	特別教室棟	RC	4	4,193
171	亀山	校舎4	36①②、37、38	管理棟	RC	4	3,510
172	亀山	校舎5	40	教室棟	RC	1	626
173	亀山	屋体1	42	体育館	S	1	1,544
174	亀山	屋体2	47	ウェイトリフティング場	S	1	242
175	亀山	屋体3	48	武道場	S	1	345
176	亀山	部活1	46	部室	RC	2	328
177	津	校舎1	1	管理棟	RC	3	1,576
178	津	校舎2	2、20	教室棟	RC	3	2,966
179	津	校舎3	3①②、19	教室棟	RC	3	3,145
180	津	校舎4	5、18	特別教室棟	RC	3	2,347
181	津	校舎5	33	特別教室棟	RC	4	1,735
182	津	屋体1	26	武道場	S	1	465
183	津	屋体2	27	体育館	RC	1	1,647
184	津	屋体3	34	トレーニング場	W	1	259
185	津	部活1	24	部室	RC	2	519
186	津西	校舎1	1、2	普通教室棟	RC	3	2,357
187	津西	校舎2	5、6、16	特別教室棟	RC	3	4,669
188	津西	校舎3	9	管理棟	RC	3	1,994
189	津西	校舎4	10	普通教室棟	RC	3	2,124
190	津西	屋体1	7	武道場	S	1	465
191	津西	屋体2	12	体育館	S	2	1,569
192	津西	屋体3	25	トレーニング場	W	1	250
193	津東	校舎1	1①②③④、5、7	管理特別教室棟、特別教室棟、普通教室棟	RC	4	7,979
194	津東	校舎2	8	特別教室棟	RC	2	1,256
195	津東	校舎3	15	特別教室棟	RC	3	1,080
196	津東	屋体1	11①②	武道場	S	1	493
197	津東	屋体2	22、23	体育館	RC	2	2,214
198	津東	部活1	18	部室	RC	2	339
199	津工業	校舎1	25①②	実習棟	RC	2	1,056
200	津工業	校舎2	26①②	電気科棟、実習棟	RC	2	1,399
201	津工業	校舎3	27①②③	実習棟	RC	3	2,277
202	津工業	校舎4	28	実習棟	RC	2	1,079
203	津工業	校舎5	29	実習棟	RC	2	835
204	津工業	校舎6	33①②	普通教室棟	RC	4	4,413
205	津工業	校舎7	37	管理棟	RC	2	1,153
206	津工業	校舎8	38	実習棟	RC	1	296
207	津工業	校舎9	43	実習棟	RC	3	1,188
208	津工業	屋体1	31	体育館	S	2	1,912
209	津工業	屋体2	39①②	武道場	RC	2	1,161
210	津商業	校舎1	15	商業科教室棟	RC	3	2,460
211	津商業	校舎2	19①②	特別教室棟	RC	4	2,340
212	津商業	校舎3	25	普通教室棟	RC	3	1,524
213	津商業	校舎4	30①②、31	管理特別教室棟	RC	3	2,522
214	津商業	校舎5	40、41	普通教室棟	RC	4	1,857
215	津商業	屋体1	17	武道場	S	1	344
216	津商業	屋体2	28	体育館	S	2	1,587
217	津商業	屋体3	37	トレーニング場	S	1	315
218	久居	校舎1	1①②	管理普通教室棟	RC	4	5,060
219	久居	校舎2	2①②③	特別教室棟	RC	4	4,839
220	久居	校舎3	13	会議室	RC	1	200
221	久居	屋体1	3	武道場	S	1	465
222	久居	屋体2	7	体育館	RC	2	1,611
223	久居	屋体3	11	レスリング場	S	1	839

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(m <sup>2</sup> )
224	久居	部活1	9	部室	S	2	267
225	久居	部活2	10	部室	S	2	236
226	久居農林	校舎1	70①②	家庭科特別教室棟	RC	3	2,701
227	久居農林	校舎2	75①②③	普通教室棟	RC	4	2,500
228	久居農林	校舎3	77	農業機械科実習棟	S	1	350
229	久居農林	校舎4	79①②③	管理普通特別教室棟	RC	3	3,585
230	久居農林	校舎5	88	林業科実験実習棟	RC	3	1,854
231	久居農林	校舎6	89①②	農業機械科実験実習棟	RC	3	1,659
232	久居農林	校舎7	92	農業園芸科実験実習棟	RC	3	1,349
233	久居農林	校舎8	94	農業園芸科実習棟	RC	2	722
234	久居農林	校舎9	97	畜産科実験実習棟	RC	2	655
235	久居農林	校舎10	110	農業土木棟	RC	2	877
236	久居農林	屋体1	98①②	体育館、武道場	RC	2	2,012
237	久居農林	屋体2	90	ボクシング場	S	1	306
238	久居農林	寄宿舎1	68	宿泊実習棟	RC	2	401
239	久居農林	寄宿舎2	101	寄宿舎	RC	1	249
240	白山	校舎1	2	商業棟	RC	3	1,485
241	白山	校舎2	1①②、3	管理棟	RC	3	3,152
242	白山	校舎3	21①②	家政棟	RC	3	2,069
243	白山	屋体1	26	体育館	S	1	1,320
244	白山	屋体2	31	武道場	S	1	345
245	白山	屋体3	32	トレーニング場	S	1	250
246	松阪	校舎1	2①②	教室棟	RC	3	2,972
247	松阪	校舎2	7、28	特別教室棟	RC	4	2,668
248	松阪	校舎3	3①②、21、22	教室棟	RC	3	2,458
249	松阪	校舎4	4、23	特別教室棟	RC	4	2,103
250	松阪	校舎5	34①②、35	管理棟	RC	3	2,577
251	松阪	校舎6	40	特別教室棟	S	1	232
252	松阪	屋体1	27	体育館	S	2	1,980
253	松阪	屋体2	36	武道場	S	1	465
254	松阪	屋体3	38①②	トレーニング場	RC	2	630
255	松阪工業	校舎1	4	工業化学実習棟	RC	2	1,323
256	松阪工業	校舎2	44	機械科実習棟2	RC	2	1,185
257	松阪工業	校舎3	45	機械科実習棟1	RC	3	1,782
258	松阪工業	校舎4	48	建築デザイン科工業化学科実習棟	RC	3	1,782
259	松阪工業	校舎5	50①②	普通教室棟	RC	4	4,979
260	松阪工業	校舎6	52	管理棟	RC	3	2,050
261	松阪工業	校舎7	56	電気工学科実習棟	RC	3	1,335
262	松阪工業	校舎8	57	自動車科実習棟	RC	3	1,942
263	松阪工業	校舎9	62	自動車科実習棟	S	1	397
264	松阪工業	屋体1	43	体育館	S	2	1,615
265	松阪工業	屋体2	54	トレーニング場	S	1	250
266	松阪工業	屋体3	60	武道場	S	2	689
267	松阪工業	部活1	64	部室	S	2	288
268	松阪工業	寄宿舎1	59	寄宿舎	RC	2	428
269	松阪商業	校舎1	1①②③	普通教室及び管理棟	RC	4	4,644
270	松阪商業	校舎2	5、6、7	特別教室棟	RC	3	2,699
271	松阪商業	校舎3	16	特別教室棟	RC	3	1,215
272	松阪商業	校舎4	18、20	普通特別教室棟	RC	3	1,144
273	松阪商業	屋体1	15	武道場	S	1	345
274	松阪商業	屋体2	19	体育館	RC	2	1,654
275	松阪商業	屋体3	23	トレーニング場	S	1	250
276	松阪商業	部活1	13	部室	RC	2	216
277	松阪商業	部活2	22	部室	S	2	324
278	飯南	校舎1	1	管理棟	RC	2	580
279	飯南	校舎2	3	特別教室棟	RC	2	909

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (m <sup>2</sup> )
280	飯南	校舎3	4	特別教室棟	RC	2	998
281	飯南	校舎4	25	用務員室	RC	1	229
282	飯南	校舎5	26	普通教室棟	RC	3	1,111
283	飯南	校舎6	28①②	特別教室棟	RC	3	1,537
284	飯南	校舎7	40	実習棟	RC	2	1,393
285	飯南	屋体1	20	武道場	S	1	346
286	飯南	屋体2	35	体育館	RC	1	1,376
287	飯南	寄宿舎1	23	寄宿舎	S	1	432
288	相可	校舎1	6①②、7	普通教室棟、特別教室棟	RC	4	2,744
289	相可	校舎2	57、58、60、61	普通教室棟、特別教室棟	RC	4	3,949
290	相可	校舎3	68	農業土木科棟	RC	3	1,570
291	相可	校舎4	69	農業棟	RC	3	1,353
292	相可	校舎5	70	総合農場棟	S	1	312
293	相可	校舎6	71	総合農場棟	S	1	405
294	相可	校舎7	85	管理棟	RC	4	2,150
295	相可	校舎8	93	調理実習棟	RC	2	1,406
296	相可	屋体1	74	体育館	RC	2	1,377
297	相可	屋体2	83	トレーニング場	S	1	250
298	相可	屋体3	87	武道場	S	1	345
299	相可	部活1	84	雨天練習棟	S	1	363
300	相可	部活2	86	文化部練習場	RC	2	396
301	昂	校舎1	20①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	4	3,784
302	昂	校舎2	26	管理・農業土木科棟	RC	2	1,522
303	昂	校舎3	31	特別実習棟	RC	2	2,203
304	昂	屋体1	16	武道場	S	2	747
305	昂	屋体2	35	体育館	RC	2	1,504
306	昂	部活1	34	部室	RC	2	204
307	昂	寄宿舎1	27、32	寄宿舎	RC	4	5,725
308	宇治山田	校舎1	2①②	教室棟	RC	3	3,346
309	宇治山田	校舎2	1①②、10、11	管理特別教室棟	RC	4	4,108
310	宇治山田	校舎3	3、25	教室棟	RC	3	1,049
311	宇治山田	校舎4	31	プラチナホール	RC	1	328
312	宇治山田	屋体1	28	体育館	RC	2	1,761
313	宇治山田	屋体2	29	武道場	W	1	414
314	宇治山田	部活1	27	部室	RC	2	339
315	伊勢	校舎1	3①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	3	2,223
316	伊勢	校舎2	5①②、13①②	特別教室棟	RC	4	3,682
317	伊勢	校舎3	17	管理棟	RC	3	1,319
318	伊勢	校舎4	28、29、30	普通教室棟	RC	3	3,004
319	伊勢	屋体1	12	武道場	RC	3	708
320	伊勢	屋体2	19	体育館	RC	2	1,651
321	伊勢	屋体3	27	トレーニング場	W	1	250
322	伊勢	部活1	16①②	部室	RC	2	490
323	伊勢工業	校舎1	1	管理特別教室棟	RC	3	2,171
324	伊勢工業	校舎2	5①②	建築棟	RC	2	1,840
325	伊勢工業	校舎3	18①②③	総合実習棟	RC	2	2,495
326	伊勢工業	校舎4	25①②	機械科棟	RC	3	2,534
327	伊勢工業	校舎5	30①②	工業化学棟	RC	2	1,595
328	伊勢工業	校舎6	36①②	家庭科棟、機械棟	RC	2	918
329	伊勢工業	校舎7	38	普通教室棟	RC	3	2,202
330	伊勢工業	屋体1	23	体育館	S	2	1,394
331	伊勢工業	屋体2	34	武道場・トレーニング場	RC	2	786
332	伊勢工業	部活1	24	部室	S	2	271
333	宇治山田	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	3,319
334	宇治山田商業	校舎2	5	特別教室棟	RC	3	2,681
335	宇治山田商業	校舎3	13①②	特別教室棟	RC	2	1,067

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(m <sup>2</sup> )
336	宇治山田商業	校舎4	16①②③	特別教室棟	RC	3	2,767
337	宇治山田商業	校舎5	22	国際科棟	RC	3	743
338	宇治山田商業	屋体1	21	トレーニング場	S	1	250
339	宇治山田商業	屋体2	25	体育館	S	1	1,376
340	宇治山田商業	屋体3	26	武道場	S	1	346
341	宇治山田商業	部活1	23	部室	RC	2	204
342	明野	校舎1	1	教室棟	RC	3	2,510
343	明野	校舎2	4、7、9、10	管理棟、特別教室棟	RC	3	4,616
344	明野	校舎3	8	保育実習施設	RC	1	449
345	明野	校舎4	48	特別教室棟	RC	1	679
346	明野	校舎5	87①②	農業化学棟	RC	2	1,201
347	明野	校舎6	91	経済科棟	RC	3	1,922
348	明野	校舎7	92	農業科棟	S	2	681
349	明野	校舎8	93	福祉科棟	S	1	449
350	明野	屋体1	63	体育館	S	1	1,350
351	明野	屋体2	89	トレーニング場	S	1	250
352	明野	屋体3	94	武道場	S	1	345
353	明野	部活1	86①②	部室	S	1	257
354	南伊勢・南勢	校舎1	9①②③	校舎	RC	4	4,169
355	南伊勢・南勢	校舎2	13	校舎	RC	2	436
356	南伊勢・南勢	屋体1	14	武道場	S	1	345
357	南伊勢・南勢	屋体2	22	体育館	RC	2	1,089
358	南伊勢・度会	校舎1	16、17①②、18①②	管理棟、普通教室棟	RC	3	4,032
359	南伊勢・度会	校舎2	23①②、24	特別教室棟	RC	4	3,829
360	南伊勢・度会	屋体1	25	体育館	S	2	981
361	南伊勢・度会	屋体2	28	武道場	S	1	345
362	南伊勢・度会	屋体3	30	トレーニング場	S	1	250
363	鳥羽	校舎1	2②	特別教室棟	RC	3	1,015
364	鳥羽	校舎2	19、24	普通特別教室棟、特別教室棟	RC	4	5,524
365	鳥羽	校舎3	29、34	管理特別教室棟	RC	3	3,817
366	鳥羽	屋体1	27	体育館	S	2	1,574
367	鳥羽	屋体2	33	トレーニング場	S	1	225
368	鳥羽	屋体3	36	武道場・フェンシング場	RC	2	724
369	志摩	校舎1	22①	理科棟	RC	1	957
370	志摩	校舎2	29①②	教室棟	RC	3	2,770
371	志摩	校舎3	30①②③	管理特別教室棟、特別教室棟	RC	4	4,845
372	志摩	屋体1	31	体育館	S	1	1,306
373	志摩	屋体2	56	トレーニング場	S	1	250
374	志摩	屋体3	59	武道場	W	1	200
375	志摩	部活1	57	部室	RC	2	249
376	水産	校舎1	1	普通教室棟	RC	3	1,520
377	水産	校舎2	5①②、34	特別教室棟、普通教室棟	RC	4	1,599
378	水産	校舎3	36	特別教室棟	RC	4	2,072
379	水産	校舎4	37①②、38、39	特別教室棟	RC	4	2,824
380	水産	校舎5	44	機関科棟	RC	2	504
381	水産	校舎6	45	海洋科棟	RC	2	892
382	水産	校舎7	40	水産実習棟	RC	2	1,003
383	水産	校舎8	29	製造実習室	RC	2	1,091
384	水産	校舎9	49	機関実習棟	S	1	400
385	水産	屋体1	42	武道場	S	1	345
386	水産	屋体2	48	体育館	RC	2	1,442
387	水産	部活1	43	部室	S	2	247
388	水産	寄宿舎1	32	寄宿舎	RC	2	636
389	上野	校舎1	8	図書館	RC	2	660
390	上野	校舎2	2①②	普通教室棟	RC	3	2,648
391	上野	校舎3	3	定時制管理棟	RC	2	507

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (m <sup>2</sup> )
392	上野	校舎4	72	特別教室棟	RC	3	1,504
393	上野	校舎5	75	普通教室棟	RC	3	1,090
394	上野	校舎6	76	特別教室棟	RC	2	2,539
395	上野	校舎7	83①②	管理棟	RC	3	1,450
396	上野	屋体1	81	武道場	S	1	345
397	上野	屋体2	84	体育館	RC	2	1,642
398	上野	寄宿舎1	71	寄宿舎	RC	2	608
399	あけぼの	校舎1	15①②	普通教室棟	RC	3	2,283
400	あけぼの	校舎2	18①②	特別教室棟	RC	3	2,306
401	あけぼの	校舎3	20	管理棟	RC	3	1,913
402	あけぼの	校舎4	25	総合学科実習棟	RC	2	671
403	あけぼの	屋体1	19	武道場	S	1	345
404	あけぼの	屋体2	24	体育館	RC	2	1,377
405	伊賀白鳳	校舎1	2①②③	普通教室棟	RC	3	3,120
406	伊賀白鳳	校舎2	1①②③、3	管理特別教室棟	RC	3	2,137
407	伊賀白鳳	校舎3	31	第3実習棟	RC	3	1,946
408	伊賀白鳳	校舎4	34①②	第1実習棟	RC	3	2,759
409	伊賀白鳳	校舎5	37	第2実習棟	RC	3	1,931
410	伊賀白鳳	校舎6	38①②	第4実習棟	RC	3	1,357
411	伊賀白鳳	校舎7	39	特別棟	RC	3	1,169
412	伊賀白鳳	校舎8	73	生物工学実習棟	S	1	189
413	伊賀白鳳	校舎9	76	食品化学科棟	RC	3	1,612
414	伊賀白鳳	校舎10	43	家庭科棟	RC	2	481
415	伊賀白鳳	校舎11	45	第5実習棟	RC	3	906
416	伊賀白鳳	校舎12	50	第6実習棟	RC	3	2,034
417	伊賀白鳳	屋体1	28	武道場	S	1	345
418	伊賀白鳳	屋体2	40①②	体育館	RC	2	1,464
419	伊賀白鳳	屋体3	46	トレーニング場	S	1	250
420	名張	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	1,924
421	名張	校舎2	2①⑤	普通教室棟	RC	3	1,269
422	名張	校舎3	3	特別教室棟	RC	3	1,436
423	名張	校舎4	50①②	理科商業実習棟	RC	3	2,388
424	名張	校舎5	2②③④、60	家庭科棟	RC	3	2,031
425	名張	校舎6	51	管理特別普通棟	RC	3	1,620
426	名張	校舎7	58	総合学科実習棟	RC	1	699
427	名張	校舎8	61	多目的教室棟	S	1	265
428	名張	屋体1	47	体育館	S	2	2,307
429	名張	屋体2	53	武道場	S	1	345
430	名張	屋体3	59	トレーニング場	W	1	250
431	名張	部活1	56	部室	RC	2	249
432	名張青峰	校舎1	1	管理・特別教室棟	RC	2	2,816
433	名張青峰	校舎2	2	普通教室棟	RC	3	1,561
434	名張青峰	校舎3	5	普通教室棟	RC	3	1,561
435	名張青峰	校舎4	6	特別教室棟	RC	3	2,520
436	名張青峰	校舎5	8①②	実習棟	RC	3	1,198
437	名張青峰	屋体1	4①②③	体育館、武道場、トレーニング場	RC	2	2,775
438	尾鷲	校舎1	2①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	3	2,141
439	尾鷲	校舎6	45	機械室棟(光ヶ丘校舎)	RC	2	464
440	尾鷲	校舎2	3①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	3	2,213
441	尾鷲	校舎3	19①②③	管理棟	RC	4	3,281
442	尾鷲	校舎4	27	管理普通棟	RC	2	402
443	尾鷲	校舎7	56	新実習棟(光ヶ丘校舎)	RC	4	2,232
444	尾鷲	校舎8	59	機械・家庭科棟(光ヶ丘校舎)	RC	3	1,945
445	尾鷲	校舎5	61	特別棟	RC	2	1,989
446	尾鷲	屋体1	22	武道場	S	1	345
447	尾鷲	屋体3	55	武道場(光ヶ丘校舎)	S	1	345

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(m <sup>2</sup> )
448	尾鷲	屋体2	30①②	体育館	S	2	1,540
449	尾鷲	部活1	63	部室	S	2	225
450	木本	校舎1	1①②	管理棟	RC	4	3,947
451	木本	校舎2	29①②、30①②	特別教室棟	RC	4	3,857
452	木本	校舎3	31①②③	特別教室棟	RC	3	2,871
453	木本	校舎4	42	総合学科棟	RC	3	1,796
454	木本	屋体1	25	トレーニング場	S	2	310
455	木本	屋体2	33	体育館	S	2	2,072
456	木本	寄宿舎1	32①②	寄宿舎	RC	2	1,111
457	紀南	校舎1	1①②③	管理教室棟	RC	3	2,867
458	紀南	校舎2	2、3	特別教室棟	RC	3	2,081
459	紀南	校舎3	15	管理教室棟	RC	2	809
460	紀南	屋体1	6	武道場	S	1	346
461	紀南	屋体2	18	卓球場	S	1	295
462	紀南	屋体3	19	体育館	RC	2	1,750
463	紀南	寄宿舎1	17	寄宿舎	RC	3	1,207
464	北星	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	2,900
465	北星	校舎2	3	給食室	S	1	216
466	北星	校舎3	2①②	教室棟	RC	2	729
467	北星	校舎4	13	管理教室棟	RC	3	2,099
468	北星	屋体1	12	体育館	RC	3	1,696
469	北星	部活1	10	部室	RC	2	204
470	みえ夢	校舎1	1	管理及び普通教室棟	RC	3	2,853
471	みえ夢	校舎2	11	管理及び普通教室棟	RC	2	1,301
472	みえ夢	校舎3	20	研修棟	RC	3	1,379
473	みえ夢	校舎4	16	実習棟	RC	3	2,525
474	みえ夢	屋体1	17、18、19	体育館	RC	3	1,683
475	伊勢まなび	校舎1	28、29	管理普通教室棟	RC	3	3,269
476	伊勢まなび	校舎2	30	食堂棟	RC	1	557
477	伊勢まなび	校舎3	35	特別教室棟	RC	3	1,602
478	伊勢まなび	校舎4	44	実習特別棟	RC	3	1,573
479	伊勢まなび	屋体1	34	体育館	S	2	1,134
480	盲学校	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	3,025
481	盲学校	校舎2	12①②、14	特別教室棟	S	2	1,353
482	盲学校	校舎3	17	専攻科棟	RC	2	357
483	盲学校	屋体1	2	体育館	S	1	446
484	盲学校	寄宿舎1	8	寄宿舎	RC	2	459
485	盲学校	寄宿舎2	9	寄宿舎	S	1	364
486	盲学校	寄宿舎3	7	寄宿舎	RC	2	1,074
487	聾学校	校舎1	21①②、40	普通教室棟、管理棟	RC	3	2,472
488	聾学校	校舎2	23	木工諸室棟	S	1	725
489	聾学校	校舎3	26①②③、27、28、41	教室棟	RC	3	2,614
490	聾学校	校舎4	29	食堂棟	RC	2	488
491	聾学校	屋体1	32	体育館	RC	2	749
492	聾学校	寄宿舎1	33	寄宿舎	RC	2	731
493	城山	校舎1	33	管理特別教室棟	RC	2	1,435
494	城山	校舎2	34①②	特別教室棟、体育館	RC	2	1,678
495	城山	校舎3	35、37	普通・特別教室棟	RC	2	3,192
496	城山	校舎4	36	特別教室棟	RC	1	315
497	城山	寄宿舎1	30	寄宿舎	RC	1	770
498	杉の子	校舎1	1	管理教室棟	RC	1	1,743
499	杉の子	校舎2	10①②	高等部棟、体育館	RC	3	1,747
500	杉の子	校舎3	11	教室棟	RC	1	172
501	杉の子(石薬師)	校舎3	杉2	作業実習棟	W	2	886
502	杉の子(石薬師)	校舎4	杉1①②	給食棟	S	1	230
503	かがやき	校舎1	1	校舎	RC	2	2,080

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(m <sup>2</sup> )
504	かがやき	校舎2	8	校舎	RC	2	1,071
505	かがやき	校舎3	12	校舎	RC	3	1,724
506	かがやき	屋体1	3①②	体育館	S	1	614
507	草の実、あすなろ	校舎1	1	管理普通特別教室棟	RC	3	4,187
508	稻葉	校舎1	1	管理・中学部棟	RC	2	2,079
509	稻葉	校舎2	4①②	小学部棟	RC	2	1,511
510	稻葉	校舎3	18	高等部棟	RC	2	865
511	稻葉	校舎4	20①②	特別教室棟	RC	2	807
512	稻葉	校舎5	21	特別教室棟	S	1	300
513	稻葉	屋体1	5	体育館	RC	1	567
514	稻葉	寄宿舎1	17	寄宿舎	RC	2	1,247
515	伊賀つばさ	校舎1	2	管理棟	RC	2	1,640
516	伊賀つばさ	校舎2	5	特別教室棟	RC	2	1,999
517	伊賀つばさ	校舎3	6	小学部棟	RC	1	879
518	伊賀つばさ	校舎4	1	中学部棟	RC	1	661
519	伊賀つばさ	校舎5	4	高等部棟	RC	1	814
520	伊賀つばさ	校舎6	3	食堂棟	RC	1	437
521	伊賀つばさ	屋体1	7	体育館	RC	1	849
522	伊賀つばさ	屋体2	8	プール棟	RC	1	258
523	玉城わかば	校舎1	1	管理棟	RC	1	900
524	玉城わかば	校舎2	3	教室棟	RC	2	1,805
525	玉城わかば	校舎3	4	教室棟	RC	1	577
526	玉城わかば	校舎4	5	特別教室棟	RC	2	1,443
527	玉城わかば	校舎5	6	給食室	RC	1	437
528	玉城わかば	校舎6	10	教室棟	RC	2	836
529	玉城わかば	校舎7	12	作業学習棟	S	1	249
530	玉城わかば	屋体1	2	体育館	RC	1	846
531	西日野にじ	校舎1	1①②	校舎	RC	2	3,084
532	西日野にじ	校舎2	5①②③④	校舎	RC	2	2,232
533	西日野にじ	校舎3	12	ブレイルーム	S	1	264
534	西日野にじ	校舎4	15	特別教室棟	RC	3	1,564
535	西日野にじ	屋体1	2	体育館	RC	1	608
536	北勢きらら	校舎1	1、8、9	管理棟	RC	2	1,950
537	北勢きらら	校舎2	3①②	小学部棟	W	1	997
538	北勢きらら	校舎3	4①②	中学部棟	W	1	766
539	北勢きらら	校舎4	5①②	高等部棟	W	1	818
540	北勢きらら	校舎5	7	職業教育棟	RC	2	2,265
541	北勢きらら	校舎6	2①②	給食棟	W	1	674
542	北勢きらら	屋体1	6①②	体育館・屋内プール棟	W	1	1,301
543	くわな	校舎1	1①②③	管理・特別普通教室棟	RC	4	3,883
544	くわな	校舎2	11	作業棟	S	1	199
545	くわな	校舎3	12	普通特別教室棟	RC	3	1,998
546	くわな	屋体1	3	体育館	S	2	752
547	度会	校舎1	5①②、7	管理・普通教室棟	RC	1	1,319
548	度会	校舎2	6①②	特別教室棟	RC	2	2,171
549	度会	校舎3	13、16	特別教室棟、普通教室棟	RC	1	631
550	度会	屋体1	18	体育館	RC	1	726
551	度会	寄宿舎1	2、3、15、17①②	寄宿舎、給食室	RC	1	1,381
552	くろしお	校舎1	1、2	普通特別教室棟、管理特別教室棟	RC	1	2,231
553	くろしお	屋体1	3	屋内運動場	W	1	498
554	くろしおおわせ	校舎1	くろ5①②③④⑤	管理教室棟	RC	3	2,975
555	くろしおおわせ	校舎2	くろ4①②	セミナーハウス	S	1	270
556	くろしおおわせ	屋体1	くろ8	体育館	RC	2	1,743
557	松阪あゆみ	校舎1		管理普通特別教室棟	RC	3	5,991



報告 6

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）（教育委員会関係）について

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）（教育委員会関係）について、別紙のとおり  
報告する。

令和2年3月9日提出

三重県教育委員会事務局  
教育政策課長



## 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（案）について (教育委員会関係分)

第三次行動計画における教育委員会主担当施策は【表1】、他部局の主担当施策のうち教育委員会関係の施策・基本事業は【表2】のとおりです。

最終案に係る県議会からの意見等をふまえた教育委員会主担当施策および教育委員会関係施策・基本事業は別冊1、最終案から成案への新旧対照表は別紙1、数値目標一覧は別紙2のとおりです。

### 1 県議会の意見への対応について

令和元年12月13日の教育警察常任委員会において最終案に対していただいた意見とその対応状況は次のとおりです。

番号	施策名等	意見の内容	対応状況
1	施策221 子どもたちの 未来の礎とな る「確かな学 力・豊かな 心・健やかな 身体」の育成	全国学力・学習状況調査に おけるAB層を増加させるとす る目標項目について、現状の 課題はCD層の子どもたちを引 き上げることであり、SDGsの考 え方を政策に浸透させる意味 においても、CD層を引き上げ るという視点が必要ではない か。	第三次行動計画の施策を推進して いくための計画となる次期「三重県教 育ビジョン」において、児童生徒一人ひ とりに応じたきめ細かな学習・指導方 法の充実を通じて、全ての子どもたち の学力の育成を図っていくという考え方 をよりわかりやすくお示しできるよう記 述内容を修正しました。
2	施策223 特別支援教育 の推進	「行事等の交流や授業で共 に学ぶ」ではなく、普段の活動 である「授業で共に学ぶ」をま ず記載し、次に「行事等の交 流」を記載すべきではないか。	「行事等の交流や授業で共に学ぶ こと」を「授業で共に学ぶことや行事等 の交流」に修正しました。
3	施策224 安全で安心な 学びの場づくり	「社会総がかり」という表現に ついて、第三次行動計画にお ける他の施策では「社会全体」 等の表現が使われている中 で、この施策のみ「社会総がかり」 が使われているが、誰が関わ っていくのかわかりにくい表 現ではないか。	国では教育再生実行会議の提言等 において、「国民一人ひとりが当事者 意識をもって学校、家庭、地域、企 業、メディア、行政などあらゆる主体が それぞれに役割を自覚し…積極的に 参画する」とともに「それぞれが連携を 図り、責務を果たすことによって…実現 していく」という意味で「社会総がかり」と いう表現が用いられています。 本県でも同様の考え方のもと、平成 30年4月に施行された「三重県いじめ 防止条例」第3条において、いじめとい う喫緊の課題に一丸となって向き合い

番号	施策名等	意見の内容	対応状況
			<p>克服していくという理念をお示しするため「社会総がかり」という表現を用いているところです。</p> <p>こうした中、引き続き、子どもたちが安全に安心して学ぶことができる環境づくりを県民の皆さんと一丸となって施策・取組を進めるべく、「社会総がかり」の表現を用いていきたいと考えています。</p>

## 2 最終案から成案への主な変更点

県議会からの意見等をふまえた主な変更点は次のとおりです。

### (1) 記述の変更

番号	施策名等	変更内容	備考
1	223 特別支援教育の推進	障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが「授業で共に学ぶこと、行事等の交流など」をとおして互いに理解を深め、尊重する態度を身につけていくという記述に修正	新旧対照表 3 県議会意見 2
2	224 特別支援教育の推進	「支援情報ファイル」を「パーソナルファイル」に名称変更	新旧対照表 5
3	224 安全で安心な学びの場づくり	「子どもＬＩＮＥ相談みえ」を「子どもＳＮＳ相談みえ」に名称変更	新旧対照表 7
4	224 安全で安心な学びの場づくり	不登校児童生徒等への支援を専門的に実施する「教育支援センター」に係る表記の整理	新旧対照表 8
5	227 文化と生涯学習の振興	事業名等について、「文化財の保存・継承・活用」から「文化財の保存・活用・継承」へ変更	新旧対照表 13

### (2) 数値目標の変更

施策名等	変更内容
施策221 子どもたちの未来の礎となる 「確かな学力・豊かな心・健や かな身体」の育成	副指標『体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の 子どもたちの割合』 (現状値) 78.0% → 75.1%

施策222 個性を生かし他者と協働して 未来を創造する力の育成	副指標「目標を持って学習や行動に取り組んでいる子どもたちの割合」 (現状値) 小学生 89.3% → 88.2% 中学生 85.0% → 86.6% (目標値) 中学生 87.0% → 90.0%
施策224 安全で安心な学びの場づくり	主指標「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」 (現状値) 小学生 92.4% → 92.0% 中学生 95.7% → 96.5%
施策211 人権が尊重される社会づくり	副指標「人権学習によって人権を守るために行動をした いと感じるようになった子どもたちの割合」 (現状値) 86.6% → 88.5%
施策213 多文化共生社会づくり	副指標「日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、 日本語指導が行われている学校の割合」 (現状値) 89.6% → 86.8%

【表1】教育委員会の主担当施策

	政策	施策
II 「創る」	2 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
		222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成
		223 特別支援教育の推進
		224 安全で安心な学びの場づくり
		225 地域との協働と信頼される学校づくり

【表2】他部局の主担当施策のうち教育委員会関係施策・基本事業

	政策	施策 基本事業
I 「守る」	1 防災・減災、国土強靭化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進
		11103 学校における防災教育の推進
		112 防災・減災対策を進める体制づくり
		11204 教育施設の防災対策
II 「創る」	1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり
		21102 人権教育の推進
		213 多文化共生社会づくり
		21303 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援
	2 学びの充実	227 文化と生涯学習の振興
		22702 文化財の保存・継承・活用
		22704 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	3 希望がかなう少子化対策の推進	233 子育て支援と幼児教育・保育の推進
		23301 幼児教育・保育の充実
		23303 子どもの貧困対策の推進

## 「県民力ビジョン・第三次行動計画」(成案)新旧対照表

No.	施策名等	最終案(旧)	成案(新)	備考
1	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	副指標「授業時間以外に読書をする子どもたちの割合」(目標項目の説明)  「学校の授業時間以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	副指標「授業時間以外に読書をする子どもたちの割合」(目標項目の説明)  「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
2	222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	注釈1 <u>芸術 (Art)</u>	注釈1 <u>リベラルアーツ・教養 (Arts)</u>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
3	223 特別支援教育の推進	県民の皆さんとめざす姿 (前略)  また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、行事等の交流や授業で共に学ぶことなどをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。	県民の皆さんとめざす姿 (前略)  また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、授業で共に学ぶことや行事等の交流などをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。	○県議会意見2
4	223 特別支援教育の推進	新しい豊かさ・協創の視点 (前略)子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われ、必要な支援情報が切れ目なく確実に引き継がれるとともに、地域との交流や職場実習等地域で活動することで、自立や社会参画する力が育まれるよう、学校、家庭、地域が連携して取り組みます。	新しい豊かさ・協創の視点 (前略)子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われ、必要な支援情報が切れ目なく確実に引き継がれるとともに、地域との交流や職場実習等地域で活動することで、自立や社会参画する力が育まれるよう、学校、家庭、地域、企業等、医療・福祉等の関係機関が連携して取り組みます。	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)

No	施策名等	最終案(旧)	成案(新)	備考
5	223 特別支援教育の推進	<p>基本事業1 一人ひとりの学びを支える教育の推進</p> <p>幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校の間で、<u>支援情報ファイル</u>を活用して必要な支援情報の確実な引継ぎを進めます。また、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな指導・支援を一層充実します。</p> <p>(後略)</p>	<p>基本事業1 一人ひとりの学びを支える教育の推進</p> <p>幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校の間で、「<u>パーソナルファイル</u>」を活用して必要な支援情報の確実な引継ぎを進めます。また、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな指導・支援を一層充実します。</p> <p>(後略)</p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
6	223 特別支援教育の推進		<p>注釈1</p> <p><u>パーソナルファイル</u>:本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。(平成24年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実したもの。)</p>	○記載内容の充実
7	224 安全で安心な学びの場づくり	<p>基本事業1 いじめや暴力のない学校づくり</p> <p>(前略)</p> <p>加えて、学校における教育相談や教職員による子どもたちの見守り、「いじめ電話相談」、「<u>子どもLINE相談みえ</u>」など専門的な教育相談の実施などにより、いじめ問題等の未然防止および早期発見・早期解決に取り組みます。</p>	<p>基本事業1 いじめや暴力のない学校づくり</p> <p>(前略)</p> <p>加えて、学校における教育相談や教職員による子どもたちの見守り、「いじめ電話相談」、「<u>子どもSNS相談みえ</u>」など専門的な教育相談の実施などにより、いじめ問題等の未然防止および早期発見・早期解決に取り組みます。</p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)

No	施策名等	最終案(旧)	成案(新)	備考
8	224 安全で安心な学びの場づくり	<p>基本事業3 不登校児童生徒への支援 (前略)</p> <p>また、<u>教育支援センター(適応指導教室)</u>が地域の不登校支援の拠点となるように支援するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校外での多様な学びを関係機関等と連携して支援します。(後略)</p>	<p>基本事業3 不登校児童生徒への支援 (前略)</p> <p>また、<u>教育支援センター</u>が地域の不登校支援の拠点となるように支援するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校外での多様な学びを関係機関等と連携して支援します。(後略)</p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
9	225 地域との協働と信頼される学校づくり	<p>基本事業1 地域とともにある学校づくり</p> <p>保護者や地域の方々が学校運営に参画し、一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールの<u>取組を促進し、「地域とともにある学校」づくりを進めるとともに、これまでの学校支援地域本部の活動を基盤として市町が進める地域学校協働本部への移行を支援します。</u>(後略)</p>	<p>基本事業1 地域とともにある学校づくり</p> <p>保護者や地域の方々が学校運営に参画し、一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールの<u>仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組むとともに、これまでの学校支援地域本部の活動を基盤として市町が進める地域学校協働本部への移行を支援し、地域とともにある学校づくりを推進します。</u>(後略)</p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
10	213 多文化共生社会づくり (教育委員会関係分のみ)	<p>現状と課題</p> <p>■三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国的にも高く、今後も増加が見込まれます。<u>こうした中、外国につながる子どもたちの保護者に対して、日本の学校制度や学校生活について周知を行うなど、子どもたちの就学を促進する必要があります。</u>(後略)</p>	<p>現状と課題</p> <p>■三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国的にも高く、今後も増加が見込まれます。<u>このような子どもたちの保護者に対して、日本の学校制度や学校生活について周知を行うなど、子どもたちの就学を促進する必要があります。</u>(後略)</p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
11	213 多文化共生社会づくり (教育委員会関係分のみ)	<p>注釈1</p> <p><u>外国人児童生徒の教育を進めるにあたっては、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちも視野に入れて取組みます。</u></p>	<p>注釈1</p> <p><u>外国人児童生徒:日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含みます。</u></p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)

No	施策名等	最終案(旧)	成案(新)	備考
12	227 文化と生涯学習の振興 (教育委員会関係分のみ)	<p>現状と課題</p> <p>■過疎化・少子高齢化など社会情勢の変化により、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。こうした中、特色ある歴史や風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財の適切な保存・未来への継承を地域社会総がかりで進めていく必要があります。</p>	<p>現状と課題</p> <p>■過疎化・少子高齢化の進行、気候変動等に伴う自然環境の変化により、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。こうした中、特色ある歴史や風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財の適切な保存・活用と未来への継承を地域社会総がかりで進めていく必要があります。</p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
13	227 文化と生涯学習の振興 (教育委員会関係分のみ)	<p>本事業2 文化財の保存・継承・活用 (前略)。</p> <p>また、市町における文化財保存活用地域計画の策定などによる文化財の積極的な保存・継承・活用の取組への支援や、防災および災害発生時における文化財保護等のための県内情報ネットワークの整備に取り組みます。</p>	<p>本事業2 文化財の保存・活用・継承 (前略)。</p> <p>また、市町における文化財保存活用地域計画の策定などによる文化財の積極的な保存・活用・継承の取組への支援や、防災および災害発生時における文化財保護等のための県内情報ネットワークの整備に取り組みます。</p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
14	227 文化と生涯学習の振興 (教育委員会関係分のみ)	<p>副指標「新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数」(目標項目) <u>保存活用地域計画</u></p>	<p>副指標「新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数」(目標項目) <u>文化財保存活用地域計画</u></p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)
15	233 子育て支援と幼児教育・保育の充実 (教育委員会関係分のみ)	<p>現状と課題</p> <p>■施設整備などにより保育所等の定員は増加していますが、共働き家庭や女性の継続就業率の増加などにより、保育所等への入所希望者が増え、保育所等における待機児童数は高止まり状態となっています。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭・地域と連携し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。</p>	<p>現状と課題</p> <p>■施設整備などにより保育所等の定員は増加していますが、共働き家庭や女性の継続就業率の増加などにより、保育所等への入所希望者が増え、保育所等における待機児童数は高止まり状態となっています。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭や地域と一層連携し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。</p>	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)

No	施策名等	最終案(旧)	成案(新)	備考
16	233 子育て支援 と幼児教育・ 保育の充実 (教育委員会 関係分のみ)	基本事業1 幼児教育・保育の充実 (前略) 幼児教育の充実に向けて「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を活用した実践の普及に努めるとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。	基本事業1 幼児教育・保育の充実 (前略) 幼児教育の充実に向けて「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及に努めるとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。	○記述内容の精査(より適切な表現への修正)



別紙2

みえ県民力ビジョン第三次行動計画[案] 数値目標一覧  
(教育委員会事務局関係)

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度目標値設定理由	最終案からの数値の変更	現状値【令和元】	目標値【令和5】
221	主指標	継続	自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	子どもたちが、将来、自らの夢や可能性に挑戦しようとする意欲を持ち、必要な力を身につけるためには、知・徳・体を一体的・調和的に育み、自己肯定感を高めることが重要なことから選定しました。	小中学校においては、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおおむね5ポイント高めることをめざし、目標値を設定しました。	なし	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%
221	副指標	新規	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	子どもたち一人ひとりに学習指導要領で求められる確かな学力を育んでいくことが重要であることから、子どもたち全体の学力を伸ばし、AB層の割合を増加させることを指標として選定しました。	「全国学力・学習状況調査」において、AB層の子どもの割合が全国平均より少ないとから、全ての子どもたちの学力を向上させることで、全国の割合を100とした本県の値を毎年1ポイントずつ伸ばしていくことをめざし、目標値を設定しました。	なし	小学生 100.2 中学生 98.3	小学生 104 中学生 102
221	副指標	新規	道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	道徳科は全教育活動を通じて行う道徳教育の要であり、学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域社会から得ることが大切であることから選定しました。	子どもたちの道徳性を育むためには、家庭や地域と共通理解を深め、連携して取り組むことが重要であることから、令和5年度に全ての小中学校で実施されるよう、段階的に増やしていくことをめざし、目標値を設定しました。	なし	小学校 78.7% 中学校 48.7% (30年度)	小学校 100% 中学校 100%
221	副指標	新規	体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	柔軟性や筋力、持久力など基礎的な体力は、子どもたちの生涯にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たすことから選定しました。	令和2年度の全国中学校体育大会、令和3年度の三重どこわか国体・三重どこわか大会の開催による運動やスポーツへの関心や体力向上への機運の高まりを見込み、目標値を設定しました。	(新) (旧)	75.1% 78.0% (30年度)	80.0% 80.0%
221	副指標	継続	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	豊かな心の育成につなげるため、読書活動の推進を行うことで読書に親しむ子どもたちが増えることが重要であると考え、選定しました。	子どもたちの読書活動が、小学生、中学生ともに全国平均に達していないため、全国平均値に達成することをめざし、目標値を設定しました。	なし	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 65.7% 中学生 50.4%

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度目標値設定理由	最終案からの数値の変更	現状値【令和元】	目標値【令和5】
222	主指標	新規	自立した主体として、社会において権利行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	18歳で成年を迎えることとなる高校生が、社会を構成する一員として権利行使し、責任を果たすことの大切さを理解している必要があることから選定しました。	「全国学力・学習状況調査」における中学生への同内容の質問に対する回答の伸びが、4年間で約10ポイント（2.6ポイント／年）であること、新学習指導要領の実施に向けた授業改善、主権者教育や消費者教育等に取り組むことをふまえ、現状値から毎年3ポイント上昇させることをめざし、目標値を設定しました。	なし	62.3%	74.3%
222	副指標	新規	社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	高校生が、実際の社会的事象を題材として、自分の意見を述べ、他の生徒の意見を聞き、考えを深めていくような機会を持つことは、これから社会の形成者としての資質・能力を育成するために重要であることから選定しました。	高校生が、自ら課題を発見し協働して解決策を見出す活動を行うことで、これから社会の形成者として必要な資質・能力の育成につながることから、全ての県立高等学校において実施することをめざし、目標値を設定しました。	なし	20校（30年度）	56校
222	副指標	新規	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	子どもたちが目標を定め、先を見通して行動できる力は、これから社会において必要な力であることから選定しました。	第二次行動計画期間の最高値（小学生89.3%、中学生86.6%、高校生66.6%）を上回るよう、小学生、中学生は3～4ポイント程度の上昇をめざし、目標値を設定しました。特に高校生については、本施策を通じて自己の将来とのつながりを見通しながら学ぶ力を高める必要があることから、9ポイント程度の上昇をめざします。	(新)	小学生 88.2%	小学生 92.0%
						(旧)	中学生 86.6%	中学生 90.0%
222	副指標	新規	'困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	将来を予測することが難しい社会において、生徒が困難だと感じることに対して前向きに挑戦することが社会の変化に対応する力として必要不可欠であることから選定しました。	探究活動や課題解決型学習、教科横断的な学びなどの取組を進めることにより、第二次行動計画期間中の上昇割合（0.1ポイント／年）を上回る毎年1ポイント程度の上昇をめざし、目標値を設定しました。	なし	小学生 89.3% (30年度) 中学生 85.0% (30年度) 高校生 65.9% (元年度)	小学生 92.0% 中学生 87.0% 高校生 75.0%
						なし	71.8%	76.0%

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度目標値設定理由	最終案からの数値の変更	現状値【令和元】	目標値【令和5】
223	主指標	継続	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者就職率	障がいのある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導・支援の充実を図り、一般企業への就職を希望する生徒の就職を実現することは、特別支援教育の成果を象徴的にあらわすことから選定しました。	一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることをめざし、毎年100%を目標値として設定しました。	なし	100% (30年度)	100%
223	副指標	新規	小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	特別な支援を必要とする子どもたちが、いきいきと学校生活を送り意欲的に学んでいくためには、個々に応じた指導・支援が計画的に進められることが重要であることから選定しました。	特別な支援を必要とする全ての子どもたちが、一人ひとりの特性や教育ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を受けられることをめざし、目標値を設定しました。	なし	支援計画 小学校：86.0% 中学校：70.2% (30年度)  指導計画 小学校：91.5% 中学校：85.1% (30年度)	支援計画 100%  指導計画 100%
223	副指標	新規	特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数	交流及び共同学習は、特別支援学校と地域の小中学校等の子どもたちがお互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ大切な機会であることから選定しました。	障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習の実施を、1校あたりの回数の増加を1割程度増やすことをめざし、目標値を設定しました。	なし	845回 (30年度)	950回

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	最終案 からの 数値の 変更	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
224	主指標	継続	学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	公立小中学校および県立高等学校の児童生徒のうち、学校生活に安心を感じている割合を把握することは重要であることから選定しました。	学校生活において子どもたちが安心を感じている割合は、すでに小中学校においては90%を超えていていますが、この割合は今後100%をめざすべき大切な項目であると考えられることから、各校種とも2~3%程度(年0.5~0.9%)の上昇をめざし、目標値を設定しました。	(新) (旧)	小学生 92.0%  中学生 96.5%  高校生 88.9%	小学生 95.4%  中学生 98.7%  高校生 92.3%
							小学生 92.4% (30年度)  中学生 95.7% (30年度)  高校生 88.9% (元年度)	小学生 95.4%  中学生 98.7%  高校生 92.3%
224	副指標	新規	いじめ防止応援サポートとしていじめの防止に取り組む団体数	「三重県いじめ防止条例」にもある社会総がかりでいじめの防止に向けた取組を推進するため、学校だけでなく、保護者や地域住民、いじめ防止を応援してくれる事業者等が一体となっていじめ防止に取り組む割合を増やす必要があることから選定しました。	県全体に活動を広げていくため、29市町の規模に応じて、毎年1~6団体(事業所・個人を含む)増加することをめざし、目標値を設定しました。	なし	450団体	650団体
224	副指標	変更	いじめの認知件数に対して解消したものとの割合	一旦認知されたいじめの事案に関しては、組織的な対応により、早期解消を図ることが最も重要なことであることから選定しました。	いじめは子どもたちの命にもかかわる重大な問題であることから、認知されたいじめについて、100%解消することをめざし、目標値を設定しました。	なし	96.7% (30年度)	100%
224	副指標	新規	不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	不登校児童生徒の将来の社会的自立を支援する視点から、欠席が続く児童生徒が、学校内外の関係機関とのつながりを持つことが大切であることから選定しました。	不登校児童生徒のうち長期間にわたって欠席している児童生徒全員が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている状態をめざし、目標値を設定しました。	なし	小学生 74.1%  中学生 68.1%  高校生 50.7% (30年度)	小学生 89.1%  中学生 88.1%  高校生 60.7%
224	副指標	新規	学校安全ボランティアの中核となるスクールガード・リーダーの登録者数	学校・地域が一体となって、子どもたちの防犯意識を高めるとともに、登下校時に子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれるのを防ぐ見守り活動をより効果的に実施していくためには、スクールガード・リーダーを中心とした学校安全ボランティアの充実が重要であることから選定しました。	児童生徒の登下校時の安全確保は喫緊の課題であり、令和元年度現在、公立小学校においては、約2万人の学校安全ボランティア(スクールガード)が登録されています。学校安全ボランティア(スクールガード)の指導役である警察官OB等をスクールガード・リーダーとして県が育成し、その専門性を高めながら、令和5年度には各市町に1人ずつ配置することをめざし、目標値を設定しました。	なし	5人	29人

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度目標値設定理由	最終案からの数値の変更	現状値【令和元】	目標値【令和5】
225	主指標	継続	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	コミュニティ・スクールを導入している公立小中学校等の割合を示すことで、県内の学校と地域が連携・協働した教育活動の推進状況を的確にあらわすことから選定しました。	複雑化・多様化する学校の課題や子どもたちを取り巻く環境に対応するため、学校と地域の連携・協働がますます重要になっていっていることから、コミュニティ・スクールが小中学校の標準的な取組として定着することをめざし、目標値を設定しました。	なし	36.3%	50.0%
225	副指標	変更	授業で主体的に学習に取り組んでいる子どもたちの割合	「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が進むよう研修を実施することで、教職員の授業力が向上し、子どもたちが主体的・対話的に学習に取り組むことができると考えられることから選定しました。	これからの学校では、子どもたちが主体的・対話的に学ぶ授業が求められていることから、小中学生は現状をふまえ、授業実践研修等を通じて教員の授業力の向上を図るとともに、カリキュラム・マネジメントに関する研修を実施し教育活動の質の向上を図ることで、4年間で5ポイントの増加をめざし、目標値を設定しました。 高校生も同様に、4年間で5ポイントの増加をめざし、目標値を設定しました。	なし	小学生 主体的 77.5% 対話的 73.4%  中学生 主体的 77.6% 対話的 74.2%  高校生 主体的 対話的 73.5%	小学生 主体的 82.5% 対話的 78.4%  中学生 主体的 82.6% 対話的 79.2%  高校生 主体的 対話的 78.5%
225	副指標	新規	地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数	学校のみでの学びだけでなく、地域と連携した高等学校の活性化の取組を進めることが重要であることから選定しました。	課題解決に向けた学びに取り組むことに加え、地域や産業界とともに学校を活性化することは重要であることから、全ての県立高等学校で実施することをめざし、目標値を設定しました。	なし	35校	56校
225	副指標	変更	新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数	私立学校が、新たな時代の要請に応えて、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育や健全な学校運営に取り組むことが重要であることから選定しました。	若者の県内定着につながるキャリア教育を全ての全日制高等学校で実施するなど、特色ある教育・学校運営の取組数が平成30年度実績から40件増えることをめざし、目標値を設定しました。	なし	66件 (30年度)	106件

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度目標値設定理由	最終案からの数値の変更	現状値【令和元】	目標値【令和5】
111	副指標	継続	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	災害時に子どもたちの命を守るとともに、支援者の立場で地域の一員として行動できるようにするために、家庭・地域と連携した取組が重要であることから選定しました。	全ての学校で家庭や地域と連携した防災教育を実施していること(100%)をめざし、目標値を設定しました。	なし	92.4% (30年度)	100%
211	副指標	新規	人権学習によって人権を守るために行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	'三重県人権教育基本方針'において、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育むことを人権教育の目的としていることから選定しました。	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別はいけないと思う」と回答した生徒の割合が98.3%(過去最高値)である一方で、「差別をなくすための行動をしたい」と思う生徒の割合は88.5%に留まっています。第三次行動計画ではその差を埋め、さらに98.3%を上回ることをめざし、年2.5%を積み上げられるよう、目標値を設定しました。	(新)	88.5%	98.5%
						(旧)	86.6% (30年度)	98.5%
213	副指標	新規	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	日本語指導が必要な子どもたちが、学校で安心して学び、社会で自立していくために必要な力を身につけるためには、日本語能力が大切であることから選定しました。	日本語指導が必要な子どもが在籍する学校が増加している中で、どの学校で学んでも日本語能力を身につけられるよう、在籍する全ての学校で適切な日本語指導が行われることをめざし、目標値を設定しました。	(新)	86.8%	100%
						(旧)	89.6% (見込)	100%
227	副指標	新規	新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	地域社会総がかりで文化財が適切に保存・活用・継承がなされるためには、市町が策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられることが重要であり、この計画に位置づけられる文化財の数は、文化財の保存・活用・継承への方向性が示された指標として最も適していると考えられることから選定しました。	地域社会総がかりでの文化財の適切な保存・活用・継承のため、着実に文化財保存活用地域計画の策定を進め、対象となる文化財を4年間で160件とすることをめざし、目標値を設定しました。	なし	0件	160件
227	副指標	新規	公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	社会教育の役割として、地域課題の解決に向けて、人づくりの取組(講座やワーキングショップ等の学習機会の提供)を行うことが重要であることから、選定しました。	全ての市町の公民館等において、地域課題の解決に向けた取組が行われることをめざし、目標値を設定しました。	なし	11市町 (30年度)	29市町

別冊1

# みえ県民力ビジョン

## 第三次行動計画

[案]

教育委員会関係抜粋版

令和2(2020)年2月

三 重 県



**「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」(案)**  
**教育委員会関係抜粋版〈目次〉**

**1 教育委員会の主担当施策**

	政策	施策
II 「創る」	2 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成
		222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成
		223 特別支援教育の推進
		224 安全で安心な学びの場づくり
		225 地域との協働と信頼される学校づくり

**2 他部局の主担当施策のうち教育委員会関係施策・基本事業**

	政策	施策 基本事業
I 「守る」	1 防災・減災、国土強靭化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進
		11103 学校における防災教育の推進
		112 防災・減災対策を進める体制づくり
		11204 教育施設の防災対策
II 「創る」	1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり
		21102 人権教育の推進
		213 多文化共生社会づくり
		21303 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援
	2 学びの充実	227 文化と生涯学習の振興
		22702 文化財の保存・活用・継承
	3 希望がかなう少子化対策の推進	22704 社会教育の推進と地域の教育力の向上
		233 子育て支援と幼児教育・保育の推進
		23301 幼児教育・保育の充実
		23302 子どもの貧困対策の推進

## 施策221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

### 現状と課題

- 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」が一体的・調和的に育まれる中で、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していくための力の基礎を形成していくことが必要です。
- 新しい時代を生き抜いていくためには子どもたちに、「何を理解しているか、何ができるか」「理解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の視点から必要な資質・能力を育成することが求められています。
- 「みえの学力向上県民運動」を実施し、家庭での生活習慣・学習習慣等の確立、地域による学習支援等に取り組むとともに、みえスタディ・チェック等を活用した授業力の向上や教育支援事務所（平成28（2016）年設置）による小中学校へのオーダーメイドの支援を進めました。令和元（2019）年度の「全国学力・学習状況調査」では、小中学校合わせた5教科中4教科で全国の平均正答率以上となりましたが、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、説明したり自分の考えを書いたりする力などに課題がみられ、道半ばであることから、引き続き、学校・家庭・地域・市町・県が一体となりオール三重で子どもたちの学力向上の取組を推進していく必要があります。
- 生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題、インターネットでの誹謗中傷等が発生している中で、子どもたちの生命倫理や情報モラルの確立、規範意識や人間関係を形成する力の向上が求められています。また、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働してよりよく生きるために基盤となる道徳性を養うことが、これまで以上に求められています。
- 子どもたちの身近な遊び場の減少や交通手段の発達等の社会環境の変化、家庭のライフスタイルの多様化を背景として、子どもたちの健康づくりにつながる、運動・食事・睡眠等に関する基本的な生活習慣の確立が難しくなってきています。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、三重県の子どもたちの体力は、全国と同程度に向上しましたが、1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合が増加しており、学校における体育活動を通じ、運動することの楽しさに気づく機会を増やす必要があります。
- 「全国学力・学習状況調査」の結果では、授業時間以外に読書をする本県の子どもたちの割合は全国を下回っています。また、学校読書調査における不読者の割合は、年齢が上がるにつれ高くなる傾向にあり、発達段階に応じた読書習慣を形成していく必要があります。さらに、美しいものや芸術的なものにふれることで豊かな感性・情操を育むとともに、生涯にわたり文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与しようとする意欲や態度を育むことが必要です。

### 新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけ、自分のよさや可能性を認識し、未来の創り手となるために必要となる力を育んでいけるよう、学校と家庭・地域が、それぞれの役割について当事者意識を持ち、連携・協働して取り組んでいきます。

## 取組方向

### ■ 基本事業1 学力の育成

子どもたちが、学習内容を自らの将来や社会のあり方と結びつけて理解し、対話を通じて考えを広げ深める過程を重視した主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組みます。また、子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を身につけられるよう、「全国学力・学習状況調査」、みえスタディ・チェック等の活用を通じて、一人ひとりの理解と定着の状況を把握し、改善を図る組織的な取組を推進します。

### ■ 基本事業2 道徳教育の推進

子どもたちが、公共心、規範意識、自尊感情を高め、命を大切にする心やよりよく生きようとする意欲と実践力を身につけられるよう、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。小中学校においては、答えが一つではない道徳的な問題について、考え、議論する道徳の授業づくりに取り組むとともに、高等学校においては学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。

### ■ 基本事業3 体力の向上と健康教育の推進

魅力ある体育授業づくりや「1学校1運動」の取組を推進し、子どもたちが運動の楽しさや喜びを味わうことなどを通じて体力の向上を図るとともに、大規模大会の開催等を通じて子どもたちの競技力やスポーツへの関心が高まるよう取り組みます。また、生涯にわたり心身の健康を自ら管理し、健康で充実した生活を送るために必要な知識と実践力を身につけられるよう、基本的な生活習慣や望ましい食習慣の確立に、家庭や関係機関と連携して取り組みます。

### ■ 基本事業4 読書活動・文化芸術活動の推進

子どもたちが本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるよう、公立図書館、学校図書館における読書環境の充実や、学校図書館を活用した授業、全校一斉読書、ビブリオバトル、家庭読書など多様な読書活動を促進します。また、子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を充実させることなどを通じて、豊かな感性や情操、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）
副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	小学生 100.2 中学生 98.3	小学生 104 中学生 102	「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層（ABCD層）におけるAB層の公立小中学生の割合（全国を100とした場合の本県の値）
道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	小学校 78.7% 中学校 48.7% (30年度)	小学校 100% 中学校 100%	道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人びとに紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校の割合
体力テストの総合評価が「A」「B」「C」の子どもたちの割合	75.1%	80.0%	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が「A」「B」「C」「D」「E」の5段階のうち上位3段階である「A」「B」「C」の公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 65.7% 中学生 50.4%	「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

## 施策222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちが、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を發揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

### 現状と課題

- 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会、異なる個性や能力を持つ一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現が求められている中で、これからの中では、子どもたちにこうした社会づくりに向けて小さなことでも変化を起こし試行錯誤してやり切ろうとする素養を育んでいくことが必要です。
- 平成28（2016）年から選挙権年齢が18歳以上に、令和4（2022）年4月からは成年年齢が18歳となる中で、学校教育において、子どもたちが早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合い、社会を形成していく力を育んでいくことがより重要となっています。
- 社会が急速に変化し雇用形態の多様化等が進む中、子どもたちが、将来、自らの能力等を發揮し、自立した社会人として活躍することができるよう、自らの生き方や働き方について考え方を深め、職業生活に必要な知識や技能を育むことや、学習内容と社会のつながりを意識した教育の必要性が一層高まっています。
- グローバル化や人口減少が進む中、子どもたちに、異なる文化に対する理解や英語コミュニケーション力、地球的な視野で考え行動できる態度を養うとともに、郷土の豊かな自然や歴史、文化等について理解し、郷土への誇りや愛着を持ち、世界や地域で活躍できる力を育んでいくことが求められています。
- A I、ビッグデータ等をはじめとする技術革新が進み、これらの先端技術を社会生活等に取り入れ、社会的課題の解決等を図る超スマート社会（Society 5.0）が進展する中、子どもたちに先端技術を使いこなしながら人間ならではの考え方で課題を解決していくことができる力を育むことが必要です。

### 新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちに、社会の一員として新しい時代を担っていく力を育むためには、これまで以上に、地域や企業、N P O等の様々な主体と協働して、実際の社会で多様な人々と協力しながら実践的に学ぶ取組を推進します。

注) 1 STEAM教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、リベラルアーツ・教養（Arts）、数学（Mathematics）等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

注) 2 プログラミング教育：子どもたちが、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験しながら、発達の段階に即した、コンピュータを主体的に活用するための資質・能力を育む教育。

注) 3 Ed Tech：教育におけるA I、ビッグデータ等のさまざまな新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。